

土浦市環境白書

平成 1 8 年度年次報告書

資 料 編

土 浦 市

—目次—

資料編

土浦市等の環境行政の歩み	1
土浦地区気象データ	6
土浦市の人口	6
霞ヶ浦の水質	7
河川の水質	8
自動車排ガス調査	10
水準点の変化	12
地下水位変動状況	18
苦情処理件数	20
公害防止協定締結企業一覧	21
公害関係法令に基づく届出状況	23
水質汚濁防止法にかかる届出	24
湖沼水質保全特別措置法にかかる届出	25
茨城県霞ヶ浦の富栄養化防止に関する条例にかかる届出	25
大気汚染防止法にかかる届出	26
騒音規制法にかかる届出	27
振動規制法にかかる届出	27
ダイオキシン類対策特別措置法にかかる届出	27
茨城県生活環境の保全等に関する条例にかかる届出	28
土浦市公害防止条例にかかる届出	29
特定建設作業に関する届出	29
特定粉じん排出等作業にかかる届出	29
水質に関する基準等	30
ダイオキシン類の環境基準	35
大気にかかる環境基準	36
土壌にかかる環境基準	36
騒音にかかる基準	37
振動にかかる基準	40
公害防止施設資金利子補給制度及び公害防止施設資金保証料補助要綱	41
環境基本計画に関するアンケート（市民編）	42
// （事業者編）	52
平成18年度土浦市役所環境保全率先実行計画における取組状況	60

土浦市等の環境行政の歩み

昭和42年	8月	公害対策基本法公布・施行
昭和43年	6月	大気汚染防止法の公布 騒音規制法の公布
昭和45年	4月	市民室に公害係を設置
	5月	公害対策について調査審議するため、公害対策審議会を設置（学識経験者を含む委員15人）
	12月	水質汚濁防止法の公布 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の公布 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律の公布 公害防止事業の効果的推進を目的に、市関係部課等の相互の連絡調整を図るため公害対策推進本部を発足
昭和46年	2月	騒音規制法に基づく騒音規制地域の指定を受ける
	4月	土浦市・千代田村・出島村（現かすみがうら市）の三市村合同で土浦・千代田工業団地企業との間に公害防止協定を締結（最初の公害防止協定）
	6月	悪臭防止法の公布
	10月	茨城県公害防止条例の公布 機構改革により生活環境部公害課を設置（係：管理係・調査指導係）
昭和47年	1月	土浦市公害防止条例の公布
	6月	美しい住みよい環境の実現を目指し、環境を守る土浦市民会議を設立 公害の未然防止と早期発見に資するため、公害監視員制度を設置
	11月	霞ヶ浦及び流入する河川について環境基準A類型の指定を受ける 地盤沈下の状況を把握する目的で水準点の測量を開始
昭和48年	1月	神立工業団地周辺企業に対し、昭和50年度末を目途に地下水揚水規制量を設定
	9月	霞ヶ浦沿岸21市町村長で組織する霞ヶ浦問題研究会を発足
	10月	地下水位を観測する目的で観測井を設置
	11月	茨城県公害防止条例改正により、水質汚濁防止法の上乗せ基準として霞ヶ浦水域における排水基準が追加される
	12月	水質検査室を設置
昭和49年	6月	茨城県霞ヶ浦水質監視員制度の発足に伴い、土浦市公害監視員を増員
昭和50年	10月	悪臭防止法に基づく悪臭規制地域の指定を受ける 騒音規制法に基づく騒音規制地域が拡大
	12月	市民憲章を制定
昭和51年	4月	公害紛争処理法に基づく政令市（人口10万人以上）として、公害苦情相談員制度を設置
	6月	振動規制法の公布
	7月	環境を守る土浦市民会議が発展的に解消
	9月	市民憲章推進協議会を設立
昭和52年	2月	公害監視員活動の一層の推進を図るため、土浦市公害監視員研究会を組織
	5月	土浦市・千代田村・出島村（現かすみがうら市）の3市村間における公害に係る諸問題に対処するため、土浦地区公害研究会を組織
昭和53年	3月	振動規制法に基づく振動規制地域の指定を受ける

昭和54年	1月	公共下水道が供用開始
	3月	霞ヶ浦浄化対策推進の一環として土浦市粉石けん使用運動推進協議会を設立
	4月	霞ヶ浦問題研究会が霞ヶ浦問題協議会（流域41市町村長で組織）に改称
	6月	エネルギーの使用の合理化に関する法律の公布
昭和55年	7月	土浦市粉石けん使用運動推進協議会が、一般家庭からの天ぷら廃油回収を開始
昭和56年	8月	国立環境研究所との共同事業で、原の前都市下水路の浄化を目的にリングレースによる基礎実験を行う（昭和56年8月～昭和58年3月の1年半）
	9月	茨城県霞ヶ浦の富栄養化防止条例の公布
	1月	1月1日から粉石けんの普及拡大を図るため、新生児に対して粉石けんを誕生祝として贈呈
昭和57年	9月	茨城県霞ヶ浦の富栄養化の防止に関する条例施行を記念して9月1日を「霞ヶ浦の日」と定める
		「霞ヶ浦富栄養化防止基本計画」策定（第1期）
	6月	土浦市粉石けん使用運動推進協議会を発展的に解消し、浄化運動の拡大を図るため土浦市家庭排水浄化推進協議会に改める
昭和58年	7月	新川、備前川、土浦港においてアオコ回収を開始
	2月	リングレースによる水路浄化の基礎実験結果に基づき、昭和60年1月まで実用実験を行う
	7月	湖沼水質保全特別措置法の公布
昭和59年	12月	騒音に係る環境基準の地域類型のあてはめ地域として指定される
	7月	国・県・市の共同事業により、土浦港沖合に600m（各持分200m）のアオコフェンス展張事業を開始
		水質汚濁防止法施行令の一部改正により、窒素、リンの排出基準が適用される
昭和60年	8月	土浦市家庭排水浄化推進協議会の事業で、市内の小学5年生を対象に霞ヶ浦水質浄化親子研修会を開始
	12月	家庭排水浄化対策事業として、公共下水道未整備地区の各家庭へ年次計画（昭和60年度～昭和63年度）により簡易浄化マスを配布
		湖沼水質保全特別措置法第3条第1項及び第2項の規定に基づき、霞ヶ浦が指定湖沼及び指定地域として公示される
昭和62年	3月	「霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画」策定（第1期）
	5月	県との共同事業で、水生植物による河川水質浄化モデル試験（昭和62年度～平成元年度の3か年間）として、新川河口においてホテイアオイの植栽を実施
	7月	公害防止に関する細目協定の見直しにより、総窒素、総リンを追加規制
昭和63年	5月	特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律の公布
	10月	工業用水の導入に伴い、神立地区工業協議会加入企業における地下水揚水量の見直しを実施し、新規揚水規制量を設定
平成元年	6月	新川河口部（常磐線鉄橋下～新港橋）の底泥浚渫を実施（2か年事業）
平成2年	5月	中高津都市下水路において、木炭による水質浄化実験を実施（単年度事業）
	6月	昭和62年度から平成元年の試験結果をもとに、市事業として新川・備前川において水生植物（ホテイアオイ）による水質浄化事業を開始
	6月	水質汚濁防止法に生活排水対策が盛り込まれる
	7月	市制施行50周年記念事業「霞ヶ浦浄化市民大会」を開催
	8月	土浦港内の一部底泥浚渫を実施（平成3年度・4年度は建設省で実施）

平成	3年	3月	市制施行50周年記念事業の一環として霞ヶ浦総合公園に霞ヶ浦浄化記念碑（光の輪のむこうに）を建立
		3月	生活排水対策重点地域の指定を受ける
		4月	機構改革により部名を市民生活部、課名を環境保全課と改める 再生資源の利用の促進に関する法律の公布 資源の有効な利用の促進に関する法律の公布
		7月	新川下流部（神天橋付近）に環境水車「みずすまし」を設置し環境浄化を図る
		8月	公害対策基本法に基づく土壌の汚染に係る環境基準告示
平成	4年	3月	「霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画」策定（第2期） 「霞ヶ浦富栄養化防止基本計画」策定（第2期） 土浦市生活廃水対策推進計画の策定
		11月	旧建設省により霞ヶ浦の大規模底泥浚渫が開始される（平成12年迄の浚渫予定量800万m ³ ）
平成	5年	3月	県の補助事業により、公共下水道・農業集落排水施設の未整備地域を対象に微細目のストレーナーまたは三角コーナーを無料配布（平成7年まで） 市議会において「土浦市環境都市宣言」を決議 環境庁・県の補助事業により虫掛地区排水路に生活排水路浄化施設を建設
		4月	環境保全課に霞ヶ浦対策係を設置
		6月	水質浄化意識の高揚を図るため「霞ヶ浦浄化推進講演会」を開催
		7月	備前川が「水環境改善緊急行動計画」（清流ルネッサンス21）の第1次計画対象河川に選定される
		11月	公害対策基本法が廃止され、環境基本法が制定される
平成	6年	8月	第6回世界湖沼会議向けプレ会議が開催される
		12月	新川が「水環境改善緊急行動計画」（清流ルネッサンス21）の第2次計画対象河川に選定される
平成	7年	5月	公害監視員制度を解消し、さわやか環境推進員制度（平成7年11月発足）を設置
		6月	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の公布
		10月	茨城県地球環境保全行動条例施行 低公害車（メタノール自動車）を活性化センターから借受けモニタリング調査開始（平成11年12月返却）
		10月	第6回世界湖沼会議が開催される
平成	8年	4月	酸性雨の観測を開始（本庁舎屋上）
		6月	茨城県環境基本条例施行
平成	9年	3月	茨城県環境基本計画策定 「霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画」策定（第3期）
		4月	新エネルギーの利用等の促進に関する特別措置法の公布
		5月	県の補助事業により沖宿町地内に生活排水路浄化施設を建設
		6月	環境影響評価法の公布
		10月	第7回世界湖沼会議（アルゼンチン共和国）

平成10年	2月	茨城県環境保全率先実行計画策定
	3月	茨城県ダイオキシン対策指針制定
	4月	機構改革により管理係と調査指導係が環境保全係となる
	6月	特定家庭用機器再商品化法の公布
	9月	騒音に係る環境基準の改正
	10月	地球温暖化対策の推進に関する法律の公布
平成11年	2月	公共用水域の水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準項目の追加 地下水の水質汚濁に係る環境基準項目の追加
	3月	土浦市環境審議会条例制定（昭和45年制定の公害対策審議会条例は廃止）
	5月	第8回世界湖沼会議（デンマーク王国）
	6月	茨城県環境影響評価条例の施行
	7月	ダイオキシン類対策特別措置法の公布 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び改善の促進に関する法律の公布 庁内に土浦市環境基本政策等調査・検討委員会設置 低公害車（ハイブリッド自動車）導入
	12月	エネルギー使用の合理化に関する法律の改正
平成12年	3月	「ゴルフ場における農薬の安全使用等に関する指導要綱」の一部改正 土浦市環境基本条例制定（環境審議会条項を規定し、土浦市環境審議会条例は廃止）
	4月	酸性雨観測機器を神立消防署に増設 循環型社会形成推進基本法の公布
	5月	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律の公布 建設工事にかかる資材の再資源化に関する法律の公布
	6月	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の公布 土浦地区公害研究会を土浦地区環境政策研究会に改称
	8月	東京都板橋区エコポリスセンターとの交流事業開始
	11月	庁内に土浦市環境政策推進会議設置（土浦市環境基本政策等調査・検討委員会は廃止）
	12月	土浦市の環境基本計画を考える市民懇談会を組織
平成13年	4月	土浦市の環境基本計画を考える市民懇談会から市長へ土浦市環境基本計画素案を報告（同会は解散）
	6月	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の公布 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の公布 低公害車（ハイブリッド自動車）導入
	11月	第9回世界湖沼会議（滋賀県大津市）
平成14年	1月	「土浦市環境基本計画」策定 「土浦市役所環境保全率先実行計画」策定
	3月	「霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画」策定（第4期） 「霞ヶ浦富栄養化防止基本計画」策定（第3期）
	3月	土浦市環境基本計画の誕生記念シンポジウムを県南生涯学習センターで開催
	4月	「土浦市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要項」の公布 (12万円／1kW、4kW上限、10件分)
	5月	土壤汚染対策法の公布
	6月	土浦市住宅用太陽光発電システム設置費補助金補正予算（20件分）
	12月	自然再生推進法の公布 土浦市環境基本計画推進協議会を設置

- 平成15年 4月 「土浦市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要項」の公布
(10万円／1kW, 4kW上限, 30件分)
- 6月 土浦市住宅用太陽光発電システム設置費補助金補正予算(35件分)
第10回世界湖沼会議(アメリカ合衆国)
- 平成16年 4月 「土浦市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要項」の公布
(7万円／1kW, 4kW上限, 70件分)
- 茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行
- 5月 大岩田水郷公園内にマイクロバブルによる水質浄化施設の建設
- 10月 土浦市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行
- 平成17年 2月 京都議定書発効
石綿障害予防規則制定
- 4月 「土浦市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要項」の公布
(6万円／1kW, 4kW上限, 70件分)
- 茨城県霞ヶ浦環境科学センター供用開始
- 6月 ISO14001認証取得に向けたキックオフ宣言
- 9月 硝酸性窒素総合対策モデル事業参画(新治村)
- 10月 茨城県生活環境の保全等に関する条例施行
第11回世界湖沼会議(ケニア共和国)
- 11月 茨城県石綿の飛散防止のための緊急措置に関する条例施行
- 平成18年 2月 石綿による健康被害の救済に関する法律の公布
土浦地区環境政策研究会解散
- 3月 新治地区における騒音規制法, 振動規制法, 悪臭防止法に基づく地域指定等の変更
(土浦地区と統一。茨城県告示第372号—377号)
- 6月 ISO14001認証取得(小・中学校並びに新治地区に所在する施設を除く)
- 10月 土浦市公害防止条例施行規則改正
- 平成19年 2月 第1回環境展開催
- 3月 茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例改正
茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則改正
「霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画」策定(第5期)
「土浦市環境基本計画」改訂
「土浦市ごみ処理基本計画」改訂
「土浦市役所環境保全率先実行計画」策定(第2期)

別表１ 土浦地区気象データ（平成８年～平成１８年）

	気温（℃）			平均風速	雨日数	降水量
	最高（極値）	最低（極値）	平均	（m/s）	（降水日数）	（mm）
平成 ８年	37.7	-5.6	13.8	1.4	93	921
９年	36.4	-4.5	14.8	1.4	110	928
１０年	34.6	-4.8	14.8	1.4	124	1,441
１１年	34.5	-5.1	15.3	1.4	94	1,046
１２年	35.9	-5.3	15.0	1.3	106	1,212
１３年	36.4	-6.4	14.4	1.4	95	1,143
１４年	35.8	-4.3	14.9	1.4	102	1,002
１５年	34.4	-5.2	14.1	1.5	121	1,308
１６年	38.1	-4.3	15.4	1.6	103	1,397
１７年	34.7	-4.1	14.3	1.5	96	1,138
１８年	35.2	-5.1	14.8	1.4	113	1,521

（水戸地方気象台提供）

別表２ 土浦市の人口（男女別年変化）

	世帯数	人口（人）		
	（世帯）	総数	男	女
昭和 １５年	7,298	35,567	17,012	18,555
２５年	13,209	62,246	30,124	32,122
３５年	16,137	71,474	34,763	36,711
４５年	23,929	89,958	44,197	45,761
５５年	33,844	112,517	55,768	56,749
６０年	36,866	120,175	59,837	60,338
平成 ７年	45,767	132,243	65,916	66,327
８年	46,632	132,986	66,484	66,502
９年	47,638	134,072	67,166	66,906
１０年	48,674	134,961	67,583	67,378
１１年	49,617	135,674	67,931	67,744
１２年	49,233	134,702	67,161	67,541
１３年	50,124	135,261	67,284	67,977
１４年	50,685	135,464	67,237	68,227
１５年	50,897	135,120	66,956	68,164
１６年	51,526	135,380	67,245	68,135
１７年	51,090	135,058	67,254	67,804
１８年	54,131	143,703	71,589	72,114

（各年１０月１日現在の常住人口）

別表３－１ 霞ヶ浦の水質

地点	項目	年 度	水温(℃)	透視度 (度)	pH	DO	BOD	COD	SS	T-N	T-P
環 境 基 準			基準なし	基準なし	6.5以上 8.5以下	7.5以上	基準なし	3.0以下	5.0以下	0.4以下 ※0.6以下	0.03以下 ※0.05以下
大 岩 田 水道事務所前	H8		16.2	17	8.2	8.9	3.6	8.8	32.0	1.2	0.16
	H9		16.7	17	8.1	9.5	3.4	8.0	28.0	1.7	0.13
	H10		16.8	20	8.0	10.0	3.4	7.3	20.0	1.8	0.12
	H11		17.7	22	7.9	—	2.5	6.9	20.0	1.4	0.10
	H12		17.1	20	8.1	—	4.1	7.0	23.0	1.7	0.11
	H13		17.3	18	7.9	9.3	3.7	6.7	35.0	1.7	0.10
	H14		16.4	18	8.2	10.6	4.0	7.2	29.2	1.4	0.12
	H15		16.5	14.8	8.1	10.8	3.6	6.4	24.0	1.6	0.12
	H16		15.2	19.9	7.9	10.3	2.6	6.5	22.8	2.0	0.11
	H17		16.4	19.0	7.9	10.1	2.6	6.9	22.8	1.7	0.11
	H18		17.6	19.0	8.8	12.0	3.4	7.3	23.3	1.6	0.11
川口二丁目 土浦新港	H8		16.5	19	8.0	8.8	3.8	9.3	24.0	2.2	0.16
	H9		17.2	16	8.4	10.0	3.6	7.8	29.0	1.7	0.13
	H10		17.1	23	7.8	9.8	3.9	7.0	20.0	2.2	0.11
	H11		18.2	20	8.0	—	3.6	7.2	21.0	2.4	0.11
	H12		17.2	21	8.0	—	4.2	6.9	20.0	2.5	0.12
	H13		18.0	15	7.8	9.3	3.8	6.5	25.0	2.5	0.12
	H14		16.0	15	7.8	10.0	3.3	6.6	21.5	2.0	0.12
	H15		16.8	15.1	7.8	10.2	3.5	6.0	24.3	2.2	0.10
	H16		16.1	19.5	7.7	9.8	2.4	6.1	23.5	2.5	0.11
	H17		17.2	18	7.9	10.7	2.9	7.0	24.2	2.3	0.13
	H18		17.8	20	8.3	11.3	2.8	6.9	19.5	2.1	0.11
沖 宿 沖宿漁港	H8		16.0	15	8.4	9.5	3.7	8.9	30.0	1.2	0.16
	H9		17.5	15	8.8	11.0	3.6	9.4	38.0	0.8	0.15
	H10		17.3	20	8.0	10.0	3.6	7.6	30.0	1.4	0.17
	H11		18.7	17	8.4	—	3.4	8.2	29.0	1.3	0.13
	H12		17.2	17	8.3	—	3.2	7.1	27.0	1.4	0.14
	H13		17.8	16	8.2	10.2	3.8	7.5	27.0	1.3	0.11
	H14		17.0	15	8.0	9.9	2.6	6.9	25.5	1.3	0.14
	H15		17.1	12.7	8.2	11.5	3.3	6.8	27.0	1.3	0.14
	H16		16.1	15.4	8.6	11.6	4.1	8.5	31.8	1.7	0.14
	H17		16.9	14	8.6	12.4	3.6	8.8	32.0	1.2	0.14
	H18		17.6	13	9.0	11.8	4.4	10.6	60.5	1.6	0.19

(注)・水温及び透視度以外の単位は「mg/ℓ」。

- ・溶存酸素(DO)の平成11年、12年は、測定していないため「—」となっている。
- ・総窒素(T-N)、総りん(T-P)については、本来の環境基準は上段の値であるが、湖沼の特性等にかんがみ、当面下段の値(※印)の達成に努めるものとする。

別表３－２ 河川の水質

項目 地点	年 度	水温(℃)	透視度 (度)	pH	DO	BOD	COD	SS	T-N	T-P
環 境 基 準		基準なし	基準なし	6.5以上 8.5以下	7.5以上	2.0以下	基準なし	25以下	基準なし	基準なし
花 室 川 小岩田東二丁目 小岩橋下 (H13年度までは 新和橋下)	H8	15.1	42*	7.4	7.9	3.6	6.8	11	2.3	0.32
	H9	16.9	49*	7.4	8.9	2.6	5.2	8	2.3	0.27
	H10	15.9	48*	7.5	8.4	2.2	4.6	6	2.9	0.16
	H11	17.6	47*	7.5	—	2.9	5.4	8	2.6	0.18
	H12	16.7	50<	7.6	—	2.5	4.5	6	2.9	0.14
	H13	17.0	49*	7.6	9.0	3.5	5.3	8	3.0	0.14
	H14	15.2	45*	7.4	7.8	2.7	4.9	9.1	3.0	0.13
	H15	15.3	46.6	7.5	7.4	3.3	4.8	7.7	3.4	0.15
	H16	14.8	48*	7.6	7.1	1.6	3.9	5.9	3.0	0.09
	H17	15.9	49*	7.5	7.8	1.8	4.9	6.0	2.8	0.11
	H18	16.8	62*	7.5	8.2	1.5	4.3	8.0	2.9	0.10
乙 戸 川 沖新田 桐の木橋下	H8	14.9	38*	6.9	3.5	18.0	15.0	15	4.6	0.44
	H9	16.8	44*	6.9	3.3	10.0	11.0	15	3.6	0.35
	H10	16.0	44*	7.0	4.3	10.0	10.0	16	4.7	0.34
	H11	17.2	47*	7.1	—	9.4	10.0	12	3.8	0.32
	H12	16.5	45*	7.1	—	5.8	7.7	13	3.5	0.17
	H13	16.8	42*	7.1	5.1	7.1	8.3	16	3.8	0.26
	H14	15.3	40*	7.0	6.7	12.7	11.3	18.4	3.4	0.18
	H15	15.4	44.7	7.1	5.5	5.4	7.1	12.3	4.2	0.21
	H16	14.9	48*	7.0	5.9	3.0	6.1	11.5	3.7	0.12
	H17	16.6	39*	7.0	6.0	5.5	8.9	19.7	3.0	0.23
	H18	16.9	54*	7.1	6.7	3.9	7.0	13.7	2.9	0.19
備 前 川 小松一丁目 小松橋下 (H9年度までは 岩田橋下)	H8	16.5	21	7.9	8.1	8.4	12.0	20	2.6	0.30
	H9	17.7	25	7.3	7.1	4.9	7.4	16	3.0	0.30
	H10	16.0	38*	7.4	7.4	3.5	5.9	14	2.5	0.18
	H11	17.5	33*	7.6	—	3.5	5.7	15	2.3	0.14
	H12	16.6	28	7.5	—	4.9	7.7	22	2.9	0.24
	H13	16.4	33*	7.5	8.5	2.4	5.0	15	2.4	0.10
	H14	15.5	36*	7.3	7.9	2.7	5.4	16	2.2	0.11
	H15	15.5	37.4	7.5	7.4	3.0	5.2	10.6	2.0	0.12
	H16	15.0	45.2*	7.6	6.5	2.7	5.7	9.5	2.6	0.13
	H17	16.1	36*	7.5	6.7	2.9	6.4	16.3	2.1	0.12
	H18	17.0	32	7.7	9.0	4.3	7.1	14.8	2.6	0.15
桜 川 蓮河原新町 水郷橋下 (H9年度から H16年8月までは 桜川橋下)	H8	15.7	27*	7.8	8.8	3.6	7.6	21	1.8	0.16
	H9	16.6	32	7.4	8.8	2.2	5.0	14	1.8	0.12
	H10	15.7	30*	7.4	9.5	2.1	4.9	15	2.0	0.11
	H11	17.7	34*	7.7	—	3.3	5.1	14	2.1	0.09
	H12	17.0	33*	7.6	—	2.6	4.7	15	2.4	0.09
	H13	16.9	39*	7.5	9.6	2.2	4.5	15	2.3	0.09
	H14	15.5	32*	7.3	9.3	1.6	4.8	16	2.1	0.08
	H15	15.6	33.7	7.7	10.7	2.2	4.4	12.1	2.0	0.08
	H16	15.1	42.7*	7.6	9.9	1.4	4.1	10.1	2.2	0.07
	H17	16.3	34*	7.8	10.6	2.6	6.2	17.2	1.9	0.10
	H18	17.0	42*	7.5	9.7	1.4	4.0	11.8	2.1	0.07

(注)・水温及び透視度以外の単位は「mg/ℓ」。

- ・透視度における「*」は、測定限界を超えた値（50<、または 100<）があることを示し、平均するにあたっては、測定限界値を値（50<→50、100<→100）として計算した。
- ・溶存酸素（DO）の平成11年、12年は、測定していないため「—」となっている。

項目 地点	年 度	水温(℃)	透視度 (度)	pH	DO	BOD	COD	SS	T-N	T-P
環 境 基 準		基準なし	基準なし	6.5以上 8.5以下	7.5以上	2.0以下	基準なし	25以下	基準なし	基準なし
新 川 川口二丁目 天王橋下 (H10年度から H13年度までは 新町橋下)	H8	17.4	39*	7.0	5.0	4.4	9.0	11	5.2	0.28
	H9	17.9	37*	7.0	5.2	5.5	8.7	13	4.4	0.24
	H10	16.8	37*	7.1	3.9	5.3	8.7	10	4.0	0.23
	H11	18.4	31*	7.5	—	5.9	8.8	12	3.5	0.23
	H12	17.3	31	7.3	—	4.3	7.2	12	3.0	0.19
	H13	18.1	30*	7.3	6.1	5.4	8.5	12	3.8	0.19
	H14	18.1	40*	7.0	5.8	2.1	6.9	8	4.6	0.17
	H15	18.1	39.6	7.3	7.4	3.8	6.4	7.9	4.3	0.16
	H16	16.4	43.5*	7.2	5.5	2.8	6.3	9.3	3.9	0.15
	H17	17.6	44*	7.1	6.6	2.4	7.1	7.6	3.9	0.22
境 川 木田余 境橋下	H8	16.5	27*	7.2	7.5	6.0	8.6	13	3.2	0.29
	H9	18.7	28*	7.7	9.2	4.7	8.1	23	2.9	0.38
	H10	18.4	47*	7.5	8.4	3.9	6.3	10	3.6	0.68
	H11	19.8	31*	7.8	—	4.8	8.8	33	3.5	0.27
	H12	18.5	34*	7.8	—	3.7	7.5	32	3.5	0.27
	H13	18.6	42*	8.0	9.6	3.6	6.0	10	3.6	0.23
	H14	18.1	47*	7.8	9.6	2.7	5.5	7	3.1	0.18
	H15	19.2	35.2	7.8	9.6	4.2	6.2	18.3	3.5	0.24
	H16	18.8	29.1*	7.9	8.7	3.5	7.2	19.2	3.8	0.26
	H17	19.0	28*	7.9	9.9	3.3	10.5	44.3	3.9	0.34
一ノ瀬川 菅谷町 一ノ瀬川5号橋下	H18	20.2	42*	8.3	11.2	2.1	5.6	9.4	3.5	0.20
	H8	17.0	49*	7.0	7.7	3.7	7.6	10	3.9	0.39
	H9	18.5	48*	7.0	8.1	3.0	6.3	10	3.3	0.20
	H10	17.7	45*	7.2	8.9	3.0	6.0	8	4.1	0.16
	H11	19.6	45*	7.1	—	2.4	4.9	9	3.4	0.11
	H12	18.1	39*	7.1	—	2.2	5.1	22	3.9	0.12
	H13	18.5	49*	7.1	8.6	1.9	4.0	7	3.8	0.11
	H14	17.4	46*	7.0	8.8	1.7	4.4	12	3.8	0.13
	H15	18.0	48.3	7.2	9.3	2.8	4.2	7.7	4.4	0.17
	H16	17.4	49.3*	7.1	9.0	1.3	3.6	7.1	4.3	0.09
天 の 川 栗野町 桜橋下	H17	18.0	56*	7.2	8.7	1.9	4.6	7.2	3.8	0.09
	H18	18.6	59*	7.3	9.4	1.3	4.0	7.6	3.9	0.11
	H10	16.6	50<	7.5	12.0	1.8	3.3	4	6.2	0.10
	H11	19.2	44*	7.7	—	1.9	4.8	10	5.3	0.10
	H12	16.5	47*	7.6	—	1.6	4.6	9	5.3	0.10
	H13	16.2	47*	7.6	9.8	2.3	4.4	10	5.2	0.10
	H14	15.1	42*	7.5	10.6	1.2	4.6	12	4.2	0.13
	H15	15.7	39.8	7.7	11.0	1.5	4.0	11.8	4.4	0.09
	H16	15.5	41.1*	7.6	11.0	1.2	4.1	11.5	4.8	0.09
	H17	16.6	45*	7.7	10.3	1.2	4.5	11.8	4.4	0.11
H18	17.6	44*	7.7	10.3	0.9	4.0	12.6	3.7	0.09	

(注)・水温及び透視度以外の単位は「mg/ℓ」。

- ・透視度における「*」は、測定限界を超えた値（50<、または 100<）があることを示し、平均するにあたっては、測定限界値を値（50<→50、100<→100）として計算した。
- ・溶存酸素（DO）の平成11年、12年は、測定していないため「—」となっている。

別表 4 自動車排ガス調査（8 年分）

測定場所	調査日	測定項目	一酸化炭素 (ppm)	一酸化窒素 (ppm)	二酸化窒素 (ppm)	窒素酸化物 (ppm)
環境基準			1時間値の1日 平均値が10ppm 以下かつ1時間 値の8時間平均 値が20ppm以下		1時間値の1 日平均値が 0.04ppmから 0.06ppmまた はそれ以下	
中荒川沖町 ジョイフル本田前	H11.9.21 ～ 9.27	平均 1時間値最高 1時間値最低	0.7 2.3 0.3	0.023 0.085 0.004	0.022 0.046 0.007	0.045 0.123 0.011
川ロー丁目 モール前	H11.9.29 ～ 10.5	平均 1時間値最高 1時間値最低	0.5 1.2 0.2	0.010 0.068 0.002	0.018 0.037 0.007	0.028 0.097 0.010
東中貫町 国道6号線交差点	H12.6.21 ～ 6.27	平均 1時間値最高 1時間値最低	0.7 2.1 0.3	0.057 0.310 0.008	0.036 0.078 0.011	0.093 0.353 0.019
川口2丁目 関鉄車庫	H12.6.29 ～ 7.5	平均 1時間値最高 1時間値最低	0.5 0.9 0.2	0.012 0.039 0.001	0.019 0.045 0.006	0.031 0.076 0.008
中高津一丁目 (カスミスター東側交差点)	H13.6.15 ～ 6.21	平均 1時間値最高 1時間値最低	0.5 1.2 0.1	0.018 0.063 0.002	0.018 0.039 0.003	0.035 0.095 0.005
中村町 6号バイパス合流点	H13.6.23 ～ 6.29	平均 1時間値最高 1時間値最低	0.6 1.7 0.2	0.021 0.055 0.004	0.022 0.187 0.001	0.043 0.215 0.006
中荒川沖町 ジョイフル本田前	H14.6.7 ～ 6.13	平均 1時間値最高 1時間値最低	0.5 1 0.2	0.023 0.100 0.002	0.025 0.056 0.008	0.048 0.155 0.013
真鍋六丁目 (つくば国際大学前)	H14.6.15 ～ 6.21	平均 1時間値最高 1時間値最低	0.4 1 0.2	0.009 0.077 0.000	0.017 0.045 0.005	0.026 0.116 0.006
東真鍋町 (土浦市民会館前)	H15.5.20 ～ 5.26	平均 1時間値最高 1時間値最低	0.6 1.1 0.3	0.017 0.080 0.001	0.018 0.040 0.004	0.035 0.119 0.006
川ロー丁目 モール前	H15.5.28 ～ 6.3	平均 1時間値最高 1時間値最低	0.5 1.3 0.2	0.009 0.110 0.001	0.016 0.046 0.002	0.025 0.150 0.003
川口二丁目 関東鉄道車庫前	H16.5.26 ～ 6.1	平均 1時間値最高 1時間値最低	0.3 0.7 0.0	0.009 0.033 0.000	0.015 0.031 0.003	0.024 0.064 0.003
東中貫町 国道6号線交差点	H16.6.3 ～ 6.9	平均 1時間値最高 1時間値最低	0.7 2.5 0.2	0.091 0.471 0.014	0.033 0.072 0.015	0.124 0.543 0.029
中高津一丁目 (カスミスター東側交差点)	H17.5.25 ～ 5.31	平均 1時間値最高 1時間値最低	0.3 1 0.1	0.009 0.033 0.000	0.015 0.047 0.002	0.024 0.080 0.002
中 6号バイパス合流点	H17.6.2 ～ 6.8	平均 1時間値最高 1時間値最低	0.4 0.9 0.2	0.032 0.212 0.001	0.023 0.055 0.004	0.055 0.267 0.005
中荒川沖町 (ジョイフル本田前)	H18.5.30 ～ 6.5	平均 1時間値最高 1時間値最低	0.2 0.7 0	0.008 0.045 0	0.019 0.045 0.003	0.027 0.09 0.003
真鍋六丁目 (つくば国際大学前)	H18.6.7 ～ 6.13	平均 1時間値最高 1時間値最低	0.3 0.6 0.1	0.006 0.104 0.001	0.015 0.036 0.004	0.021 0.140 0.005

メタン (ppmC)	非メタン炭化水素 (ppmC)	全炭化水素 (ppmC)	浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	鉛 (μg/m ³)	交通量 (台/日)
			1時間値の1日 平均値が 0.10mg/m ³ 以下 かつ1時間値が 0.20mg/m ³ 以下		
1.81 1.92 1.68	0.24 1.22 0.07	2.05 3.02 1.79	0.028 0.101 0.001	0.003	32,260
1.83 1.94 1.75	0.23 0.63 0.10	2.06 2.46 1.87	0.036 0.110 0.000	0.007	18,904
1.96 2.40 1.84	0.32 0.76 0.11	2.28 3.09 1.98	0.076 0.200 0.009	0.008	44,340
1.91 2.31 1.76	0.27 1.14 0.11	2.18 3.08 1.87	0.045 0.103 0.003	0.001	24,746
1.86 2.28 1.72	0.20 0.47 0.06	2.06 2.64 1.82	0.031 0.147 0.001	0.010	24,648
1.91 2.76 1.71	0.24 0.62 0.11	2.17 3.33 1.85	0.089 0.221 0.006	0.050	36,070
1.80 2.08 1.64	0.22 1.04 0.09	2.02 3.08 1.79	0.038 0.080 0.060	0.030	30,555
1.83 2.04 1.73	0.18 0.57 0.08	2.01 2.45 1.81	0.044 0.141 0.002	0.020	11,400
1.81 2.21 1.75	0.18 0.62 0.08	1.99 2.55 1.84	0.033 0.106 0.000	0.030	14,847
1.84 2.49 1.68	0.19 0.60 0.09	2.02 2.81 1.81	0.030 0.091 0.001	0.020	20,236
0.79 2.57 1.63	0.11 0.48 0.02	0.90 3.05 1.65	0.028 0.076 0.000	0.07	26,382
1.77 1.97 1.63	0.17 0.57 0.04	1.94 2.54 1.67	0.037 0.099 0.004	0.11	47,115
1.80 1.92 1.73	0.08 0.35 0.01	1.88 2.27 1.74	0.025 0.081 0.004	0.010	20,222
1.81 2.14 1.71	0.08 0.37 0.01	1.89 2.51 1.72	0.034 0.116 0.005	0.020	31,546
1.89 2.17 1.84	0.14 0.39 0	2.03 2.56 1.84	0.022 0.067 0.002	0.02	28,200
1.90 2.35 1.78	0.14 0.65 0.01	2.04 3.00 1.79	0.018 0.076 0.001	0.02	13,392



別表5 水準点の変化

基 標 番 号	設 置 地 点		初回観測 水準点の高さ	S62. 1. 1 ~
	町 (字) 名	目 標		S64. 1. 1
				/ 累計
土 1 (10912)	中村町一区994	市道1級. 29号線道路敷 (墓地前)	S47. 11. 1 (24. 0381)	/ -47. 0 (23. 9911)
土 2 (10913)	中高津三丁目15-5	国道354号線道路敷 (常陽銀行前)	H15. 11. 1 (24. 2283)	
土 3	中高津一丁目1-4	土浦下高津郵便局	S47. 11. 1 (23. 4715)	/ -44. 0 (23. 4275)
土 4	下高津四丁目5-5	土浦市第一学校給食センター内	S47. 11. 1 (22. 4116)	/ -70. 6 (22. 3410)
土 5	下高津一丁目20-35	土浦市役所内	S47. 11. 1 (20. 7983)	/ -36. 5 (20. 7618)
土 7	蓮河原新町	桜川水郷橋脇水管橋橋台	H 8. 1. 1 (3. 4145)	
土 8	川口二丁目12番街区	土浦市川口運動公園内 青年の森脇	S47. 11. 1 (1. 7164)	/ -94. 7 (1. 6217)
土 9	川口一丁目4番街区	土浦市西口第二駐輪場内	H 8. 1. 1 (2. 7196)	
土10	大和町6-3	常陽銀行土浦駅前支店脇	S47. 11. 1 (1. 7454)	/ -67. 8 (1. 6776)
土11	桜町四丁目6-35	土浦市桜川ポンプ場内	S47. 11. 1 (1. 4057)	/ -36. 7 (1. 3690)
土12 (交4033)	大町9-5	(株)大島工務店前道路敷	S47. 11. 1 (1. 6751)	/ -69. 7 (1. 6054)
土14	中央一丁目12-5	退筆塚不動院内	S47. 11. 1 (2. 7462)	/ -58. 5 (2. 6877)
土16	田中二丁目6番街区	八幡神社入口	S47. 11. 1 (1. 4683)	/ -68. 7 (1. 3996)
土17	文京町3-8	土浦市立土浦第一中学校内	S47. 11. 1 (2. 0686)	/ -89. 0 (1. 9796)
土18	中央一丁目13番街区	亀城公園内忠魂碑脇	S47. 11. 1 (2. 3117)	/ -60. 8 (2. 2509)
土19	東崎町4-7	土浦市立東崎保育所内	S47. 11. 1 (1. 1622)	/ -95. 4 (1. 0668)
土20	城北町4-15	土浦税務署内	S47. 11. 1 (2. 3843)	/ -67. 7 (2. 3166)
土22	東真鍋町2-5	土浦市シルバーセンター内	S47. 11. 1 (2. 5514)	/ -33. 2 (2. 5182)
土23	東真鍋町21-7	土浦市立土浦第二中学校内	S47. 11. 1 (26. 6436)	/ -28. 6 (26. 6150)
土24 (交4034)	真鍋四丁目3-1	土浦市立真鍋小学校内	H 3. 1. 1 (27. 5532)	/
土25	大字殿里312	菊田宅内	S47. 11. 1 (4. 4315)	/ -35. 3 (4. 3962)
土26	真鍋五丁目17-26	土浦合同庁舎内	S47. 11. 1 (28. 2196)	/ -29. 7 (28. 1899)

変動量 (mm)					新成果
S64. 1. 1 ～ H3. 1. 1	H3. 1. 1 ～ H5. 1. 1	H5. 1. 1 ～ H8. 1. 1	H8. 1. 1 ～ H12. 1. 1	H12. 1. 1 ～ H15. 1. 1	H12. 1. 1 ～ H15. 1. 1
2年間/累計	2年間/累計	3年間/累計	4年間/累計	3年間/累計	累計
1. 5 / -45. 5 (23. 9926)	-0. 9 / -46. 4 (23. 9917)	-5. 8 / -52. 2 (23. 9859)	-2. 5 / -54. 7 (23. 9834)	2. 1 / -52. 6 (23. 9855)	-52. 6 (23. 9508)
				平成14年度移設 (24. 2633)	平成14年度移設 (24. 2283)
1. 8 / -42. 2 (23. 4293)	0. 1 / -42. 1 (23. 4294)	-4. 6 / -46. 7 (23. 4248)	-1. 3 / -48. 0 (23. 4235)	1. 2 / -46. 8 (23. 4247)	-46. 8 (23. 3895)
-4. 4 / -75. 0 (22. 3366)	-4. 9 / -79. 9 (22. 3317)	-11. 8 / -91. 7 (22. 3199)	-7. 8 / -99. 5 (22. 3121)	-3. 0 / -102. 5 (22. 3091)	-102. 5 (22. 2737)
2. 5 / -34. 0 (20. 7643)	0. 2 / -33. 8 (20. 7645)	-4. 9 / -38. 7 (20. 7596)	-0. 9 / -39. 6 (20. 7587)	-1. 6 / -41. 2 (20. 7571)	-41. 2 (20. 7218)
		平成7年度移設 (3. 4145)	-8. 3 / -8. 3 (3. 4062)	2. 4 / -5. 9 (3. 4086)	-5. 9 (3. 3732)
3. 0 / -91. 7 (1. 6247)	-0. 7 / -92. 4 (1. 6240)	-6. 6 / -99. 0 (1. 6174)	-6. 7 / -105. 7 (1. 6107)	2. 2 / -103. 5 (1. 6129)	-103. 5 (1. 5771)
		平成5年度移設 (2. 7196)	-3. 0 / -3. 0 (2. 7166)	2. 6 / -0. 4 (2. 7192)	-0. 4 (2. 6834)
4. 2 / -63. 6 (1. 6818)	-1. 1 / -64. 7 (1. 6807)	-5. 7 / -70. 4 (1. 6750)	-2. 7 / -73. 1 (1. 6723)	2. 6 / -70. 5 (1. 6749)	-70. 5 (1. 6391)
4. 1 / -32. 6 (1. 3731)	-0. 9 / -33. 5 (1. 3722)	-3. 2 / -36. 7 (1. 3690)	-2. 6 / -39. 3 (1. 3664)	3. 0 / -36. 3 (1. 3694)	-36. 3 (1. 3337)
3. 4 / -66. 3 (1. 6088)	-1. 7 / -68. 0 (1. 6071)	-5. 8 / -73. 8 (1. 6013)	-4. 2 / -78. 0 (1. 5971)	2. 4 / -75. 6 (1. 5995)	-75. 6 (1. 5638)
1. 4 / -57. 1 (2. 6891)	-3. 1 / -60. 2 (2. 6860)	-7. 4 / -67. 6 (2. 6786)	-2. 8 / -70. 4 (2. 6758)	1. 1 / -69. 3 (2. 6769)	-69. 3 (2. 6411)
6. 7 / -62. 0 (1. 4063)	0. 2 / -61. 8 (1. 4065)	-10. 0 / -71. 8 (1. 3965)	-3. 2 / -75. 0 (1. 3933)	3. 4 / -71. 6 (1. 3967)	-71. 6 (1. 3608)
-2. 1 / -91. 1 (1. 9775)	-3. 3 / -94. 4 (1. 9742)	-8. 7 / -103. 1 (1. 9655)	-6. 5 / -109. 6 (1. 9590)	1. 9 / -107. 7 (1. 9609)	-107. 7 (1. 9250)
2. 6 / -58. 2 (2. 2535)	-0. 5 / -58. 7 (2. 2530)	-4. 1 / -62. 8 (2. 2489)	-2. 3 / -65. 1 (2. 2466)	2. 5 / -62. 6 (2. 2491)	-62. 6 (2. 2132)
0. 5 / -94. 9 (1. 0673)	-4. 3 / -99. 2 (1. 0630)	-10. 1 / -109. 3 (1. 0529)	-7. 3 / -116. 6 (1. 0456)	-1. 3 / -117. 9 (1. 0443)	-117. 9 (1. 0085)
2. 7 / -65. 0 (2. 3193)	-2. 3 / -67. 3 (2. 3170)	-7. 7 / -75. 0 (2. 3093)	-4. 4 / -79. 4 (2. 3049)	1. 0 / -78. 4 (2. 3059)	-78. 4 (2. 2699)
3. 4 / -29. 8 (2. 5216)	-0. 8 / -30. 6 (2. 5208)	-4. 9 / -35. 5 (2. 5159)	-1. 8 / -37. 3 (2. 5141)	-1. 7 / -39. 0 (2. 5124)	-39. 0 (2. 4764)
4. 1 / -24. 5 (26. 6191)	-1. 4 / -25. 9 (26. 6177)	-3. 0 / -28. 9 (26. 6147)	-1. 3 / -30. 2 (26. 6134)	1. 3 / -28. 9 (26. 6147)	-28. 9 (26. 5786)
平成2年度移設 (27. 5532)	-2. 6 / (27. 5506)	-5. 5 / -8. 1 (27. 5451)	-2. 7 / -10. 8 (27. 5424)	0. 5 / -10. 3 (27. 5429)	-10. 3 (27. 5067)
4. 5 / -30. 8 (4. 4007)	-0. 8 / -31. 6 (4. 3999)	-4. 6 / -36. 2 (4. 3953)	-3. 3 / -39. 5 (4. 3920)	0. 3 / -39. 2 (4. 3923)	-39. 2 (4. 3561)
5. 1 / -24. 6 (28. 1950)	-1. 3 / -25. 9 (28. 1937)	-3. 8 / -29. 7 (28. 1899)	-1. 4 / -31. 1 (28. 1885)	1. 4 / -29. 7 (28. 1899)	-29. 7 (28. 1536)

基 標 番 号	設 置 地 点		初回観測 水準点の高さ	S62. 1. 1 ~
	町 (字) 名	目 標		S64. 1. 1
				/ 累計
土27	大字木田余2515	宝積寺境内	S58. 1. 1 (8. 4322)	/ -3. 2 (8. 4290)
土28	手野町1	茨城県総合検診協会県南センター内	S47. 1. 1 (6. 2949)	/ -55. 7 (6. 2392)
土29	手野町1505-1	土浦市上大津支所内	S47. 11. 1 (4. 5789)	/ -31. 5 (4. 5474)
土30	荒川沖東二丁目12-1	土浦市荒川沖東部地区学習等共用施設内	S62. 1. 1 (24. 8038)	/ -0. 7 (24. 8031)
土31	荒川沖西二丁目10-11	土浦市立荒川沖保育所内	S64. 1. 1 (22. 1193)	昭和63年度移設 (22. 1193)
土32	乙戸南二丁目1-1	土浦市立乙戸小学校内	S60. 1. 1 (22. 0633)	/ -10. 2 (22. 0531)
土33	中荒川沖町27-12	土浦市荒川沖消防署内	S60. 1. 1 (24. 8876)	/ -0. 7 (24. 8869)
土34	大字右舩1944-107	まりやま団地公民館跡地内	S60. 1. 1 (23. 6055)	/ -17. 3 (23. 5882)
土35	中村南一丁目25-15	土浦市立土浦第三中学校内	S60. 1. 1 (24. 3565)	/ -5. 2 (24. 3513)
土36	中村南五丁目29-5	土浦市立中村小学校内	S60. 1. 1 (24. 3650)	/ -4. 4 (24. 3606)
土37	大字中村西根50-10	乙戸沼公園内	S60. 1. 1 (23. 4377)	/ -26. 1 (23. 4116)
土38	大字右舩1655-1	右舩児童公園内	S60. 1. 1 (24. 1936)	/ -3. 9 (24. 1897)
土39	大字右舩428	土浦市立土浦第六中学校内	S60. 1. 1 (16. 3554)	/ -9. 2 (16. 3462)
土40	大字中村西根1010	学校法人 常総学院校内	S60. 1. 1 (18. 7699)	/ -1. 9 (18. 7680)
土41	大字大岩田2066-1	土浦市立大岩田小学校内	S60. 1. 1 (7. 0208)	/ -5. 0 (7. 0158)
土42	小岩田西一丁目18-8	緑ヶ丘公民館内	S60. 1. 1 (24. 0976)	/ -6. 8 (24. 0908)
土43	霞ヶ岡町13-20	土浦市立霞ヶ岡保育所内	S60. 1. 1 (25. 6039)	/ -7. 3 (25. 5966)
土44	大字大岩田	土浦市国民宿舎水郷前歩道敷	S60. 1. 1 (3. 2427)	/ -29. 0 (3. 2137)
県 1	並木町三丁目3-43	土浦市都和支所内	S47. 11. 1 (26. 3521)	/ -35. 0 (26. 3171)
県 2	並木町五丁目4826-1	土浦市立都和小学校内	S47. 11. 1 (26. 5320)	/ -30. 2 (26. 5018)
県10	北神立町3	神立公園内	S47. 11. 1 (27. 0674)	
県11	北神立町1-1	(株)アールビー工場内	S47. 11. 1 (26. 6472)	

変動量 (mm)					新成果
S64. 1. 1 ～ H3. 1. 1	H3. 1. 1 ～ H5. 1. 1	H5. 1. 1 ～ H8. 1. 1	H8. 1. 1 ～ H12. 1. 1	H12. 1. 1 ～ H15. 1. 1	H12. 1. 1 ～ H15. 1. 1
2年間/累計	2年間/累計	3年間/累計	4年間/累計	3年間/累計	累計
3. 0 / -0. 2 (8. 4320)	-1. 0 / -1. 2 (8. 4310)	-6. 5 / -7. 7 (8. 4245)	-1. 4 / -9. 1 (8. 4231)	1. 4 / -7. 7 (8. 4245)	-7. 7 (8. 3884)
1. 1 / -54. 6 (6. 2403)	-2. 7 / -57. 3 (6. 2376)	-7. 1 / -64. 4 (6. 2305)	-5. 1 / -69. 5 (6. 2254)	-2. 3 / -71. 8 (6. 2231)	-71. 8 (6. 1868)
4. 3 / -27. 2 (4. 5517)	-2. 4 / -29. 6 (4. 5493)	-5. 0 / -34. 6 (4. 5443)	-3. 0 / -37. 6 (4. 5413)	1. 6 / -36. 0 (4. 5429)	-36. 0 (4. 5064)
-0. 2 / -0. 9 (24. 8029)	-0. 7 / -1. 6 (24. 8022)	-8. 5 / -10. 1 (24. 7937)	-1. 7 / -11. 8 (24. 7920)	-0. 3 / -12. 1 (24. 7917)	-12. 1 (24. 7577)
-1. 1 / -1. 1 (22. 1182)	-1. 3 / -2. 4 (22. 1169)	-6. 8 / -9. 2 (22. 1101)	-2. 6 / -11. 8 (22. 1075)	-0. 2 / -12. 0 (22. 1073)	-12. 0 (22. 0733)
-3. 2 / -13. 4 (22. 0499)	-2. 9 / -16. 3 (22. 0470)	-13. 7 / -30. 0 (22. 0333)	-6. 8 / -36. 8 (22. 0265)	-1. 1 / -37. 9 (22. 0254)	-37. 9 (21. 9913)
-1. 1 / -1. 8 (24. 8858)	0. 1 / -1. 7 (24. 8859)	-8. 5 / -10. 2 (24. 8774)	-2. 1 / -12. 3 (24. 8753)	-0. 2 / -12. 5 (24. 8751)	-12. 5 (24. 8410)
0. 4 / -16. 9 (23. 5886)	-1. 7 / -18. 6 (23. 5869)	-5. 8 / -24. 4 (23. 5811)	-3. 5 / -27. 9 (23. 5776)	-0. 3 / -28. 2 (23. 5773)	-28. 2 (23. 5431)
-0. 4 / -5. 6 (24. 3509)	-1. 2 / -6. 8 (24. 3497)	-9. 2 / -16. 0 (24. 3405)	-2. 9 / -18. 9 (24. 3376)	1. 0 / -17. 9 (24. 3386)	-17. 9 (24. 3043)
-0. 7 / -5. 1 (24. 3599)	-1. 6 / -6. 7 (24. 3583)	-9. 3 / -16. 0 (24. 3490)	-5. 7 / -21. 7 (24. 3433)	-0. 7 / -22. 4 (24. 3426)	-22. 4 (24. 3083)
-13. 3 / -39. 4 (23. 3983)	-8. 2 / -47. 6 (23. 3901)	-13. 4 / -61. 0 (23. 3767)	-8. 5 / -69. 5 (23. 3682)	-0. 5 / -70. 0 (23. 3677)	-70. 0 (23. 3334)
-0. 1 / -4. 0 (24. 1896)	-2. 0 / -6. 0 (24. 1876)	-5. 4 / -11. 4 (24. 1822)	-3. 4 / -14. 8 (24. 1788)	0. 3 / -14. 5 (24. 1791)	-14. 5 (24. 1447)
-0. 6 / -9. 8 (16. 3456)	-2. 7 / -12. 5 (16. 3429)	-6. 6 / -19. 1 (16. 3363)	-6. 3 / -25. 4 (16. 3300)	-2. 8 / -28. 2 (16. 3272)	-28. 2 (16. 2924)
-0. 6 / -2. 5 (18. 7674)	-0. 7 / -3. 2 (18. 7667)	-4. 1 / -7. 3 (18. 7626)	-1. 7 / -9. 0 (18. 7609)	2. 7 / -6. 3 (18. 7636)	-6. 3 (18. 7289)
3. 6 / -1. 4 (7. 0194)	-1. 4 / -2. 8 (7. 0180)	-3. 9 / -6. 7 (7. 0141)	-2. 8 / -9. 5 (7. 0113)	1. 7 / -7. 8 (7. 0130)	-7. 8 (6. 9780)
2. 1 / -4. 7 (24. 0929)	-1. 1 / -5. 8 (24. 0918)	-3. 4 / -9. 2 (24. 0884)	-3. 0 / -12. 2 (24. 0854)	1. 3 / -10. 9 (24. 0867)	-10. 9 (24. 0516)
3. 5 / -3. 8 (25. 6001)	-2. 2 / -6. 0 (25. 5979)	-4. 3 / -10. 3 (25. 5936)	-2. 6 / -12. 9 (25. 5910)	1. 6 / -11. 3 (25. 5926)	-11. 3 (25. 5576)
0. 5 / -28. 5 (3. 2142)	-2. 9 / -31. 4 (3. 2113)	-7. 7 / -39. 1 (3. 2036)	-4. 7 / -43. 8 (3. 1989)	-0. 7 / -44. 5 (3. 1982)	-44. 5 (3. 1630)
3. 2 / -31. 8 (26. 3203)	0. 3 / -31. 5 (26. 3206)	-4. 6 / -36. 1 (26. 3160)	-1. 3 / -37. 4 (26. 3147)	1. 0 / -36. 4 (26. 3157)	-36. 4 (26. 2792)
2. 1 / -28. 1 (26. 5039)	-0. 1 / -28. 2 (26. 5038)	-5. 8 / -34. 0 (26. 4980)	-1. 4 / -35. 4 (26. 4966)	1. 4 / -34. 0 (26. 4980)	-34. 0 (26. 4614)
		/ -25. 3 (27. 0421)	-0. 4 / -25. 7 (27. 0417)	0. 6 / 0. 2 (27. 0423)	0. 2 (27. 0055)
		/ -22. 4 (26. 6248)	-0. 5 / -22. 9 (26. 6243)	0. 4 / -0. 1 (26. 6247)	-0. 1 (26. 5877)

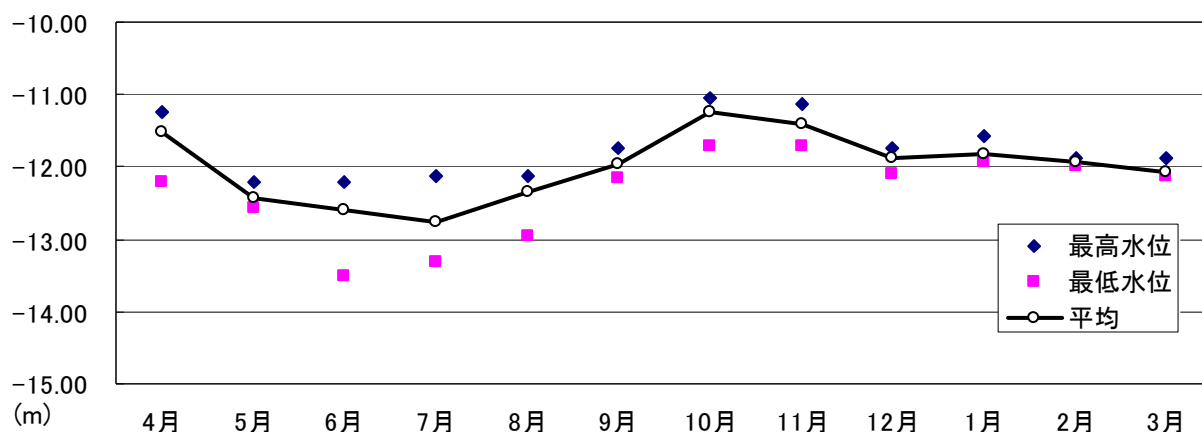
基 標 番 号	設 置 地 点			
	町 (字) 名	目 標		S62. 1. 1 ~
			初回観測 水準点の高さ	S64. 1. 1 / 累計
県14	東中貫町3	中貫公園内	S47. 11. 1 (27. 2672)	
県15	大字中貫1929	鹿島八坂神社入口	S47. 11. 1 (26. 7256)	/ -24. 7 (26. 7009)
県17	板谷七丁目605	日立電線東山住宅内	S47. 11. 1 (26. 8100)	/ -24. 2 (26. 7858)
県18	神立町3591-2	天谷宅内	S47. 11. 1 (26. 7965)	
県19	神立町2520	中川宅内	S47. 11. 1 (25. 9133)	
県20	北神立町5	土浦市神立配水場内	S47. 11. 1 (27. 1388)	
県21	神立町1209	皆藤宅内	S47. 11. 1 (24. 9453)	
県22	神立町650	日立建機(株)土浦工場内	S47. 11. 1 (26. 5193)	
県24	白鳥町764	白鳥町公民館内	S47. 11. 1 (26. 5136)	
県25	手野町3218-1	土浦市立土浦第五中学校内	S47. 11. 1 (25. 3351)	
県26	手野町3651	土浦市立上大津小学校内	S47. 11. 1 (26. 6479)	
県27	神立町1763-2	神立町 1 区公民館内	S47. 11. 1 (26. 0499)	
TU55-1	天川一丁目4番街区	天川第 2 公園内	S56. 1. 1 (22. 7303)	/ -6. 3 (22. 7240)
TU55-2	大字右舩2201-2	日先神社入口	S56. 1. 1 (24. 2567)	/ -5. 9 (24. 2508)
TU55-3	荒川沖東三丁目24-3	土浦市立荒川沖小学校内	S56. 1. 1 (21. 9999)	/ -10. 4 (21. 9895)
006-067	東若松町3977-3	(株)ホンダベルノ茨城南前緑地	H 3. 1. 1 (21. 9845)	
10911	荒川沖町字仙上530	ネッツトヨタ茨城荒川沖(営)前歩道敷	S62. 1. 1 (23. 3799)	/ -2. 0 (23. 3779)

変動量 (mm)					新成果
S64. 1. 1 ～ H3. 1. 1	H3. 1. 1 ～ H5. 1. 1	H5. 1. 1 ～ H8. 1. 1	H8. 1. 1 ～ H12. 1. 1	H12. 1. 1 ～ H15. 1. 1	H12. 1. 1 ～ H15. 1. 1
2年間/累計	2年間/累計	3年間/累計	4年間/累計	3年間/累計	累計
		/ -20. 2 (27. 2470)	-0. 9 / -21. 1 (27. 2461)	1. 1 / 0. 2 (27. 2472)	0. 2 (27. 2101)
2. 9 / -21. 8 (26. 7038)	-0. 3 / -22. 1 (26. 7035)	-5. 8 / -27. 9 (26. 6977)	-2. 1 / -30. 0 (26. 6956)	-3. 6 / -33. 6 (26. 6920)	-33. 6 (26. 6510)
4. 1 / -20. 1 (26. 7899)	-0. 8 / -20. 9 (26. 7891)	-5. 0 / -25. 9 (26. 7841)	-2. 5 / -28. 4 (26. 7816)	1. 1 / -27. 3 (26. 7827)	-27. 3 (26. 7459)
		/ -24. 8 (26. 7717)	-0. 8 / -25. 6 (26. 7709)	1. 9 / 1. 1 (26. 7728)	1. 1 (26. 7361)
		/ -22. 4 (25. 8909)	-1. 8 / -24. 2 (25. 8891)	1. 8 / 0. 0 (25. 8909)	0. 0 (25. 8541)
		/ -28. 4 (27. 1104)	-0. 1 / -28. 5 (27. 1103)	0. 8 / 0. 7 (27. 1111)	0. 7 (27. 0744)
		/ -24. 9 (24. 9204)	-1. 4 / -26. 3 (24. 9190)	1. 4 / 0. 0 (24. 9204)	0. 0 (24. 8838)
		/ -31. 8 (26. 4875)	-0. 3 / -32. 1 (26. 4872)	1. 7 / 1. 4 (26. 4889)	1. 4 (26. 4522)
		/ -28. 5 (26. 4851)	-1. 1 / -29. 6 (26. 4840)	-0. 3 / -1. 4 (26. 4837)	-1. 4 (26. 4471)
		/ -28. 9 (25. 3062)	-1. 9 / -30. 8 (25. 3043)	-0. 1 / -2. 0 (25. 3042)	-2. 0 (25. 2677)
		/ -31. 4 (26. 6165)	-2. 7 / -34. 1 (26. 6138)	1. 2 / -1. 5 (26. 6150)	-1. 5 (26. 5785)
		/ -26. 6 (26. 0233)	-1. 9 / -28. 5 (26. 0214)	1. 0 / -0. 9 (26. 0224)	-0. 9 (25. 9858)
1. 1 / -5. 2 (22. 7251)	-1. 9 / -7. 1 (22. 7232)	-4. 3 / -11. 4 (22. 7189)	-2. 2 / -13. 6 (22. 7167)	2. 0 / -11. 6 (22. 7187)	-11. 6 (22. 6837)
0. 6 / -5. 3 (24. 2514)	-1. 9 / -7. 2 (24. 2495)	-6. 3 / -13. 5 (24. 2432)	-4. 4 / -17. 9 (24. 2388)	-1. 0 / -18. 9 (24. 2378)	-18. 9 (24. 2035)
-2. 3 / -12. 7 (21. 9872)	-2. 5 / -15. 2 (21. 9847)	-7. 1 / -22. 3 (21. 9776)	-3. 0 / -25. 3 (21. 9746)	-0. 7 / -26. 0 (21. 9739)	-26. 0 (21. 9400)
平成元年度移設 (21. 9845)	-7. 3 / (21. 9772)	-15. 8 / -23. 1 (21. 9614)	-15. 1 / -38. 2 (21. 9463)	-6. 0 / -44. 2 (21. 9403)	-44. 2 (21. 9039)
-2. 8 / -4. 8 (23. 3751)	-2. 3 / -7. 1 (23. 3728)	-8. 8 / -15. 9 (23. 3640)	-4. 2 / -20. 1 (23. 3598)	0. 1 / -20. 0 (23. 3599)	-20. 0 (23. 3257)

別表6 地下水位変動状況

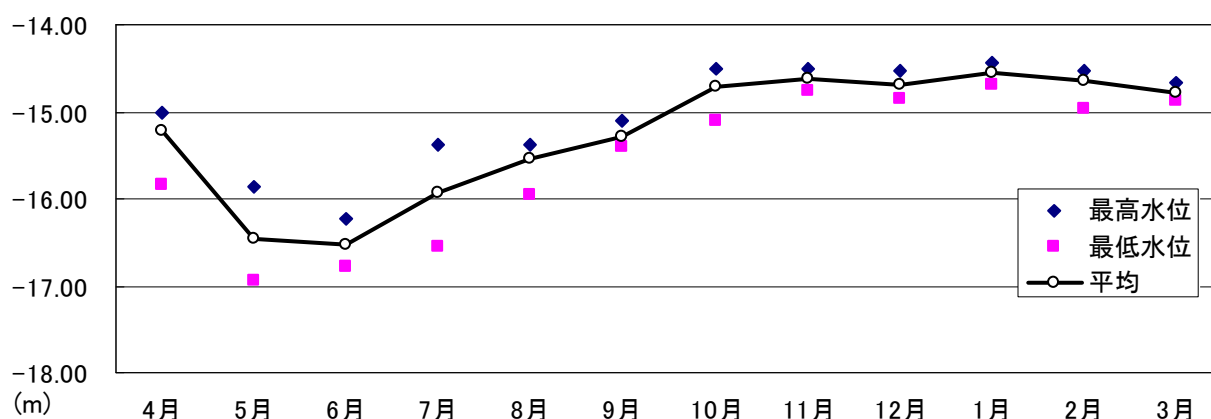
① 中川宅（神立町）における地下水変動状況

6月10日～12日, 12月1日, 4日, 5日, 7日, 19日, 20日, 25日, 26日, 30日～1月2日, 4日～18日, 20日, 21日, 24日～26日, 28日, 31日, 2月3日～5日 欠測



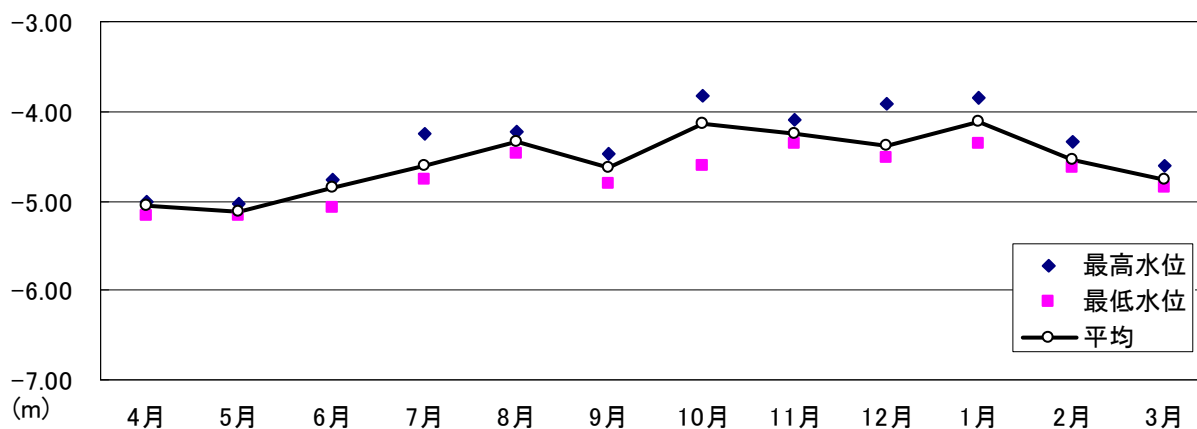
② 皆藤宅（神立町）における地下水変動状況

6月8日～12日, 1月1日, 10日, 11日, 14日～16日, 25日, 2月5日, 19日 欠測



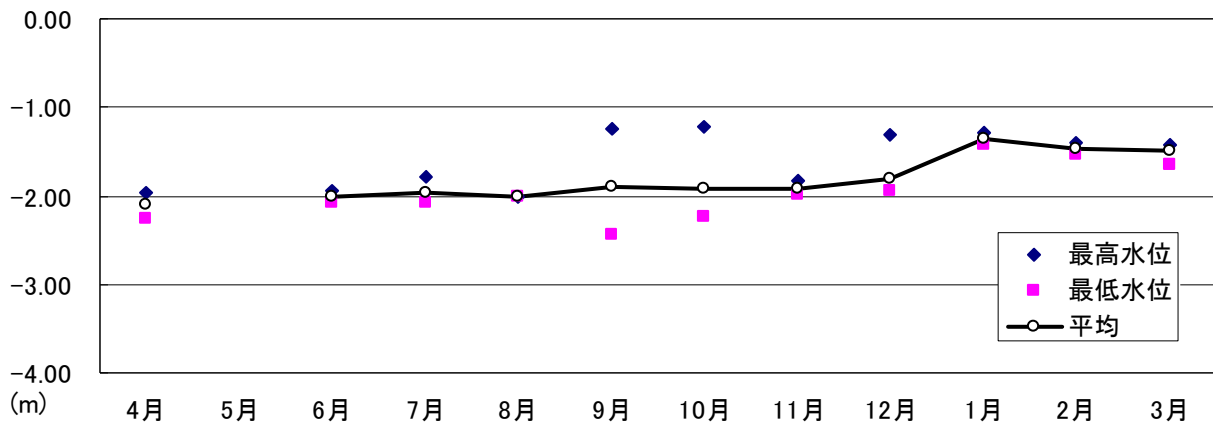
③ 天谷宅（神立町）における地下水変動状況

6月3日～12日, 2月5日 欠測



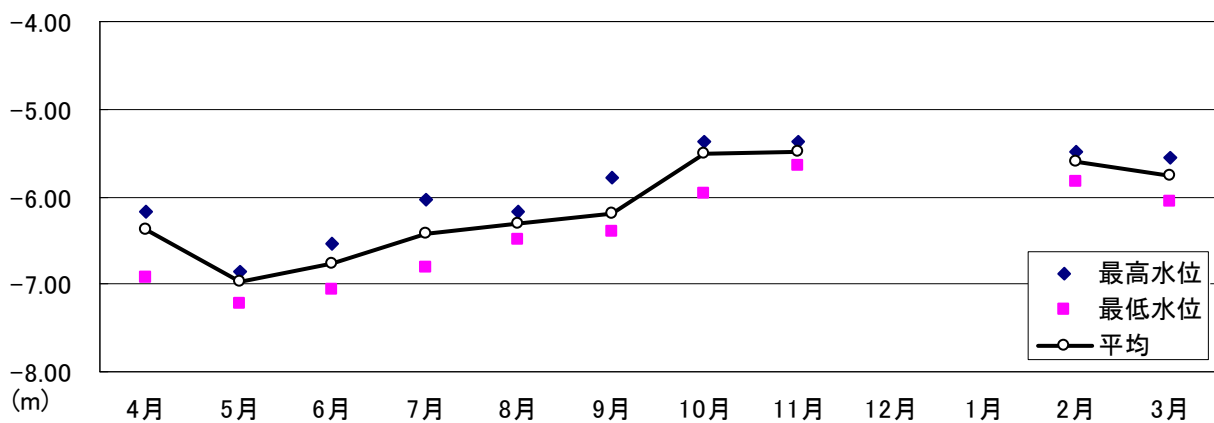
④ 大洋社（中央一丁目）における地下水変動状況

4月26日～6月19日, 7月23日～8月29日 欠測



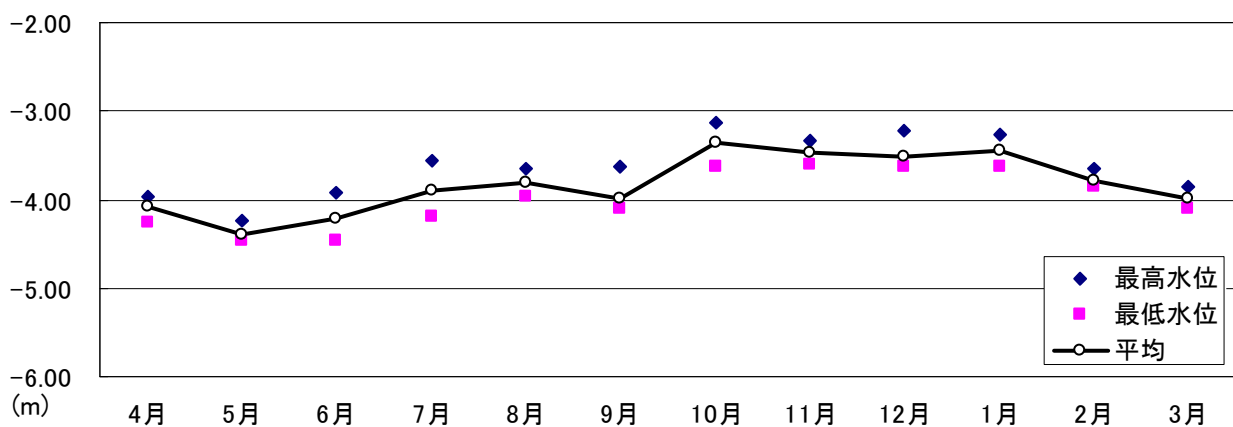
⑤ 都和公民館（並木五丁目）における地下水変動状況

6月8日, 9日, 11月22日～2月5日 欠測



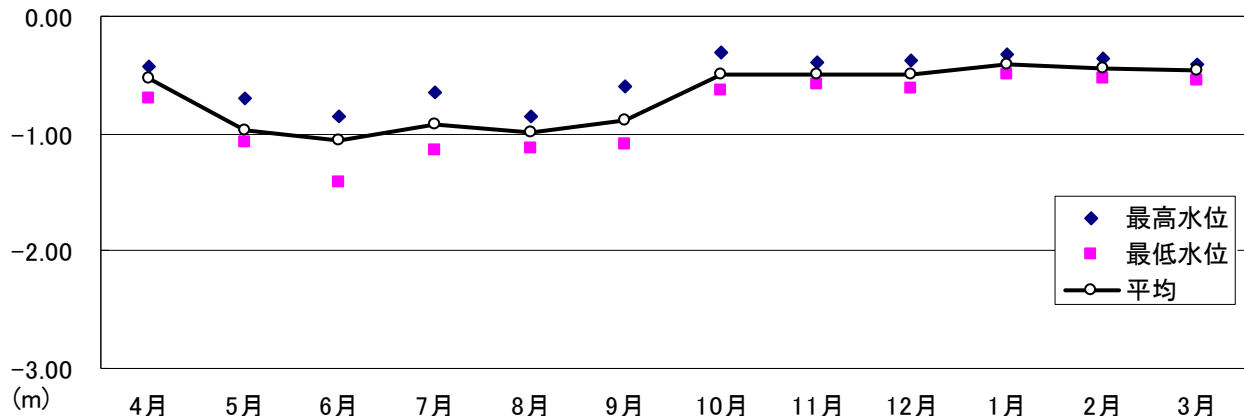
⑥ 荒川沖消防署（中荒川沖町）における地下水変動状況

6月9日, 8月29日, 12月30日～1月1日, 12日, 15日, 25日, 2月5日, 16日, 19日, 25日, 26日, 3月12日 欠測



⑦ さくら児童遊園（桜町四丁目）における地下水変動状況

6月8日、9日 欠測



別表 7 苦情処理件数（平成 17 年度は旧新治村を含む）

年度	種類	大汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	その他	計
昭和62年度		3	2	2	23	2		2	6	40
昭和63年度		5	3		29			4	5	46
平成元年度		7	6		19			1	3	36
平成2年度		9	7		10	4		3	5	38
平成3年度		5	6	3	10			3	5	32
平成4年度		8	3	2	13	4	1	2	6	39
平成5年度		13	10		9			4	7	43
平成6年度		23	7		11			6	9	56
平成7年度		14	7		17	4		13	2	57
平成8年度		11	6	1	20	1		11	9	59
平成9年度		8	6	1	19			11	8	53
平成10年度		2	8	1	24	2		24	18	79
平成11年度		1	9		14	2		12	23	61
平成12年度		5	2		29	5		26	27	94
平成13年度		7	1	1	26			35	32	102
平成14年度		1			23	5		20	17	66
平成15年度		1	2		23	7		14	43	90
平成16年度		2	14	1	13			15	13	58
平成17年度		13	13		18			46	9	99
平成18年度		10	8	1	25	1	0	52	7	104

公害防止協定締結企業一覧

	企 業 名	住 所	締結時期
1	小野鍍金工業所	土浦市真鍋	S46. 11
2	神立メッキ有限会社	〃 菅谷町	S46. 11
3	高压昭和ポンベ(株)	〃 北神立町	S46. 4
4	ボッシュ・レックスロス(株) (旧 内田油圧機器工業(株))	〃 東中貫町	S52. 12
5	(株)東京精密	〃 東中貫町	S46. 4
6	(株)日立プラントテクノロジー土浦事業所 (旧 日立製作所・土浦工場)	〃 神立町	S52. 4
7	日立建機(株)土浦工場	〃 神立町	S52. 4
8	日立電線(株)土浦工場	〃 木田余	S46. 4
9	(株)TOKIRON	〃 北神立町	S46. 4
10	(株)アイメタルテクノロジー (旧 自動車鋳物(株))	〃 北神立町	S46. 4
11	オリエンタルモーター(株)	〃 菅谷町	S52. 4
12	栗田アルミ工業(株)	〃 北神立町	S46. 4
13	(株)アールビー (旧 ロケットボイラー株式会社)	〃 北神立町	S46. 4
14	(株)ノーリツ	〃 紫ヶ丘	H 9. 2
15	トステム(株)	〃 紫ヶ丘	H10. 4
16	中川ヒューム管工業(株)	〃 真鍋	S52. 12
17	(株)不動テトラ総合技術研究所 (旧 (株)テトラ)	〃 東中貫町	S46. 4
18	(株)日立パイル	〃 東中貫町	S46. 4
20	東レ(株)	〃 北神立町	S46. 4
21	積水樹脂(株)	〃 東中貫町	S46. 4
22	ロンシール工業(株)	〃 東中貫町	S46. 4
23	茨城協同食肉(株)	〃 中村町	S52. 8
24	土浦食肉協同組合	〃 田中	S52. 8
25	プリマハム(株)	〃 中村町	S52. 8
26	コカ・コーライーストジャパンプロダクツ(株) (旧 利根コカコーラボトリング)	〃 東中貫町	S52. 8
27	柴沼醤油(株)	〃 虫掛町	S52. 8
28	(株)カスミ生鮮加工センター	〃 北神立町	S51. 12
29	(株)コスジャパン コスカリナリシステム	〃 東中貫	H 7. 3
30	丸茂食品(株)	〃 北神立町	H10. 1

	企 業 名	所 在 地	締結時期
31	日立セメント(株) 神立資源リサイクルセンター	土浦市東中貫	H 6. 3
32	(株)関東つくば銀行(事務センター) (旧 (株)関東銀行(事務センター))	〃 中貫町	S52. 4
33	茨城スバル自動車(株)	〃 東中貫町	S52. 4
34	(株)あらた (旧 ダイカ(株))	〃 紫ヶ丘	H11. 3
35	ハイビックテクノロジー(株)	〃 紫ヶ丘	H15. 10
新 1	(株)タナカ	〃 下坂田	H10. 12
新 2	東栄化成(株)	〃 本郷	H14. 12
新 3	JSRオプテック筑波(株)	〃 沢辺	H13. 11
新 4	関東スチール(株)	〃 大畑	H 4. 6
新 5	東北特殊鋼(株)	〃 本郷	H18. 2
千 1	東京油脂工業(株)	かすみがうら市上稲吉	S52. 4
千 2	陶々酒製造(株)	〃 下稲吉	S52. 4
千 3	関鉄自動車工業(株)	〃 上稲吉	S52. 12
千 4	芝浦シャーリング(株)	〃 上稲吉	S52. 4
千 5	オートリブ(株) (旧 センサーテクノロジー(株))	〃 上稲吉	H 4. 4
千 6	日経茨城高速オフセット(株) (旧 (株)日本経済新聞社)	〃 上稲吉	H 5. 2
千 7	タキロン(株)	〃 下稲吉	S46. 4
千 8	入江工営(株)	〃 上稲吉	S46. 4
千 9	神鋼ノース(株)	〃 上稲吉	S46. 4
千10	(株) INAX	〃 上稲吉	S46. 4
千11	平成ポリマー(株)	〃 下稲吉	S46. 4
千12	(株)マグ	〃 上稲吉	S46. 4
千13	オート化学工業(株)	〃 上稲吉	S52. 4
千14	茨城三菱ふそう自動車販売(株)	〃 上稲吉	H 5. 3
千15	(株)ローズコーポレーション	〃 上稲吉	H19. 1
霞 1	東京製綱(株)	〃 穴倉	S46. 4
霞 2	クレハ エクステック(株) (旧 三晃プラスチック(株)土浦工場)	〃 穴倉	S46. 4
霞 3	日立建機(株)霞ヶ浦工場	〃 深谷	S63. 8
つ 1	三菱化成(株)	つくば市稲岡	H 4. 7

公害関係法令に基づく届出状況

特定施設（指定施設）を設置している工場・事業場数

法・条例		工場・事業場数	施設数
水 質 汚 濁 防 止 法		341	1,448
湖沼水質保全特別措置法	みなし指定地域特定施設	32	37
	指定施設	6	6
大 気 汚 染 防 止 法		134	425
ダイオキシン類対策特別措置法		10	15
騒 音 規 制 法		236	2,393
振 動 規 制 法		99	644
茨城県生活環境の保全等に関する条例	特定施設	292	555
茨城県霞ヶ浦の富栄養化の防止に関する条例	指定施設	94	94
土 浦 市 公 害 防 止 条 例		25	95
計(延べ)		1,269	5,712

(平成19年3月31日現在)

水質汚濁防止法にかかる届出

特定施設

施設 番号	種類	H19.3.31現在 届出数		18年度中				合併による 追加分	
				設置・使用		廃止			
		工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数
1の2	畜産農業又はサービス業	22	31					3	6
2	畜産食料品製造業	4	23						
3	水産食料品製造業	2	16						
5	みそ・醤油等の製造業	5	17					1	1
10	飲料製造業	1	5						
16	麺類製造業	0	0						
17	豆腐又は煮豆製造業	24	41					4	4
18の2	冷凍調理食品製造業	3	12					1	1
19	紡績業又は繊維製品の製造業	0	0						
23の2	新聞業，出版業，印刷業，又は製版業	1	2						
33	合成樹脂製造業	1	1					1	1
53	ガラス又はガラス製品製造業	1	5						
54	セメント製品製造業	2	37			1	24		
55	生コンクリート製造業	6	8			2	4	2	2
59	砕石業	3	4					2	3
61	鉄鋼業	1	1					1	1
62	非鉄金属製造業	3	8						
63	金属製品又は機械機具製造業	6	50					1	1
64	ガス供給業又はコークス製造業	1	8						
64の2	水道業	2	43					1	1
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	14	55					2	2
66	電気メッキ施設	8	18	1	1				
66の2	旅館業	91	687					11	11
66の3	共同調理場	2	2						
66の4	弁当仕出屋又は弁当製造業	4	4						
66の5	飲食店	3	3	1	1				
67	洗濯業	36	44					3	3
68	写真現像業	5	7						
68の2	病院	4	129						
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業	2	2						
69の3	地方卸売市場	1	1						
70の2	自動車分解整備事業	5	6						
71	自動式車両洗浄施設	73	73					5	5
71の2	科学技術の研究試験等の事業場	10	92						
71の3	一般廃棄物処理施設	1	2						
72	し尿処理施設	6	7					2	2
73	下水道終末処理施設	1	1						
74	特定事業場から排出される水の処理施設	3	3						
計	施設数		1448		2		28		44
	工場・事業場数(実工場数)	357	(341)	2		3		40	(39)

湖沼水質保全特別措置法にかかる届出

みなし指定地域特定施設

施設番号	種類	H19.3.31現在 届出数		18年度中				合併による 追加分	
				設置		廃止			
		工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数
1	病院	4	9						
2	し尿浄化槽	28	28					2	2
計	施設数		37		0		0		2
	工場・事業場数(実工場数)	32	32	0		0		2	2

指定施設

施設番号	種類	H19.3.31現在 届出数		18年度中				合併による 追加分	
				設置		廃止			
		工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数
1	畜産農業	5	5						
2	こいの養殖施設	1	1						
計	施設数		6		0		0		0
	工場・事業場数(実工場数)	6	(6)	0		0		0	

茨城県霞ヶ浦の富栄養化防止に関する条例にかかる届出

指定施設

施設番号	種類	H19.3.31現在 届出数		18年度中				合併による 追加分	
				設置		廃止			
		工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数
2	車両の洗浄施設	79	79						
3	地方卸売市場の卸売場及び仲卸売場	0	0						
8	病院の排水施設	10	10						
9	集団給食施設	2	2						
11	納豆製造業	3	3						
計	施設数		94		0		0		0
	工場・事業場数	94		0		0		0	

大気汚染防止法にかかる届出

ばい煙発生施設届出

施設 番号	種類	H19.3.31現在 届出数		18年度中				合併による 追加分	
				設置		廃止			
		工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数
1	ボイラー	85	204	3	5	4	6	6	10
5	金属の精錬又は鑄造用溶解炉	3	18						
6	金属製品の熱処理用加熱炉	5	24					2	3
9	セラミックス製品焼成炉	1	1						
11	乾燥炉	2	4			1	1	2	4
12	電気炉	1	1					1	1
13	廃棄物焼却炉	3	7						
29	ガスタービン	3	3					1	1
30	ディーゼル機関	12	11					1	1
計	施設数		273		5		7		20
	工場・事業場数(実工場数)	115	(116)	3		5		13	(13)

粉じん発生施設

施設 番号	種類	H19.3.31現在 届出数		18年度中				合併による 追加分	
				設置		廃止			
		工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数
2	鉱物又は土石の堆積場	13	15					7	9
3	ベルトコンベア-	8	77					6	75
4	破碎機及び摩砕機	6	22					6	22
5	ふるい	6	23					6	23
計	施設数		137		0		0		129
	工場・事業場数(実工場数)	33	(16)	0		0		25	(8)

揮発性有機化合物排出施設

施設 番号	種類	H19.3.31現在 届出数		18年度中				合併による 追加分	
				設置・使用		廃止			
		工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数
2	塗装施設	1	11	1	11				
4	接着用乾燥施設(※)	1	1	1	1				
7	グラビア印刷用乾燥施設	1	2	1	2				
8	洗浄施設	1	1	1	1				
計	施設数		15		15		0		0
	工場・事業場数(実工場数)	4	(3)	4		0		0	

(※) 印刷回路用銅張積層板、粘着テープ若しくは粘着シート、はく離紙又は包装材料(合成樹脂を積層するものに限る。)の製造に係る接着の用に供する乾燥施設

騒音規制法にかかる届出

特定施設

施設 番号	種類	H19.3.31現在 届出数		18年度中						合併による 追加分	
				設置		数変更		全廃			
		工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数
1	金属加工機械	47	513							4	53
2	空気圧縮機及び送風機	173	1628	8	18	3	0	1	2	7	41
3	土石・鉱物用機械	9	53							6	44
5	建設用資材製造機械	6	10					1	1	2	2
7	木材加工機械	20	73								
9	印刷機械	22	67								
10	合成樹脂用射出成形機	4	23								
11	鋳造型機	6	26								
計	施設数		2393		18		0		3		140
	工場・事業場数(実工場数)	287	(236)	8		3		2		19	(14)

振動規制法にかかる届出

特定施設

施設 番号	種類	H19.3.31現在 届出数		18年度中						合併による 追加分	
				設置		数変更		全廃			
		工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数
1	金属加工機械	22	244								
2	圧縮機	75	321	2	3	1	1	1	1		
3	土石・鉱物用機械	1	6								
5	コンクリートブロックマシン/コンクリート管製造機	1	17								
6	木材加工機械	1	1								
7	印刷機械	6	17								
9	合成樹脂用射出成形機	3	22								
10	鋳造型機	5	16								
計	施設数		644		3		1		1		0
	工場・事業場数(実工場数)	114	(99)	2		1		1		0	

ダイオキシン類対策特別措置法にかかる届出

施設 番号		種類	H19.3.31現在 届出数		18年度中				合併による 追加分	
					設置		廃止			
			工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数
別表 第一	2	製鋼用電気炉	1	1					1	1
	5	廃棄物焼却炉	9	10						
別表 第二	15ーイ	廃ガス洗浄施設	2	2						
	15ーロ	湿式集じん施設	1	1						
	18	下水道終末処理施設	1	1						
計		施設数		15		0		0		1
		工場・事業場数(実工場数)	14	(10)	0		0		1	(1)

茨城県生活環境の保全等に関する条例にかかる届出

特定施設

施設種類			H19.3.31現在 届出数		18年度中						合併による 追加分	
					設置		廃止		数変更			
			工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数
ばい煙	シアン化合物を用いる電気メッキ施設		2	2								
	小計	施設数	0	2								
		実工場・事業場数	2	0								
粉じん	繊維製品製造施設		8	8								
	窯業土石製品用包装施設		1	1								
	小計	施設数	0	9								
		実工場・事業場数	9	0								
汚水	石材加工施設		8	32							1	1
	車両の洗浄施設		115	114							7	7
	地方卸売市場の卸売場及び仲卸売場		0	0								
	病院の排水施設		13	16								
	集団給食施設		7	7								
	納豆製造業		3	3								
	小計	施設数	0	172								8
		実工場・事業場数	146								8	8
振動	金属加工機械		18	203							2	22
	土石鉱物用機械		7	44							5	42
	建設用資材製造機械		4	6								
	木材加工機械		1	1								
	鋳造型機		2	2								
	小計	施設数	0	256								64
		実工場・事業場数	32								7	7
地盤沈下	揚水機		91	104			1	1				
	小計	施設数	0	104								
		実工場・事業場数	91	0								
悪臭	豚舎		8	8								
	鶏舎		4	4								
	小計	施設数	0	12								
		実工場・事業場数	12	0								
計	施設数			555								
	実工場・事業場数		292									

土浦市公害防止条例にかかる届出

特定施設

施設種類			H19.3.31現在 届出数		18年度中					
					設置・使用		廃止		数変更	
			工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数
汚水	牛舎		9	9						
	小計	施設数		9						
		実工場・事業場数	9							
粉じん	堆積場		6	6	1	1				
	ベルトコンベアー		9	64	3	53				
	小計	施設数		70		54				
		実工場・事業場数	13							
騒音	建設用資材製造機械		2	13						
	小計	施設数		13						
		実工場・事業場数	2							
地下水 枯渇	豚舎		1	3						
	小計	施設数		3						
		実工場・事業場数	1							
計	施設数			95						
	実工場・事業場数		25							

特定建設作業にかかる届出

騒音規制法

番号	作業の種類	平成18年度中	
		法該当	該当外
1	くい打機・くい抜機	3	3
2	びょう打機	0	0
3	さく岩機	19	0
4	空気圧縮機	2	0
5	コンクリートプラント	0	0
6	バックホウ	0	2
7	トラクター	0	0
8	ブルドーザー	0	0
計		24	5

振動規制法

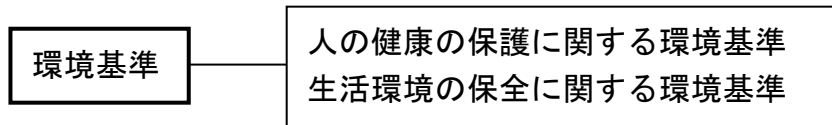
番号	作業の種類	平成18年度中	
		法該当	該当外
1	くい打機・くい抜機	3	2
2	剛球使用	0	0
3	舗装版破碎機	9	0
4	ブレーカー	6	1
計		18	3

特定粉じん排出等作業にかかる届出

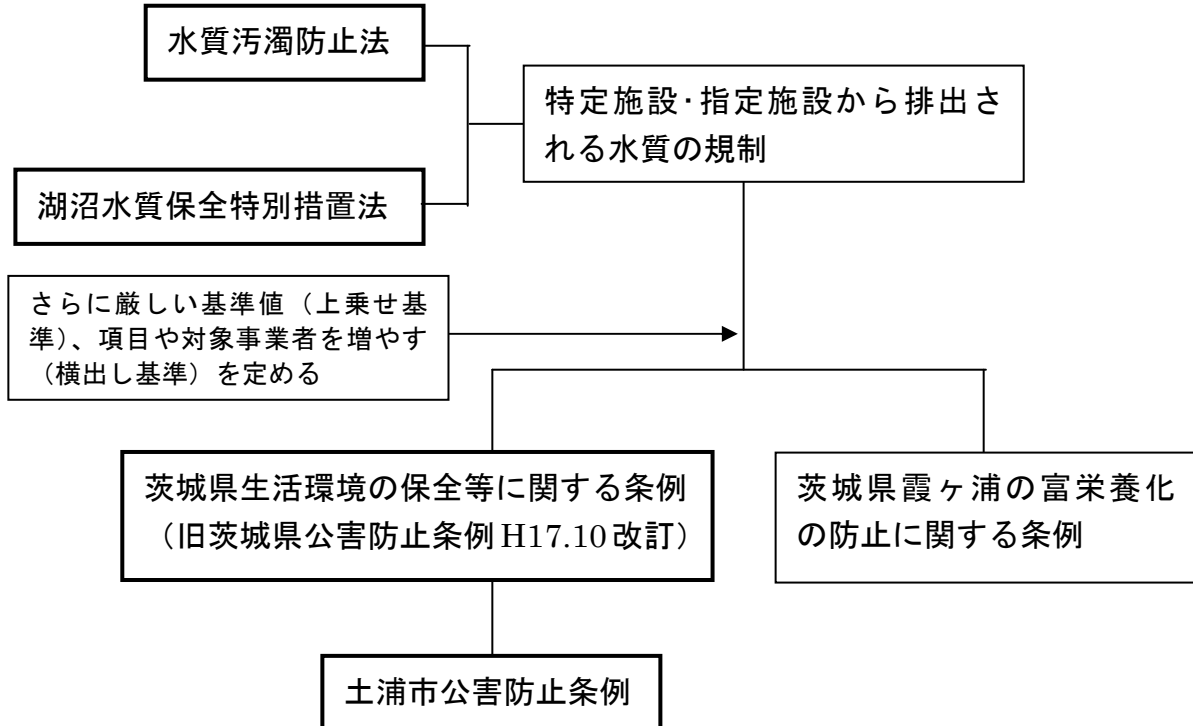
(大気汚染防止法)

番号	作業の種類	平成18年度中 届出件数
1	解体作業	1
2	石綿含有建材除去作業	0
3	吹付石綿の事前除去が 著しく困難な解体作業	1
4	改造・補修作業	22
計		24

水質に関する基準等



環境基準を達成するために以下のような排出規制が定められている



窒素・リンの濃度規制値	…水質汚濁防止法＋県霞ヶ浦富栄養化防止条例
窒素・リン以外の濃度規制値	…水質汚濁防止法＋県生活環境保全条例
CODの汚濁負荷量の規制	…湖沼水質保全特別措置法
窒素・リンの汚濁負荷量の規制	…湖沼水質保全特別措置法

霞ヶ浦の概要

区分	項目	単位	霞ヶ浦	琵琶湖	諏訪湖
湖	成因	—	海跡湖	断層湖	断層湖
	最大水深	m	7	103.6	7.2
	平均水深	m	4	41.2	4.7
	湖面積	km ²	220.0	670.3	13.3
	湖岸線	km	252(JR水戸駅から仙台までとほぼ同じ)	235.2	17
	湖容積	億m ³	8.5(東京ドームの645杯分)	約275	約0.6
	平均滞留日数	日	約200	約2,000	39
	海拔高度	m	0.16	86	759
流域	流域面積	km ²	2,157(茨城県総面積の約3分の1)	3,174	532
	流域市町村数	—	24市町村(茨城県22,千葉県1,栃木県1)	26	6
	湖周辺の市町村	—	13市町村(茨城県12,千葉県1)	14	3
	流域人口	万人	約96	約124	約18

※県外の数値は平成14年度のものです

人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基準値
カドミウム	0.01mg/ℓ以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/ℓ以下
六価クロム	0.05mg/ℓ以下
砒素	0.01mg/ℓ以下
総水銀	0.0005mg/ℓ以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下
四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ以下
1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/ℓ以下
シス1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/ℓ以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ以下
トリクロロエチレン	0.03mg/ℓ以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ以下
チラウム	0.006mg/ℓ以下
シマジン	0.003mg/ℓ以下
チオベンカルブ	0.02mg/ℓ以下
ベンゼン	0.01mg/ℓ以下
セレン	0.01mg/ℓ以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/ℓ以下
ふっ素	0.8mg/ℓ以下
ほう素	1mg/ℓ以下

生活環境の保全に関する環境基準

湖沼（天然湖沼及び貯水量1,000万立方メートル以上であり、かつ滞留時間が4日間以上である人工湖）

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		pH	BOD(mg/l)	SS(mg/l)	DO(mg/l)	大腸菌群数
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全 及びA以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1以下	1以下	7.5以上	50MPN/100ml 以下
A	水道2・3級 水産2級 水浴及び B以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3以下	5以下	7.5以上	1,000 MPN/100ml 以下
B	水道3級 工業用水1級 農業用水 及びCの欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5以下	15以下	5以上	—
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8以下	ごみ等の浮遊が 認められないこと	2以上	—

備考

水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。

※ 霞ヶ浦の環境基準はA類型

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全りん
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1mg/l以下	0.005mg/l以下
Ⅱ	水道1, 2, 3級(特殊なものを除く) 水産1種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2mg/l以下	0.01mg/l以下
Ⅲ	水道3級(特殊なもの) 及びⅣ以下に掲げるもの	0.4mg/l以下	0.03mg/l以下
Ⅳ	水産2種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6mg/l以下	0.05mg/l以下
Ⅴ	水産3種・工業用水・農業用水・環境保全	1mg/l以下	0.1mg/l以下

備考

1. 基準値は年間平均値とする。

2. 農業用水については、全りんの項目の基準値は適用しない。

※霞ヶ浦の環境基準はⅢ類型であるが、湖沼の特性等にかんがみ、当面類型Ⅳの達成に努めるものとする。

生活環境の保全に関する環境基準 河川（湖沼を除く）

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		pH	BOD(mg/l)	SS(mg/l)	DO(mg/l)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1以下	25以下	7.5以上	50MPN/100ml 以下
A	水道2級 水産1級 水浴 及びB以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2以下	25以下	7.5以上	1,000 MPN/100ml 以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3以下	25以下	5以上	5,000 MPN/100ml 以下
C	水道3級 工業用水1級 及びD以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5以下	50以下	5以上	—
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に 掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8以下	100以下	2以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10以下	ごみ等の浮遊が 認められないこと	2以上	—

備考

1. 基準値は日平均値とする。（湖沼、海域もこれに準ずる。）
2. 農業用利水点については、pH 6.0以上7.5以下、DO 5mg/l以上とする。
（湖沼もこれに準ずる。）

霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画（第5期 平成19年3月告示）

計画期間 平成18年度～平成22年度

水質目標		(単位:mg/l)	
水 域	COD	窒 素	りん
霞ヶ浦(西浦)	7.0	0.92	0.10
北浦	7.3	0.86	0.090
常陸利根川	6.9	0.84	0.074
全水域	7.0	0.88	0.092

霞ヶ浦富栄養化防止基本計画（第3期 平成14年3月告示）

計画期間 平成13年度～平成17年度

水質目標	COD		5mg/l
削減目標	流入負荷量	窒素	11.1t/日
		りん	0.76t/日

水質汚濁防止法と茨城県生活環境の保全等に関する条例上乗せ基準（霞ヶ浦水域）

水質項目		水質汚濁防止法	茨城県生活環境保全条例
		一律排水基準(総理府令)	霞ヶ浦水域における上乗せ基準
健康項目	カドミウム及びその化合物	0.1mg/ℓ	0.01mg/ℓ
	シアン化合物	1mg/ℓ	検出されないこと
	有機磷化合物	1mg/ℓ	検出されないこと
	鉛及びその化合物	0.1mg/ℓ	
	六価クロム化合物	0.5mg/ℓ	0.05mg/ℓ
	砒素及びその化合物	0.1mg/ℓ	0.05mg/ℓ
	水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	0.005mg/ℓ	0.0005mg/ℓ
	アルキル水銀化合物	検出されないこと	
	ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/ℓ	検出されないこと
	トリクロロエチレン	0.3mg/ℓ	
	テトラクロロエチレン	0.1mg/ℓ	
	ジクロロメタン	0.2mg/ℓ	
	四塩化炭素	0.02mg/ℓ	
	1,2-ジクロロエタン	0.04mg/ℓ	
	1,1-ジクロロエチレン	0.2mg/ℓ	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/ℓ	
	1,1,1-トリクロロエタン	3mg/ℓ	
	1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/ℓ	
	1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/ℓ	
	チウラム	0.06mg/ℓ	
	シマジン	0.03mg/ℓ	
	チオベンカルブ	0.2mg/ℓ	
	ベンゼン	0.1mg/ℓ	
	セレン及びその化合物	0.1mg/ℓ	
	ほう素及びその化合物	10mg/ℓ	
	ふっ素及びその化合物	15mg/ℓ	0.8mg/ℓ
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100mg/ℓ	
生活環境項目	水素イオン濃度	5.8～8.6(但し海域は5.0～9.0)	5.8～8.6
	生物化学的酸素要求量(BOD)	160mg/ℓ(日間平均120mg/ℓ)	15(10)mg/ℓ
	化学的酸素要求量(COD)	160mg/ℓ(日間平均120mg/ℓ)	15(10)mg/ℓ
	浮遊物質(SS)	200mg/ℓ(日間平均150mg/ℓ)	20(15)mg/ℓ
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類)	5mg/ℓ	3mg/ℓ
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類)	30mg/ℓ	5mg/ℓ
	フェノール類含有量	5mg/ℓ	0.1mg/ℓ
	銅含有量	3mg/ℓ	1mg/ℓ
	亜鉛含有量	2mg/ℓ	1mg/ℓ
	溶解性鉄含有量	10mg/ℓ	1mg/ℓ
	溶解性マンガン含有量	10mg/ℓ	1mg/ℓ
	クロム含有量	2mg/ℓ	0.1mg/ℓ
	大腸菌群数(日間平均)	3,000個/cm ³	3,000個/cm ³
	窒素含有量	120mg/ℓ(日間平均60mg/ℓ)	茨城県霞ヶ浦の 富栄養化防止に関する条例 (次ページのとおり)
	磷含有量	16mg/ℓ(日間平均8mg/ℓ)	

(注) 県条例の排出基準が適用になる工場・事業場は次のとおりです。

排出量 20m³/日以上の特特定業場については、上乗せ排水基準が適用される。

旧条例では、「新設」、「既設」の2区分ありましたが、新条例では、「新設」の基準に統一されました。

茨城県霞ヶ浦の富栄養化の防止に関する条例による窒素，りんの上乗せ基準

(単位：mg/ℓ)

区 分		1日の平均的な排水の量	新 設		既 設	
			窒素	りん	窒素	りん
製 造 業	食料品製造業	20立方メートル以上 50立方メートル未満	20	2	25	4
		50立方メートル以上 500立方メートル未満	15	1.5	20	3
		500立方メートル以上	10	1	15	2
	金属製品製造業	20立方メートル以上 50立方メートル未満	20	2	30	3
		50立方メートル以上 500立方メートル未満	15	1	20	2
		500立方メートル以上	10	0.5	15	1
	上記以外の製造業	20立方メートル以上 50立方メートル未満	12	1	15	1.5
		50立方メートル以上 500立方メートル未満	10	0.5	12	1.2
		500立方メートル以上	8	0.5	10	1
そ の 他 の 業 種 等	畜産農業	20立方メートル以上 50立方メートル未満	25	3	50	5
		50立方メートル以上 500立方メートル未満	15	2	40	5
		500立方メートル以上	10	1	30	3
	下水道終末処理施設	20立方メートル以上 100,000立方メートル未満	20	1	20	1
		100,000立方メートル以上	15	0.5	15	0.5
	し尿処理施設	20立方メートル以上	10	1	20	2
	し尿浄化槽	20立方メートル以上	15	2	20	4
	上記以外の施設	20立方メートル以上 50立方メートル未満	20	3	30	4
		50立方メートル以上 500立方メートル未満	15	2	25	4
		500立方メートル以上	10	1	20	3

(注) この表の数値は、下水道終末処理施設、し尿処理施設及びし尿浄化槽は日平均値を示し、その他は最大値を示す。

ダイオキシン類の環境基準

項 目	基 準 値
水 質	1pg-TEQ/ℓ以下
地下水	1pg-TEQ/ℓ以下
大 気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下
土 壌	1000pg-TEQ/ℓ以下
底 質	150pg-TEQ/g以下

(大気、水質及び地下水は年間平均値で評価する)

大気にかかる環境基準

物質名		環境上の条件
二酸化硫黄	SO ₂	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素	CO	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	SPM	1時間値の1日平均値が0.1mg/m ³ 以下であり、かつ1時間値が0.2mg/m ³ 以下であること。
二酸化窒素	NO ₂	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内、又は以下であること。
光化学オキシダント	Ox	1時間値が0.06ppm以下であること。

土壌にかかる環境基準

項目	環境基準
カドミウム	検液1ℓにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき1mg未満であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1ℓにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液1ℓにつき0.05mg以下であること。
砒素	検液1ℓにつき0.01mg以下であり、かつ農用地(田に限る)においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液1ℓにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る)において、土壌1kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液1ℓにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液1ℓにつき0.002mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液1ℓにつき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液1ℓにつき0.02mg以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液1ℓにつき0.04mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液1ℓにつき1mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液1ℓにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液1ℓにつき0.03mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1ℓにつき0.01mg以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液1ℓにつき0.002mg以下であること。
チウラム	検液1ℓにつき0.006mg以下であること。
シマジン	検液1ℓにつき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液1ℓにつき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液1ℓにつき0.01mg以下であること。
セレン	検液1ℓにつき0.01mg以下であること。
ふっ素	検液1ℓにつき0.8mg以下であること。
ほう素	検液1ℓにつき1mg以下であること。

騒音にかかる環境基準

騒音に係る環境基準は昭和46年に設定されましたが、環境庁告示により改正され、平成11年4月1日に施行されました。これは騒音の評価手法を騒音レベルの中央値(L_{50})から等価騒音レベル(L_{Aeq})に変更するとともに、地域の類型区分を見直し、また、最新の科学的知見に基づき基準値を再検討したものです。

騒音にかかる環境基準

時間の区分 地域の類型	昼 間 6時～22時	夜 間 22時～翌日の6時
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

地域の類型

- A：第1種・第2種低層住居専用地域，第1種・第2種中高層住居専用地域
 B：第1種・第2種居住地域，準住居地域
 C：近隣商業地域，商業地域，準工業地域，工業地域，用途地域の指定のない地域

道路に面する地域にかかる騒音の環境基準

時間の区分 地域の区分	昼 間 6時～22時	夜 間 22時～翌日の6時
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下
幹線交通を担う道路に近接する空間（特例）	70デシベル以下	65デシベル以下
	※屋内基準	45デシベル以下
		40デシベル以下

備考

- 「道路に面する地域」とは，道路交通騒音が支配的な音源である地域のこと。
- 「幹線交通を担う道路」とは，高速自動車国道，一般国道，県道及び市道（市道にあっては4車線以上の区間に限る。）
- 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは，道路端からの距離により特定するものとする。
 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15m
 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20m
- 個別の住居等において騒音の影響の受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは，屋内へ透過する騒音に係る基準（※）によることができる。

騒音規制法による基準等

道路に面する地域に係る自動車騒音の要請限度

	区域区分	時間の区分	
		昼間 6時～22時	夜間 22時～6時
1	a 区域及びb 区域のうち一車線を有する道路	65デシベル	55デシベル
2	a 区域のうち二車線以上の車線を有する道路	70デシベル	65デシベル
3	b 区域のうち二車線以上の車線を有する道路 c 区域のうち車線を有する道路	75デシベル	70デシベル

a 区域：専ら住居の用に供される区域

b 区域：主として住居の用に供される区域

c 区域：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域

(注意)

上表に掲げる区域のうち、幹線交通を担う道路に近接する区域（二車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15m、二車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から20mまでの範囲をいう。）に係る限度は、上表にかかわらず、昼間においては75デシベル、夜間においては70デシベルとする。

特定建設作業にかかる規制基準

区域区分	基準	日時の規制
第1号区域	85デシベル	19時～7時禁止、1日10時間以内連続6日以内、日祭日の禁止
第2号区域	85デシベル	22時～6時禁止、1日14時間以内連続6日以内、日祭日の禁止

第1号地域：第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、用途地域の指定のない地域

第2号地域：工業地域、工業専用地域

騒音に係る特定施設を設置する工場等に関する規制基準

時間区分 区域区分	昼 間 午前8時～午後6時	朝 ・ 夕 午前6時～午前8時 午後6時～午後9時	夜 間 午後9時～翌日午前6時
第1種区域	50デシベル	45デシベル	40デシベル
第2種区域	55デシベル	50デシベル	45デシベル
第3種区域	65デシベル	60デシベル	50デシベル
第4種区域	70デシベル	65デシベル	55デシベル

第1種区域：第1種・第2種低層住居専用地域

第2種区域：第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域

第3種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、用途地域の指定のない地域

第4種区域：工業地域、工業専用地域

茨城県生活環境の保全等に関する条例による基準等

深夜騒音の規制基準等（対象となる時間帯：23時から翌朝6時）

1 規制対象営業等

- (1) 飲食店営業（食品衛生法施行令第35条第1号に該当する営業のうち、設備を設けて客に飲食させるものに限る。）
- (2) 喫茶店営業（食品衛生法施行令第35条第2号に該当するものに限る。）
- (3) ボーリング場営業
- (4) バッティング練習場営業
- (5) ゴルフ練習場営業

2 規制基準

区 域 類 型	規制の基準	時間帯
第 1 種 区 域	40デシベル	23時 ～6時
第 2 種 区 域	45デシベル	
第 3 種 区 域	50デシベル	
第 4 種 区 域	55デシベル	

第1種区域：第1種・第2種低層住居専用地域

第2種区域：第1種・第2種中高層住居専用地域，第1種・第2種住居地域，準住居地域

第3種区域：近隣商業地域，商業地域，準工業地域，用途地域の指定のない地域

第4種区域：工業地域

3 禁止事項等

ア 第1種区域及び第2種区域並びにその周囲10m以内の区域では、音響機器から発生する音が当該営業所の外部に漏れない措置を講じている場合を除き、深夜（23時から翌朝6時）においては、次の音響機器を使用してはならない。

- (ア) カラオケ装置 (イ) 電気蓄音機 (ウ) 録音及び再生装置
(エ) 有線ラジオ放送(受信装置に限る) (オ) 楽器 (カ) 拡声装置

イ 飲食店営業等を利用する者は、深夜においては、みだりにその周辺の静穏を害する行為をしてはならない。

拡声機の使用法等

1 使用制限（※区域類型の内訳は深夜騒音のものと同一）

拡 声 機 の 音 量		使 用 方 法	使用の時間
区 域 類 型	音 量	1. 商業宣伝を目的として使用するときは、1回の使用時間は5分以内とするとともに、1回につき2分以上休止すること。 2. 商業宣伝を目的として地上5メートル以上の位置で使用しないこと。	午後6時から翌日の午前9時まででは使用しないこと
第1種区域	50デシベル		
第2種区域	55デシベル		
第3種区域	65デシベル		
第4種区域	70デシベル		

2 拡声機放送の全面禁止区域

次の施設の敷地境界から50m以内の区域では、商業宣伝を目的として拡声機を使用してはならない。

- (1) 学校教育法第1条に規定する学校
- (2) 児童福祉法第7条に規定する乳児院及び保育所
- (3) 医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
- (4) 図書館法第2条第1項に規定する図書館
- (5) 老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホーム

振動規制法による規制基準

土浦市における振動規制法の指定地域は都市計画法の用途地域ですが、工業専用地域は除かれています。

道路交通振動の要請限度

時間区分 区域区分	6 時～21 時	21 時～6 時
第 1 種区域	6 5	6 0
第 2 種区域	7 0	6 5

第 1 種区域：第 1 種・第 2 種低層住居専用地域，第 1 種・第 2 種中高層住居専用地域，
第 1 種・第 2 種居住地域，準住居地域

第 2 種区域：近隣商業地域，商業地域，準工業地域，工業地域

特定工場等に係る振動規制基準

時間区分 区域区分	6 時～21 時	21 時～6 時
第 1 種区域	6 5	5 5
第 2 種区域	7 0	6 0

第 1 種区域：第 1 種・第 2 種低層住居専用地域，第 1 種・第 2 種中高層住居専用地域，
第 1 種・第 2 種居住地域，準住居地域

第 2 種区域：近隣商業地域，商業地域，準工業地域，工業地域

特定建設作業に係る振動規制基準

区域区分	基準	日時の規制
第 1 号区域	7 5 デシベル	19 時～7 時禁止，1 日 10 時間以内連続 6 日以内，日祭日の禁止
第 2 号区域	7 5 デシベル	22 時～6 時禁止，1 日 14 時間以内連続 6 日以内，日祭日の禁止

第 1 号区域：第 1 種・第 2 種低層住居専用地域，第 1 種・第 2 種中高層住居専用地域，
第 1 種・第 2 種居住地域，準住居地域，近隣商業地域，商業地域，準工業地域

第 2 号区域：工業地域

公害防止施設資金利子補給制度及び公害防止施設資金保証料補助要綱

中小企業者が公害防止を円滑に進めるために、茨城県公害防止施設資金融資制度が設けられており、本市では、この活用について積極的に指導を行っています。特に、昭和49年度から当資金の利用者に対して、利子負担の軽減を図ることを目的とした利子の一部を補給する「土浦市公害防止施設資金利子補給制度」を設け、市内の中小企業が積極的に公害対策に取り組むことができるように助成を行っています。

さらに「茨城県公害防止施設資金融資制度」により融資を受ける際、融資条件が茨城県信用保証協会の保証付となって融資を受ける中小企業者に対して「土浦市公害防止施設資金保証料補助要綱」を設け、保証料の補助を行っています。

公害防止施設資金利子補給制度の概要は次のとおりです。

融資限度額 2,500万円（事業費の80%以内）

＊ただし、ダイオキシン対策に係る公害防止施設を設置する場合は
5,000万円（事業費の80%以内）

融資期間 7年間（1年以内の据置可能）

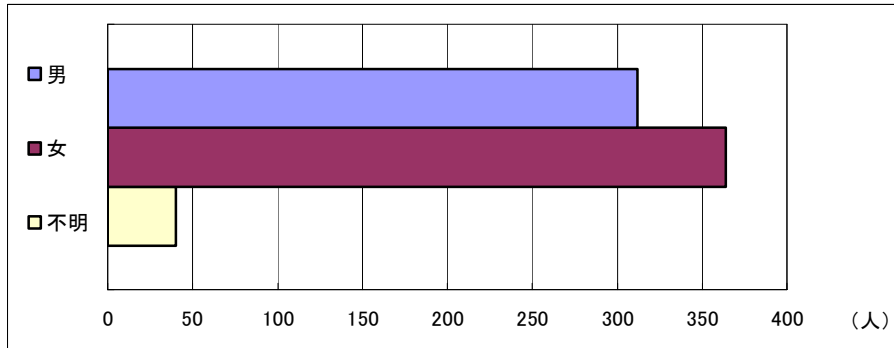
融資利率 茨城県商工労働部政策誘導資金融資と同率

融資期間	利率（括弧内は保証付きの場合）
5年超～7年以内	2.6%（2.1%）
3年超～5年以内	2.5%（2.0%）
3年以内	2.4%（1.9%）

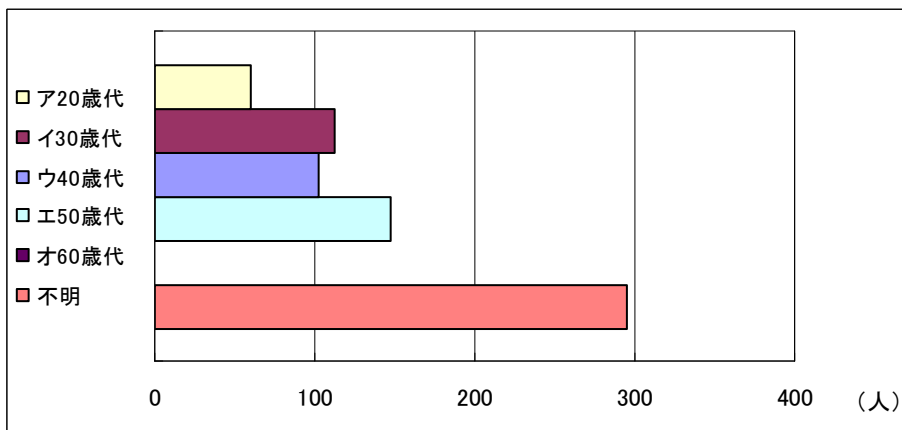
利子補給 市で3分の2以内を補給

あなたのことについて

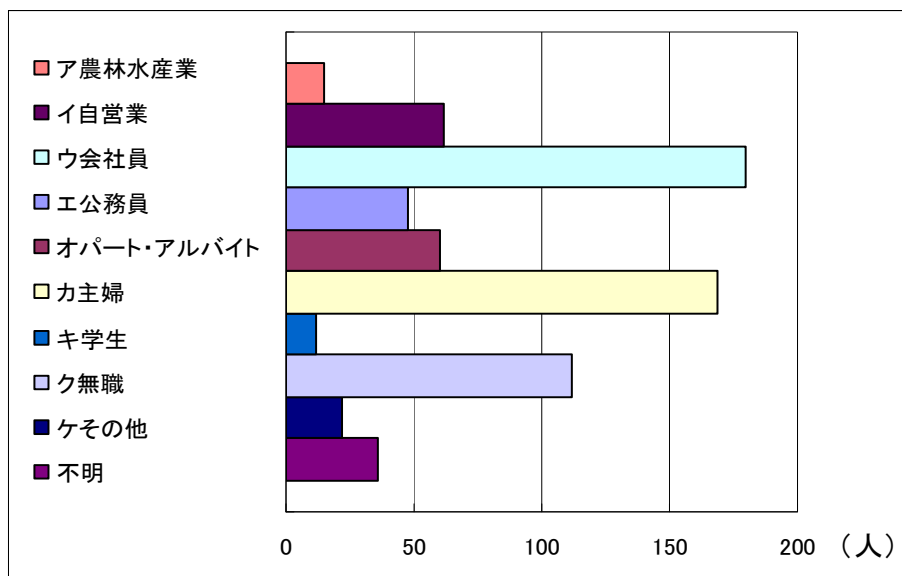
Q1:あなたの性別を教えてください。



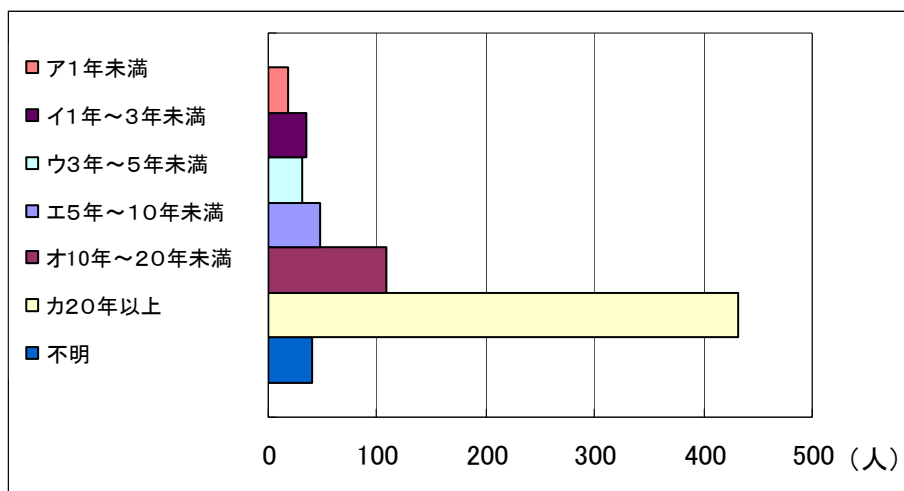
Q2:あなたの年齢を教えてください。



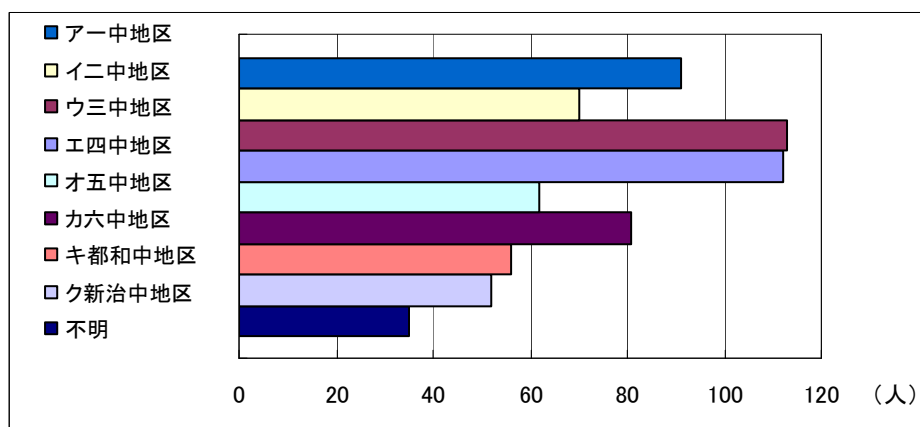
Q3:あなたの職業を教えてください。



Q4:土浦市(旧新治村含む)に住んで何年になりますか。



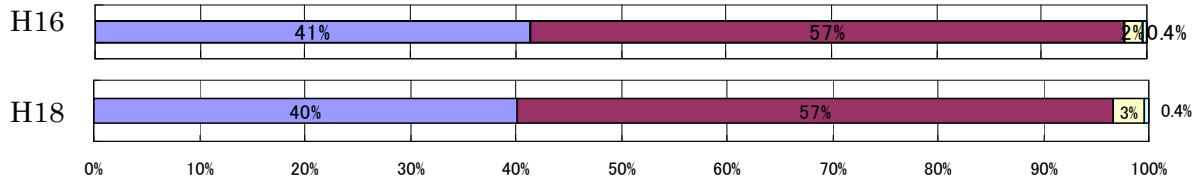
Q5:あなたの住んでいる地区はどこですか



環境目標 ① 安心して飲める水

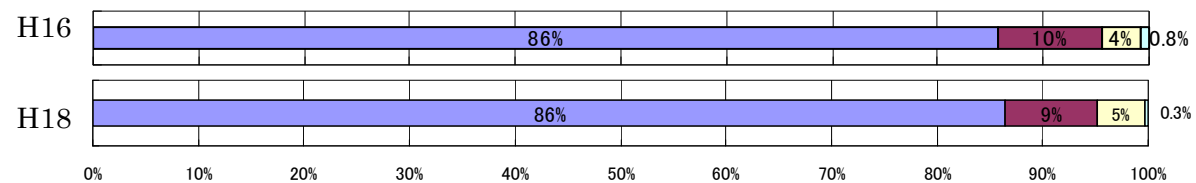
Q6:台所で、三角コーナーや水切り袋を利用し、調理くずを流さない工夫をする。

ア. 特に工夫している イ. 注意している ウ. 注意していない



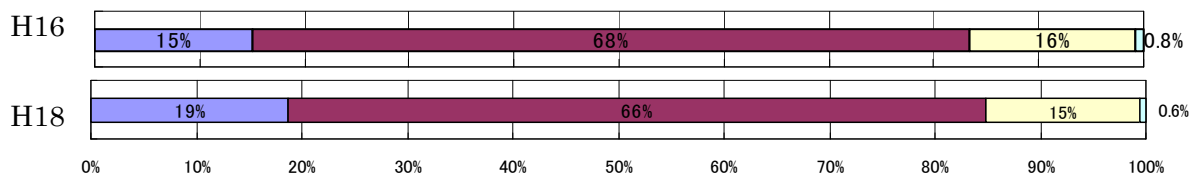
Q7:食用油はできるだけ使い切る。残ったときは地域の廃油回収や新聞紙等にしみ込ませてごみとして出す。

ア. 実施している イ. 時々実施している ウ. 実施していない



Q8:石けんや洗剤の使い過ぎに注意する。

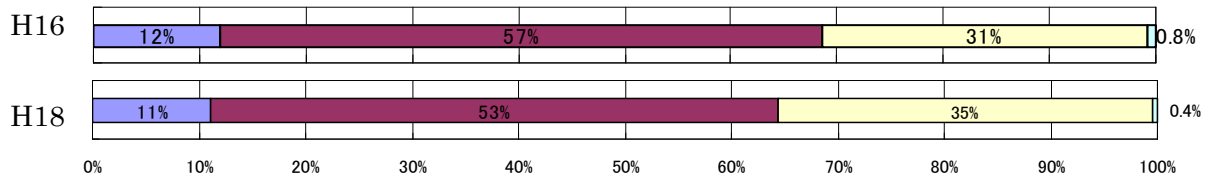
ア. 特に注意している イ. 注意している ウ. 注意していない



環境目標 ② 深呼吸が心地よい、さわやかな空気

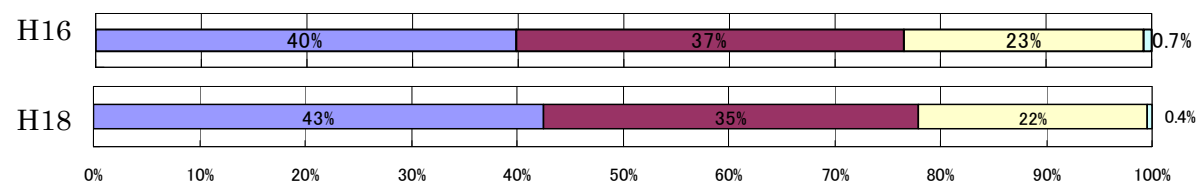
Q9:熱帯林の保護のため、トイレットペーパー、ノート等の紙類は再生紙製品を購入する。

ア. 値段が高くても優先して購入している イ. 同じ値段なら優先して購入している ウ. 意識していない



Q10:近くに出かける場合は徒歩や、自転車を利用している。

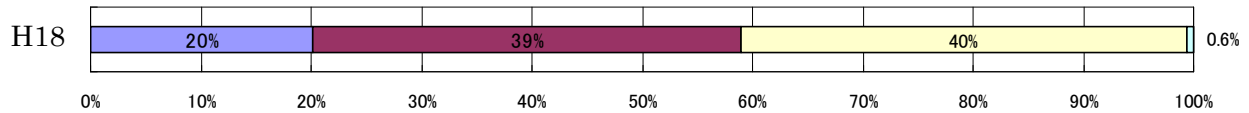
ア. 実施している イ. 時々実施している ウ. 実施していない



Q11:出かける場合は公共交通機関を利用している。

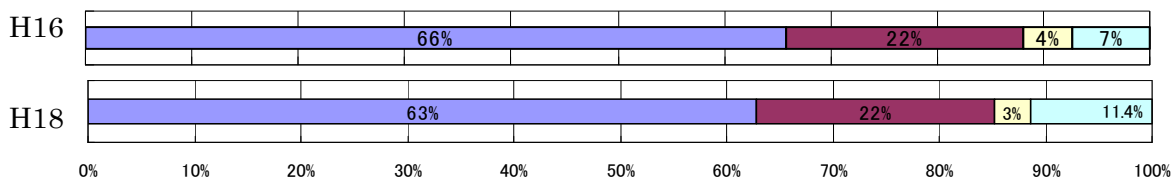
ア. 実施している イ. 時々実施している ウ. 実施していない

※前回も行わず



Q12:自動車の急発進・急加速や空ふかしをやめ、不要なアイドリングをしない。

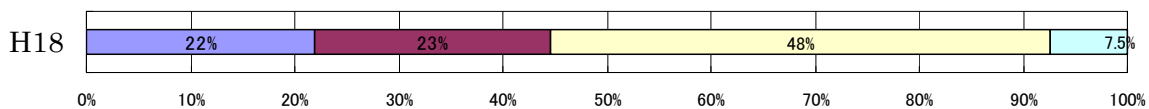
ア. 心掛けている イ. 少し心掛けている ウ. あまり心掛けていない



Q13:低公害車を所有している。または、購入の検討をしている。

ア. 所有している イ. 所有していないが購入の検討をしている ウ. 所有していないし、購入の予定はない

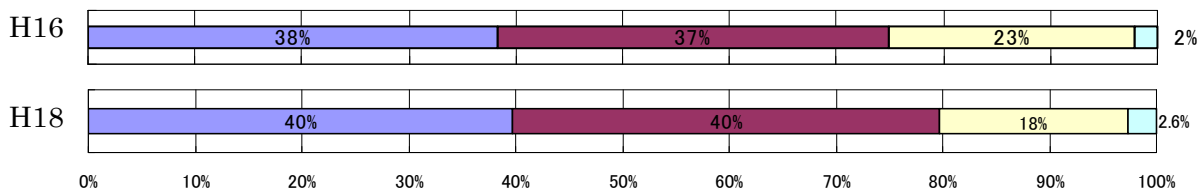
※前回も行わず



環境目標 ③ 水の循環を支える、汚染のない健全な土

Q14:雨水浸透マスの設置など雨水の地下浸透に配慮する。

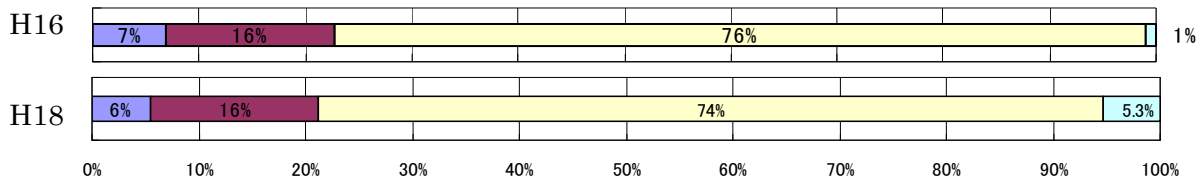
ア. 配慮している イ. 配慮していない ウ. 配慮できない
 (借家・アパート等のため)



環境目標 ④ ヨシがそよぎ、生き物が豊富な水辺

Q15:水辺の清掃等のイベントに参加する。

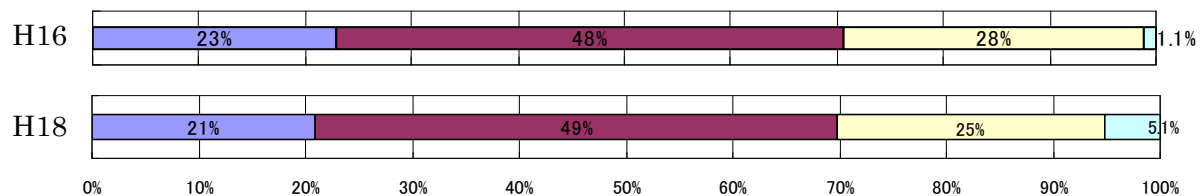
ア. 積極的に参加する イ. 時々参加する ウ. 参加していない



環境目標 ⑤ 緑の連なり、木漏れ日のもりに息づく里の営み

Q16:地場農業の振興のため、直売所の利用など、地元産の作物や有機栽培作物を積極的に購入する。

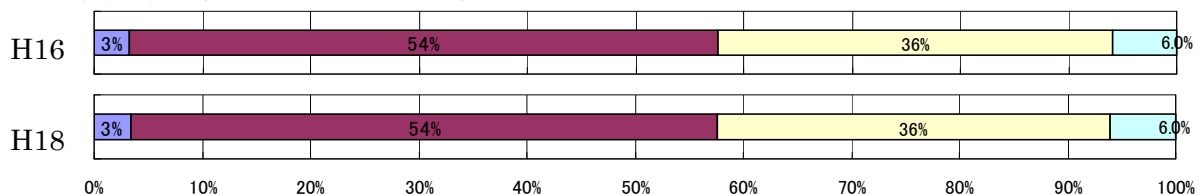
ア. 値段が高くても優先して購入している イ. 同じ値段なら優先して購入している ウ. 意識していない



Q17:市民農園やオーナー制度に参加する。

ア. 利用している イ. 利用していない ウ. 知らない

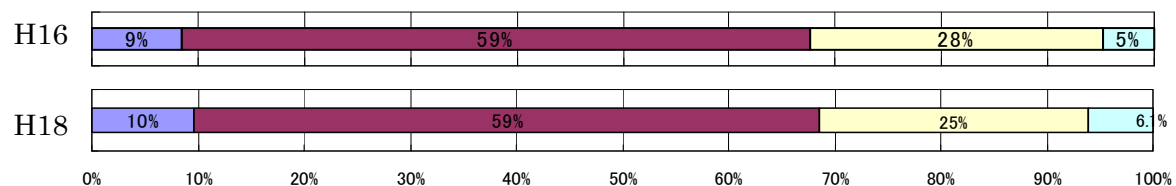
※オーナー制度：生産者と直接契約し、特定の農法や農地から生産される作物を購入する制度。有機農法など環境保全型農業の振興、農作業への参加、棚田や谷津田の維持など、購入や交流を通じて農業振興や農地保全を支援する仕組みとして普及しつつある。



環境目標 ⑥ 遊び、学び、みんなで支える自然

Q18:自然観察会や自然保護・再生活動等に参加する。

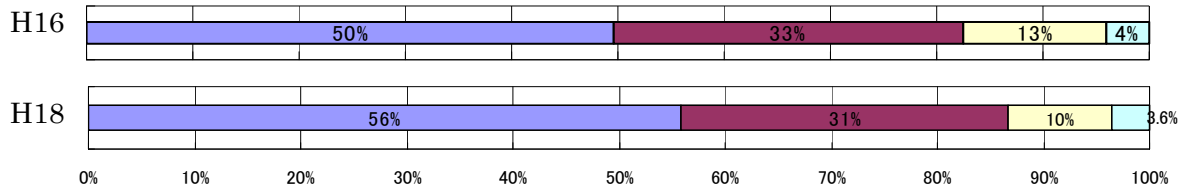
ア. 参加したことがある イ. 機会があれば参加したい ウ. 興味がない



環境目標 ⑦ 資源を大事に使う、環境に思いやりのある暮らし

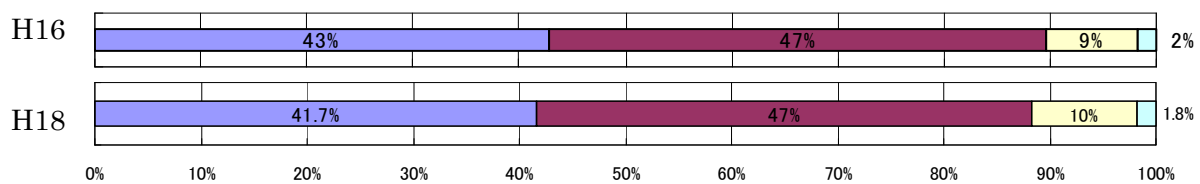
Q19:エアコンは冷房 28℃、暖房 20℃を目安に温度設定し、ドライ機能を効果的に使う。

ア. 実施している イ. 時々実施している ウ. 実施していない



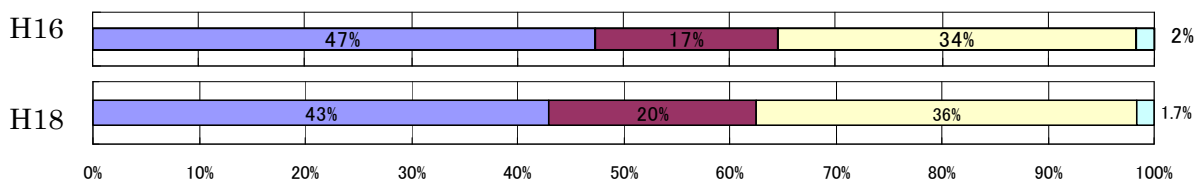
Q20:使わない電気製品はメインスイッチを切る。(長期間使わないものはコンセントを抜く。)

ア. 常に切っている イ. 時々切っている ウ. 意識していない



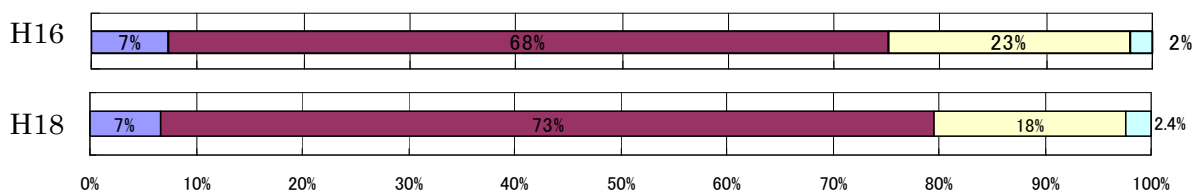
Q21:風呂の残り湯を洗濯に利用する。

ア. 毎回実施している イ. 時々実施している ウ. 実施していない



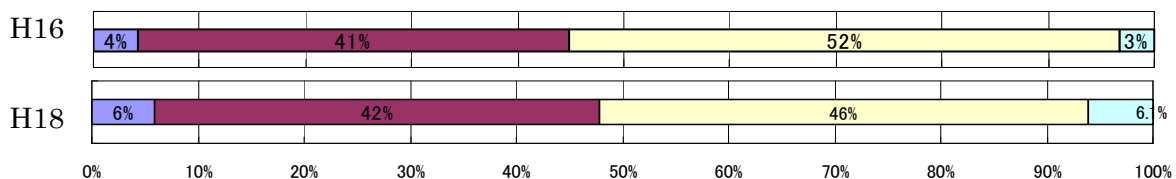
Q22:太陽光発電や雨水利用施設(水まき用タンクなど)を設置する。

ア. 設置している イ. 設置していない ウ. 設置できない
 (借家・アパート等のため)



Q23:環境家計簿をつけて、エネルギー消費を把握する。

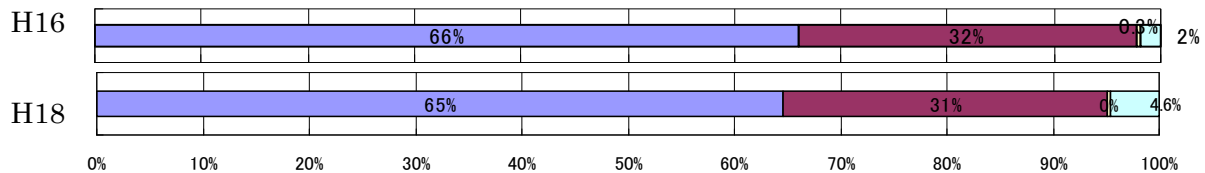
ア. 取り組んでいる イ. 取り組んでいない ウ. 環境家計簿を知らない



環境目標 ⑧ ごみの少ない、ものを大切にする暮らし

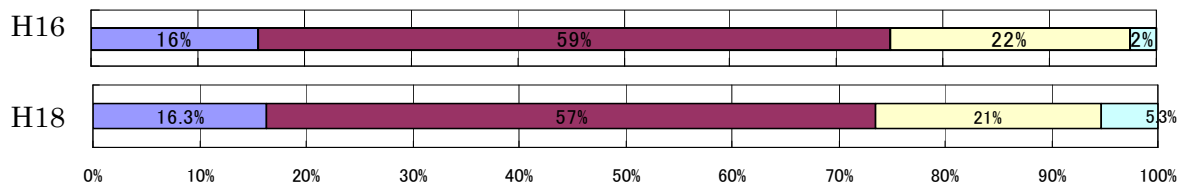
Q24:市のごみ出しルールを守り、ごみを分別して出す。

ア. 徹底して分別している イ. 概ね分別している ウ. 分別していない



Q25:買い物をする時に過剰包装などの不要包装を断っている。

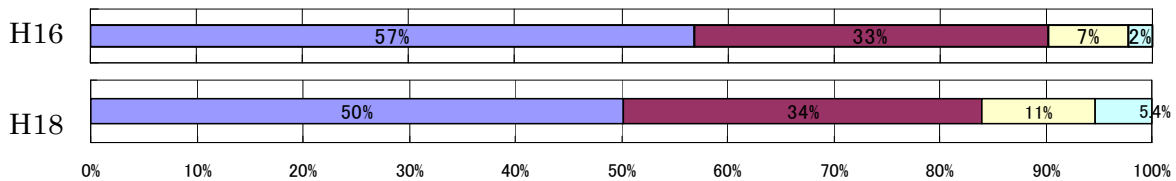
ア. 常に断っている イ. 時々断っている ウ. 断っていない



Q26:詰め替え商品やリターナブル容器商品を利用する。

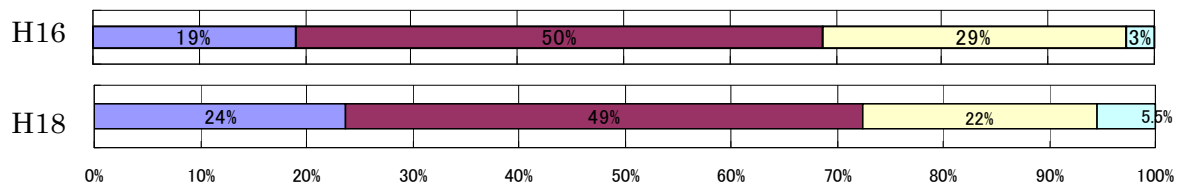
ア. 利用している イ. 時々利用する ウ. 利用しない

※リターナブル容器商品：ビールびんなど再利用を行う容器に入った商品



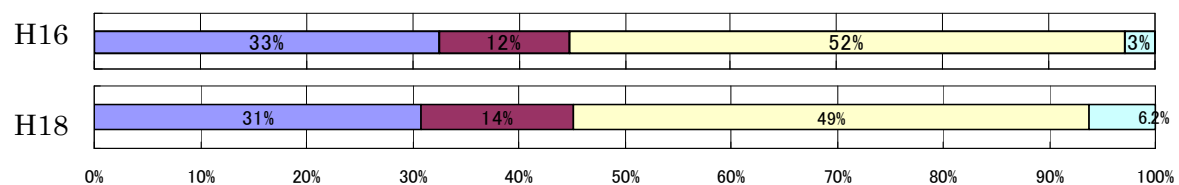
Q27:生ごみの堆肥化を進める。

ア. 実施している イ. 実施していない ウ. 堆肥を利用できる場所がない



Q28:エコマークなどの環境ラベル商品を優先して購入する。

ア. 購入している イ. 購入していない ウ. 意識していない

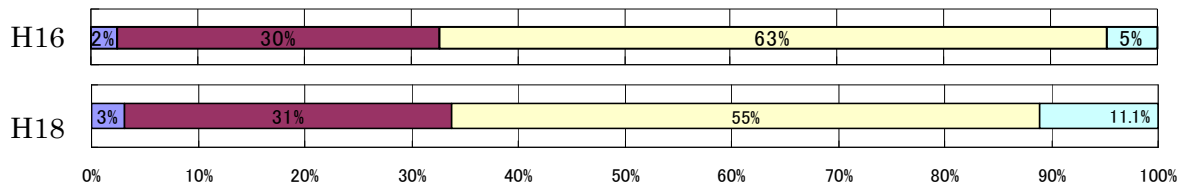


環境目標 ⑨ 平穏で、健やかな暮らし

Q29:さわやか環境推進員と協力し、地域の環境の監視や改善に努める。

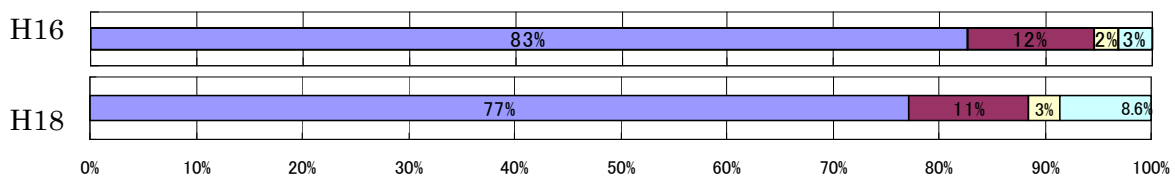
ア. 特に心掛けている イ. 心掛けている ウ. 余り心掛けていない

※さわやか環境推進員：町内の環境美化のリーダーとして、又、市と市民のパイプ役として市が委嘱しています。



Q30:家庭ごみなどの焼却(屋外燃焼行為)は行わない。

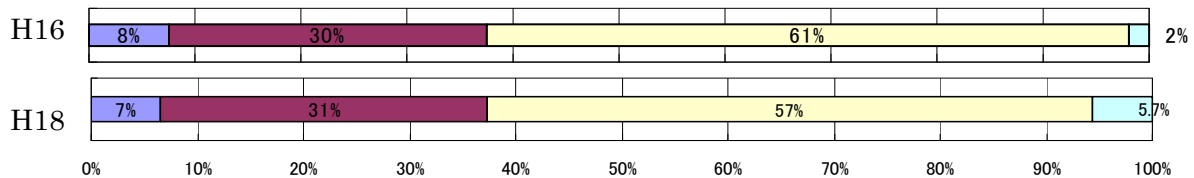
ア. 行っていない イ. 時々行っている ウ. 行っている



環境目標 ⑩ 良識と思いやりに支えられた快適でさわやかな暮らし

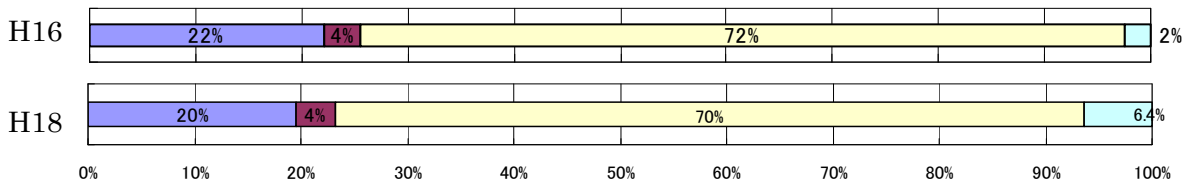
Q31:ピアノや作業場など音の出る部屋は防音する。

ア. 防音している イ. 防音していない ウ. 音の出る部屋はない



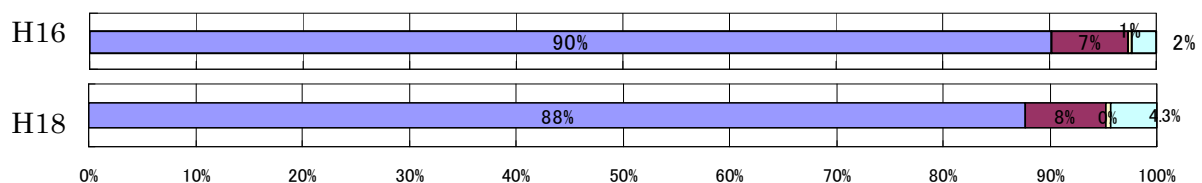
Q32:犬の散歩とする時は、翼を持ち帰る。

ア. 実施している イ. 実施していない ウ. 飼ってない



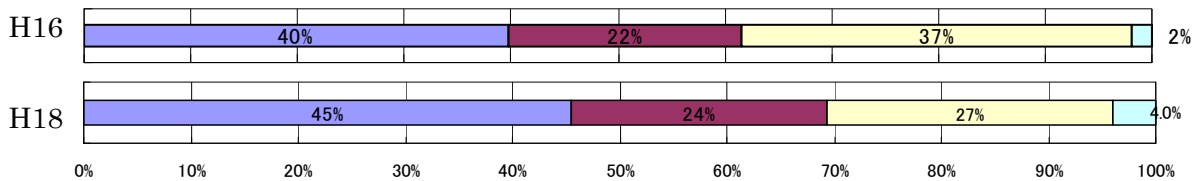
Q33:空き缶やタバコの吸殻などごみのポイ捨て(不法投棄)はしない。

ア. 絶対にしない イ. たまにしてしまう ウ. 気にしていない



Q34:地域の清掃活動に参加する。

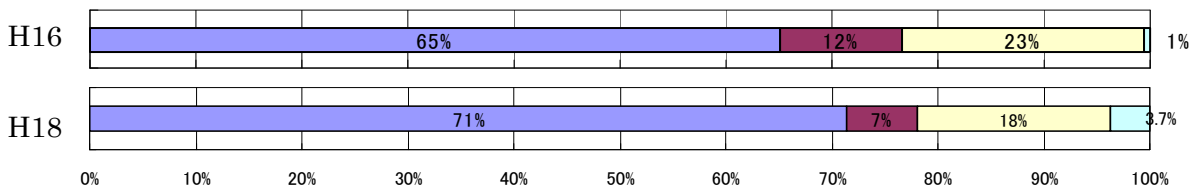
ア. いつも参加している イ. 時々参加している ウ. 参加していない



環境目標 ⑪ 緑と水辺がすがすがしい、美しい町並み

Q35:庭には木や生垣などを植え、壁面や屋上の緑化にも取り組む。

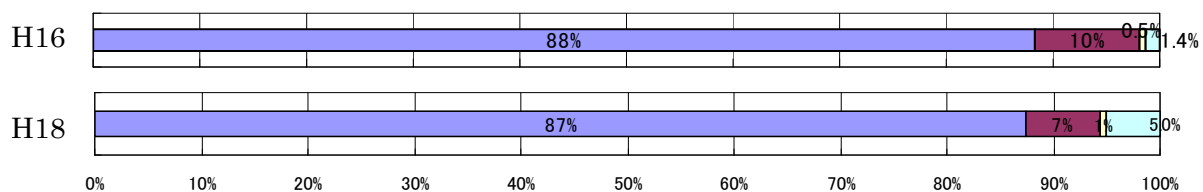
ア. 取り組んでいる イ. 取り組んでいない ウ. 取り組めない
 (借家・アパートのため)



環境目標 ⑫ だれもが安心して歩ける、散歩が楽しいまち

Q36:自転車・自動車等の運転マナーを守ります。

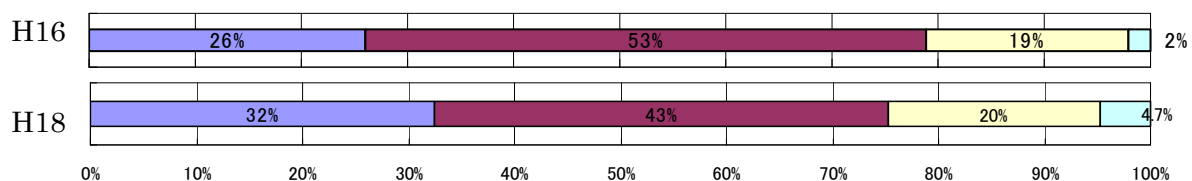
ア. 心掛けている イ. 少し心掛けている ウ. あまり心掛けていない



環境目標 ⑬ 郷土の歴史と文化が薫るまち

Q37:地域文化の伝承活動(おまつり等)などへ参加や協力、支援を行う。

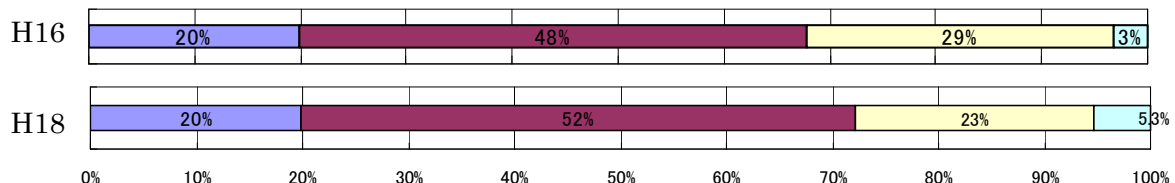
ア. 参加している イ. 観覧している ウ. 関心がない



環境目標 ⑭ 環境を守り、はぐくむ、知恵と行動の輪を広げる

Q38:地域の環境保全活動(町内会の行事や公民館の行事等)に参加する。

ア. 積極的に参加している イ. 時々参加している ウ. 関心がない



新たな環境問題について

Q39:環境について関心のあること(最近のアスベスト問題や霞ヶ浦の水質など)や意見を自由にご記入ください。

代表的な意見(抜粋)

霞ヶ浦について

- 霞ヶ浦の観光資源として活用できるくらいにきれいな湖になってほしいと思います。
- 環境問題はそれなりに関心があり、霞ヶ浦の水質には特に。自分のできる範囲で良いと思うことを実行してきました。このアンケートに答えてみてまだまだよい環境のために実行できてないことがたくさんあることを実感しました。これを機会にもっと関心をもって努力したいと思います。広報誌などでも取り上げていただくともっとたくさんの人にも環境問題に関心をもってもらえるとおもうのですが。
- またキレイな霞ヶ浦を見たい。

ごみについて

- 毎朝花室川、霞ヶ浦湖岸を散歩しています。いつも湖岸の雑草・捨てられたスーパー、コンビニのゴミの袋が散乱しているのを見るととっても残念に思います。
- 食品トレーや牛乳パックなどは一部のスーパーなどで回収しているが大部分はゴミとして焼却されていると思う。資源としてリサイクル活用できないものか。

アスベストについて

- 情報をわかりやすく公開してほしい。特にアスベストは現在の建物、また、こわす時にも十分前もって知らせてほしい。

市の施策への要望

- 市の基本施策を具体的に市民に知らせることが肝要だと思う。市のリーダーシップがない限り市民は動かない。
- 太陽光エネルギーや代替ガソリン(バイオ燃料)など地球にやさしいエネルギーの有効活用を市がもっと積極的にPRすべき。

個人の取組

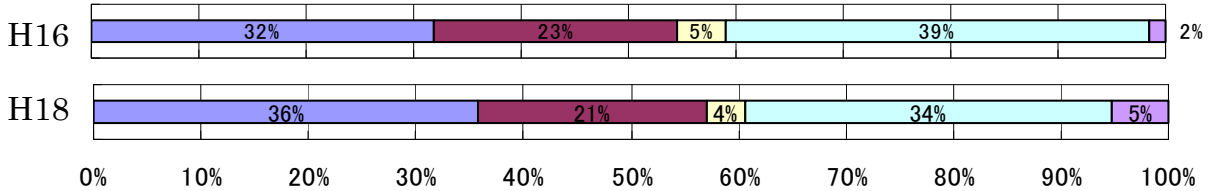
- 風呂の残り湯や雨水の再利用などじぶんたちが少し気をつけることでできることから環境にやさしい生活にしていけたらよいと思います。
- 何事についても個々人の意識を高める事が大切と日頃思っています。

凡例：ア ■ , イ ■ , ウ ■ , エ ■ , 無回答 ■

環境目標 1 安心して飲める水

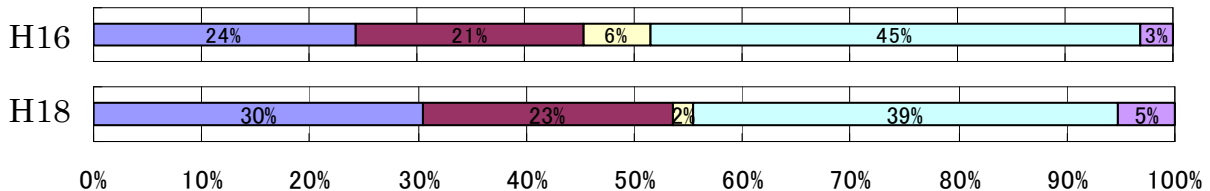
質問 1 適正な浄化施設等を整備し、維持管理を徹底します。

ア. 徹底している イ. おおむね徹底している ウ. 徹底していない エ. 該当施設がない



質問 2 法律等に基づき、定期的なモニタリングを行い、規制基準を遵守します。

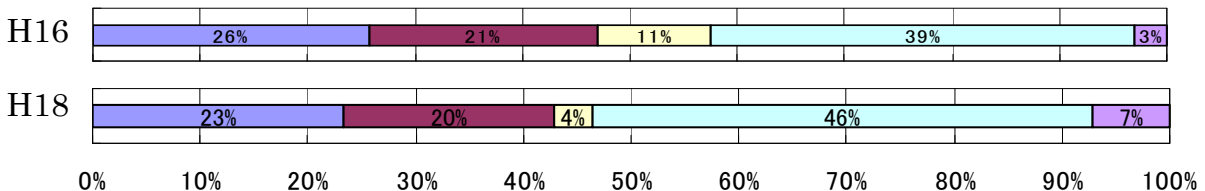
ア. 遵守している イ. おおむね遵守している ウ. 遵守していない エ. 該当施設がない



環境目標 2 深呼吸が心地よい、さわやかな空気

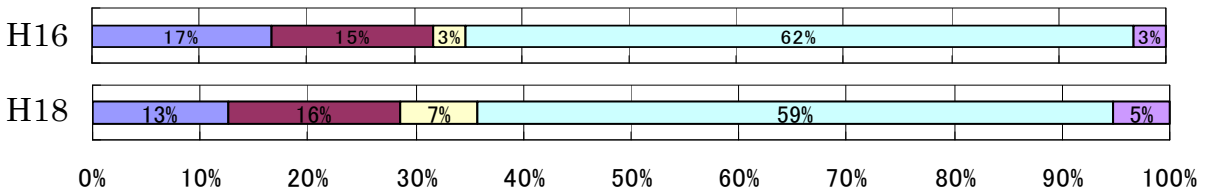
質問 3 フロン利用製品の適正な処理とフロン回収を徹底します。

ア. 徹底している イ. おおむね徹底している ウ. 徹底していない エ. フロン利用製品を使用していない



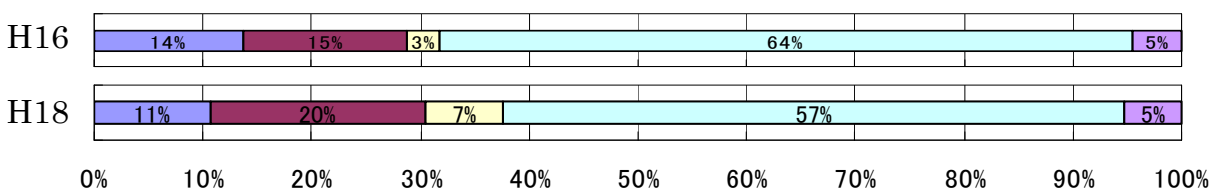
質問 4 適正な排煙施設等を整備し、維持管理を徹底します。

ア. 徹底している イ. おおむね徹底している ウ. 徹底していない エ. 該当施設がない



質問 5 法律等に基づき、定期的なモニタリングを行い、規制基準を遵守します。

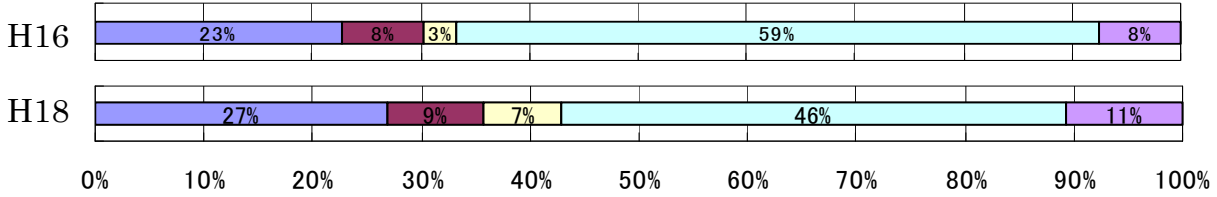
ア. 遵守している イ. おおむね遵守している ウ. 遵守していない エ. 該当施設がない



凡例：ア ■ , イ ■ , ウ ■ , エ ■ , 無回答 ■

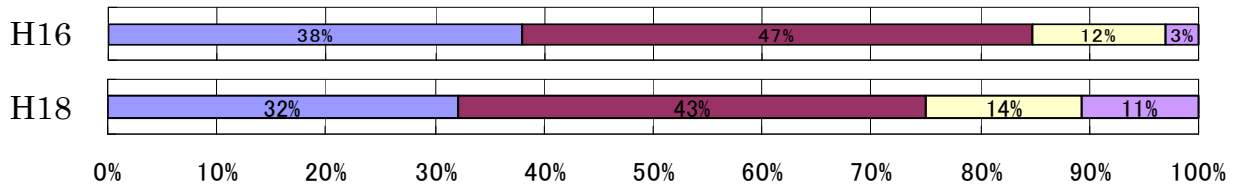
質問6 共同輸送や空荷のない効率的な輸送を進めます。

ア. 実施している イ. 実施を検討している ウ. 実施する予定はない エ. 該当業務がない



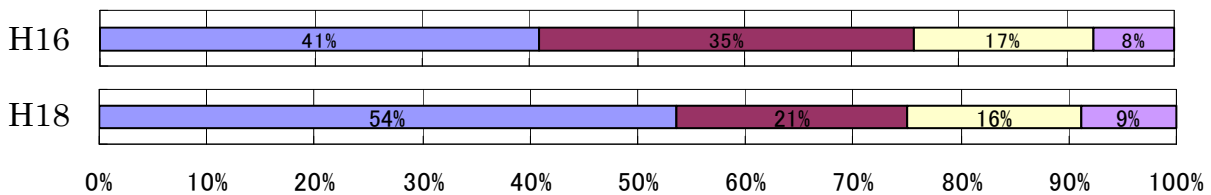
質問7 自動車更新時に公害の少ない車（低公害車，低排出ガス認定車，低燃費車等）に転換します。

ア. 実施している イ. 実施を検討している ウ. 実施する予定はない



質問8 エコドライブを習慣化するよう，従業員教育を行います。

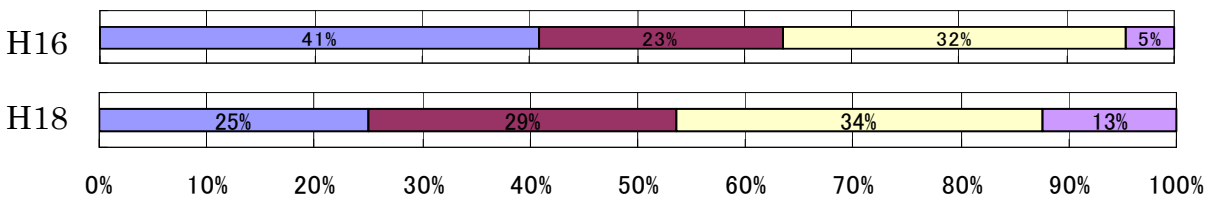
ア. 実施している イ. 実施を検討している ウ. 実施する予定はない



環境目標3 水の循環を支える，汚染のない健全な土

質問9 浸透マスや浸透性舗装などにより，雨水の地下浸透に配慮します。

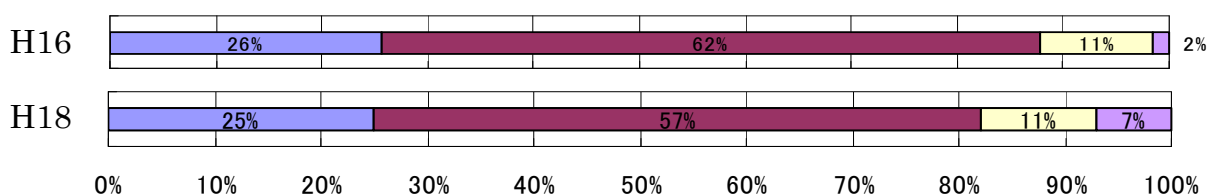
ア. 実施している イ. 実施を検討している ウ. 実施する予定はない



環境目標4 ヨシがそよぎ，生き物が豊富な水辺

質問10 清掃活動，水辺の保全活動等に参加や協力をします。

ア. 参加・協力をしている イ. 機会があれば参加・協力をしたい ウ. 参加・協力をする予定はない

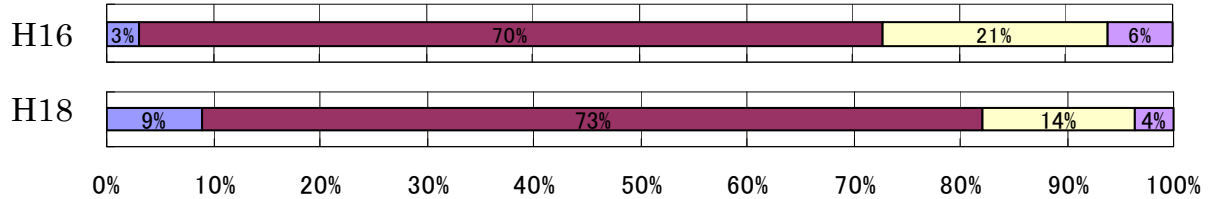


凡例：ア ■ , イ ■ , ウ ■ , エ ■ , 無回答 ■

環境目標 5 緑の連なり、木漏れ日のもりに息づく里の営み

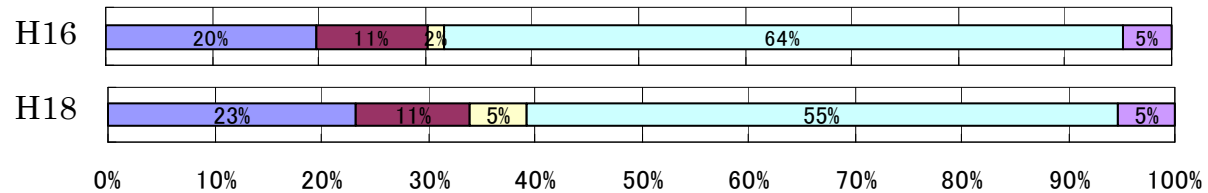
質問 1 1 里山の保全や維持活動等へ参加や協力をします。

ア. 参加・協力をしている イ. 機会があれば参加・協力をしたい ウ. 参加・協力をする予定はない



質問 1 2 地場の産品を積極的に取り扱います。

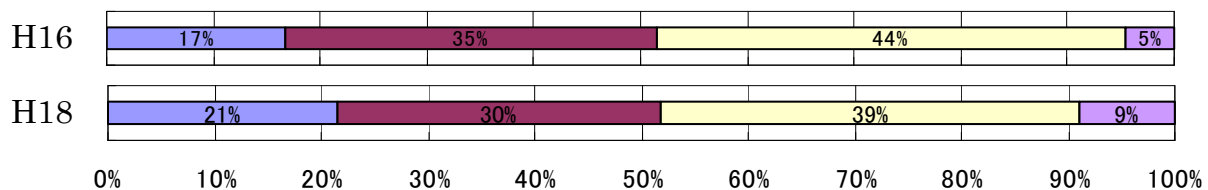
ア. 実施している イ. 実施を検討している ウ. 実施する予定はない エ. 農産物の取り扱いがない



環境目標 6 遊び、学び、みんなで支える自然

質問 1 3 イベント等に人材を提供するなどして、環境教育や環境学習を支援します。

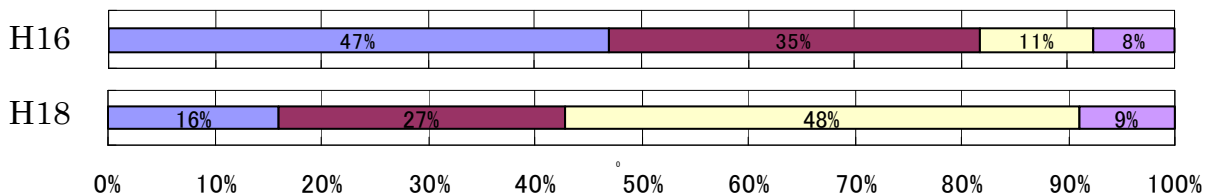
ア. 実施している イ. 実施を検討している ウ. 実施する予定はない



環境目標 7 資源を大事に使う、環境に思いやりのある暮らし

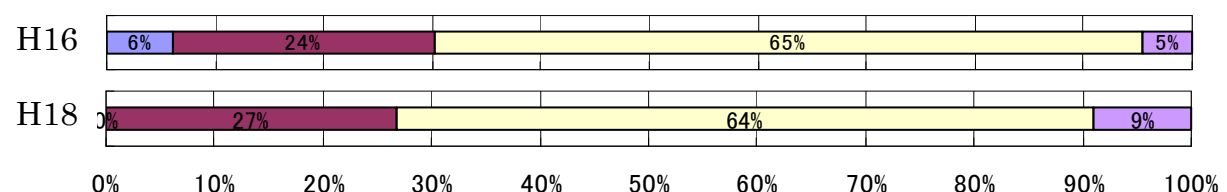
質問 1 4 事業所の熱回収やコージェネレーション等の導入により、事業に伴って発生するエネルギーを有効に利用したり、省エネルギー化を推進します。

ア. 実施している イ. 実施を検討している ウ. 実施する予定はない



質問 1 5 太陽光発電設備などの新エネルギーシステム等を積極的に導入します。

ア. 実施している イ. 実施を検討している ウ. 実施する予定はない

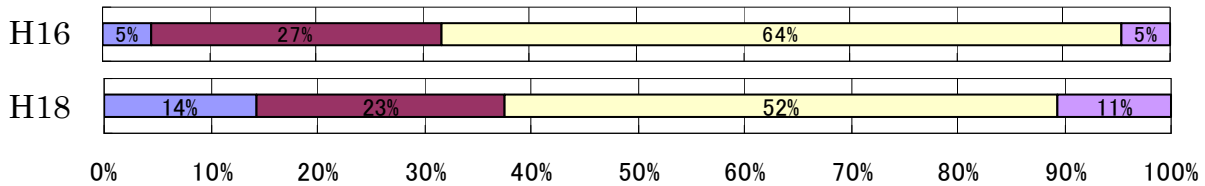


環境基本計画に関するアンケート（事業者編）

凡例：ア ■ , イ ■ , ウ ■ , エ ■ , 無回答 ■

質問１６ 省資源・省エネなど環境負荷の低減に資する製品・商品の開発や販売に取り組んでいる。

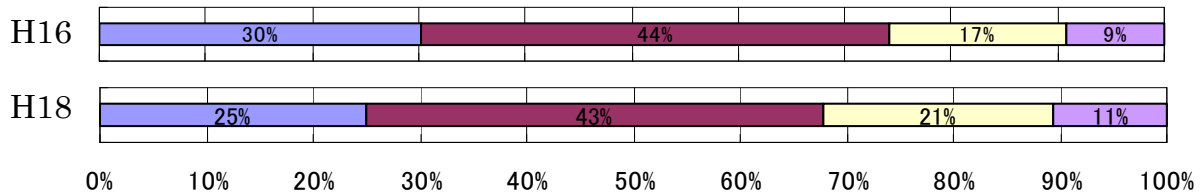
ア. 実施している イ. 実施を検討している ウ. 実施する予定はない



環境目標８ ごみの少ない、ものを大切にする暮らし

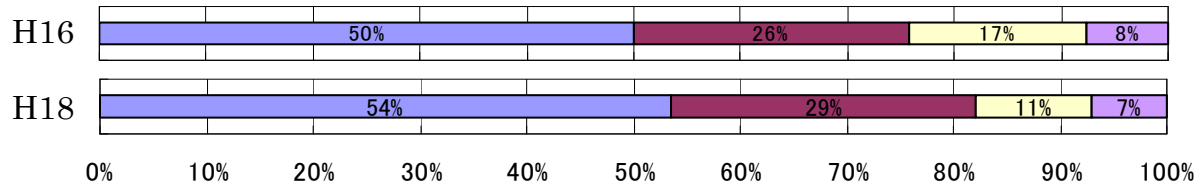
質問１７ ゼロ・エミッション化（ごみゼロ化）に取り組めます。

ア. 実施している イ. 実施を検討している ウ. 実施する予定はない



質問１８ 業務用品等は、エコマークなどの環境ラベルのついた商品を優先して購入します。

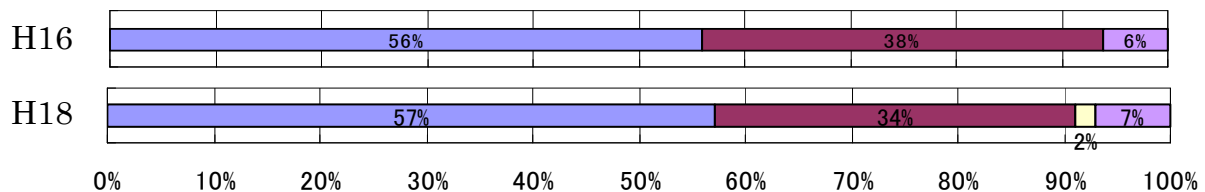
ア. 実施している イ. 実施を検討している ウ. 実施する予定はない



環境目標９ 平穏で、健やかな暮らし

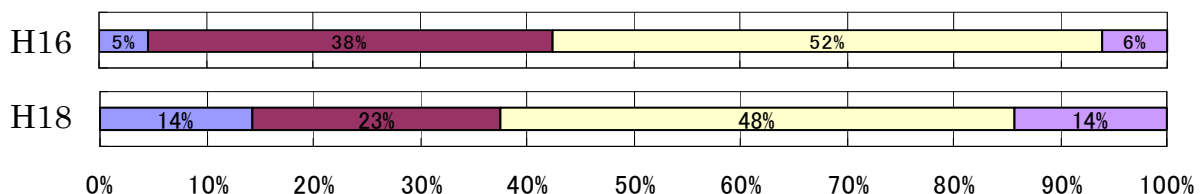
質問１９ 騒音，振動，悪臭等の防止に努めます。

ア. 努めている イ. おおむね努めている ウ. 努めていない



質問２０ ISO14001認証取得などにより，環境保全に対する責任を社会にアピールします。

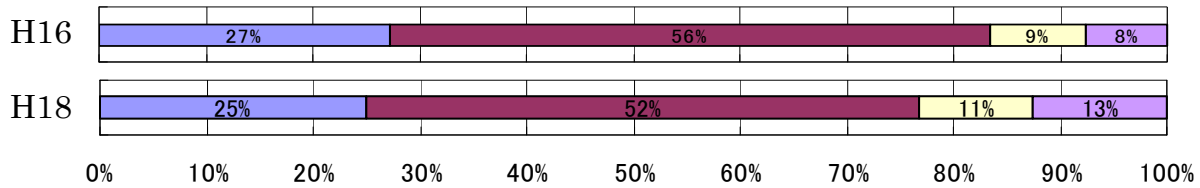
ア. 実施している イ. 実施を検討している ウ. 実施する予定はない



凡例：ア ■ ， イ ■ ， ウ ■ ， エ ■ ， 無回答 ■

質問２１ 新たな環境問題に関心を持ち、情報収集に努めます。

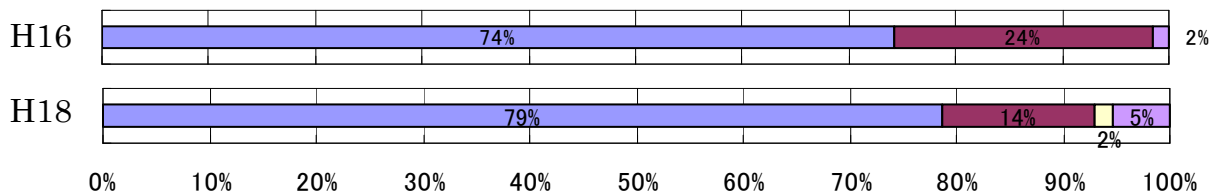
ア. 努めている イ. おおむね努めている ウ. 努めていない



環境目標１０ 良識と思いやりに支えられた快適でさわやかな暮らし

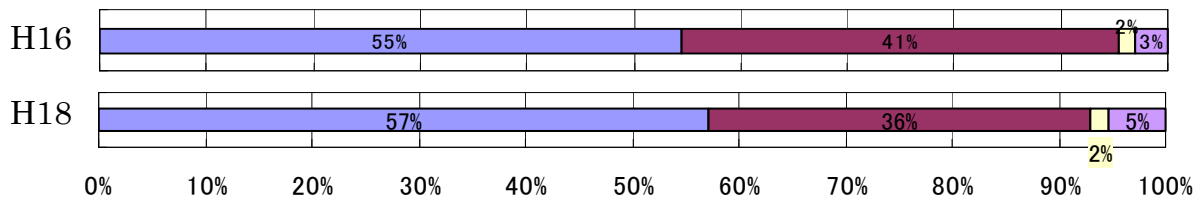
質問２２ 法律やルールに基づいて正しくごみを処理します。

ア. 実施している イ. おおむね実施している ウ. 実施していない



質問２３ 事業所や事業所の周りの美化に努めます。

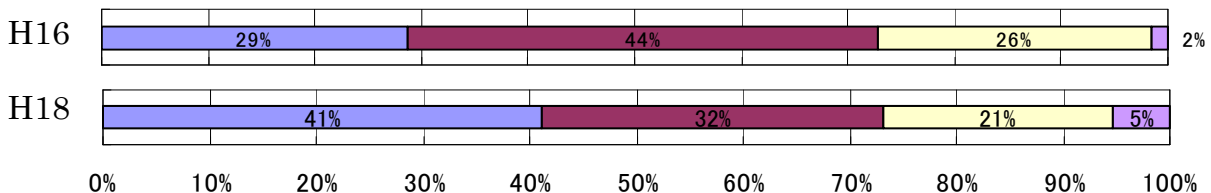
ア. 実施している イ. おおむね実施している ウ. 実施していない



環境目標１１ 緑と水辺がすがすがしい、美しい町並み

質問２４ 事業所敷地内を積極的に緑化します。

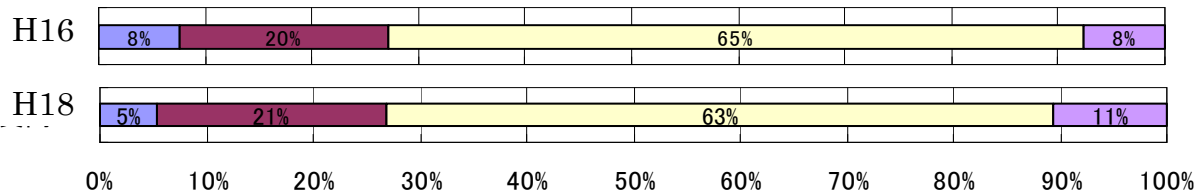
ア. 実施している イ. おおむね実施している ウ. 実施していない



環境目標１２ だれもが安心して歩ける、散歩が楽しいまち

質問２５ 駅への送迎バス等を運行するなど、公共交通による通勤を進めます。

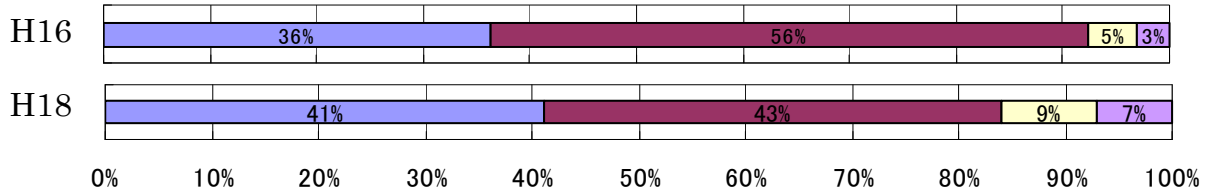
ア. 実施している イ. 実施を検討している ウ. 実施する予定はない



凡例：ア ■ , イ ■ , ウ ■ , エ ■ , 無回答 ■

質問２６ 従業員への運転マナーなどの教育を徹底します。

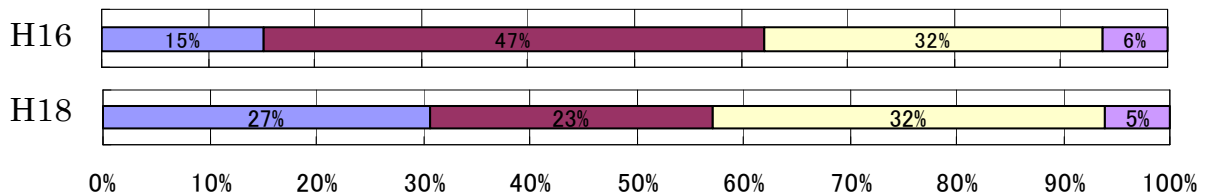
ア. 徹底している イ. おおむね徹底している ウ. 徹底していない



環境目標１３ 郷土の歴史と文化が薫るまち

質問２７ 地域文化伝承に関する民間団体を支援します。

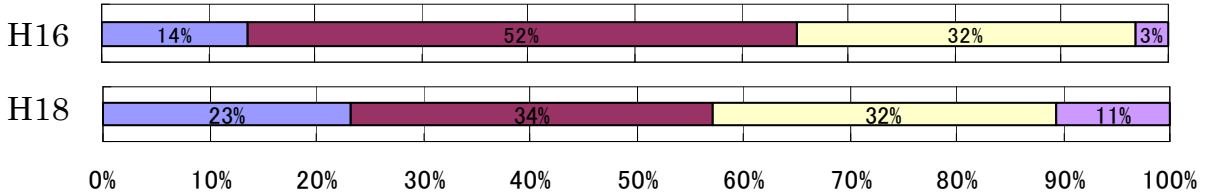
ア. 支援している イ. 支援を検討している ウ. 支援する予定はない



環境目標１４ 環境を守り、はぐくむ、知恵と行動の輪を広げる

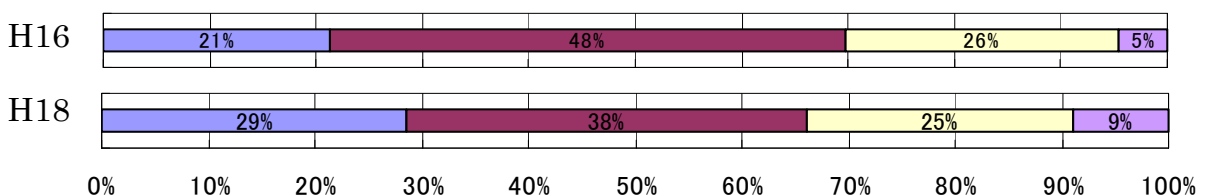
質問２８ 市や市民、民間団体等で行う環境調査や情報発信イベントにボランティア参加など支援を行います。

ア. 支援している イ. 支援を検討している ウ. 支援する予定はない



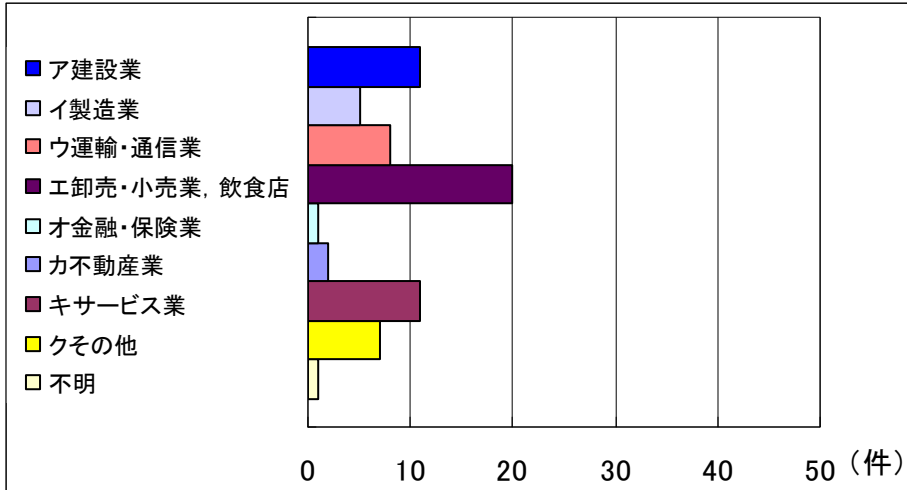
質問２９ 事業所において、環境教育や環境学習に積極的に取り組みます。

ア. 実施している イ. 実施を検討している ウ. 実施する予定はない

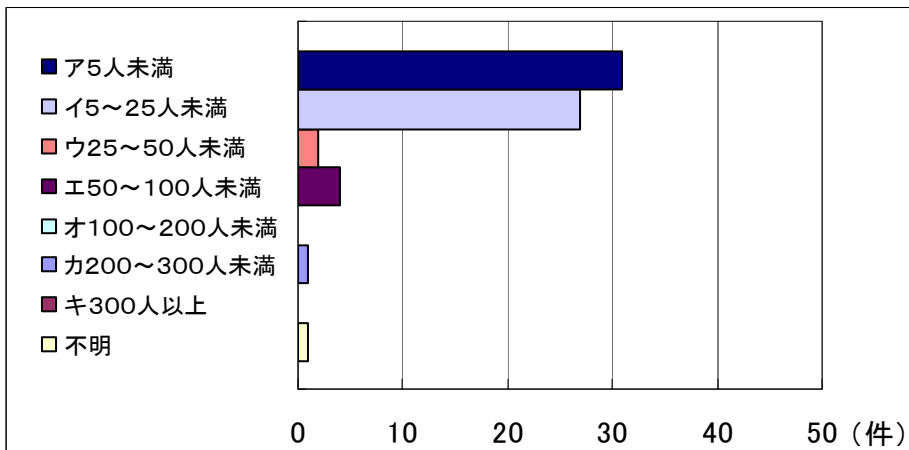


貴事業所について

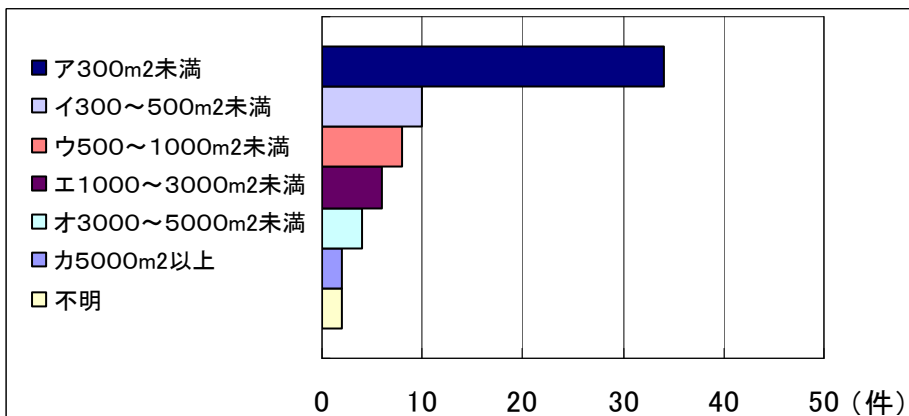
質問３０ 貴事業所の業種についてお答えください。



質問３１ 貴事業所の従業員数についてお答えください。

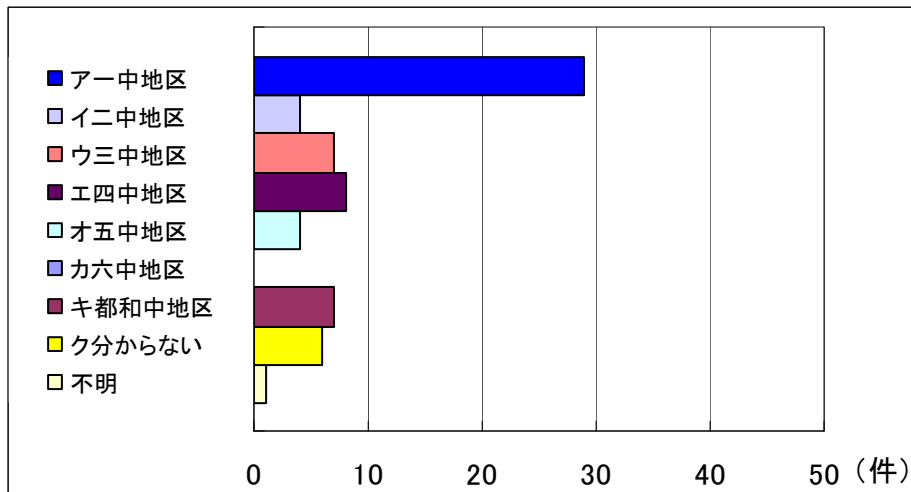


質問３２ 貴事業所の敷地面積についてお答えください。

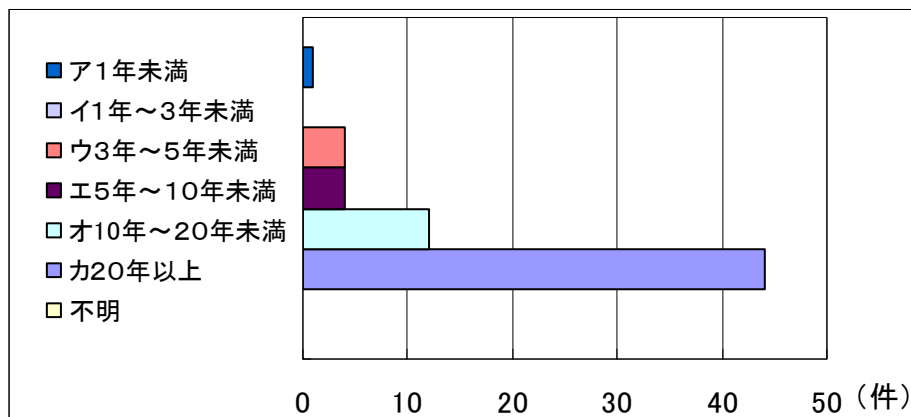


凡例：ア ■ ， イ ■ ， ウ ■ ， エ ■ ， 無回答 ■

質問３３ 貴事業所の位置についてお答えください。



質問３４ 土浦市に貴事業所を設置して何年になりますか。



土浦市役所環境保全率先実行計画による環境負荷等実態調査の実施に伴う 目標達成状況について（報告）

1 調査の趣旨

地球温暖化対策の推進に関する法律第8条の規定により平成13年度に策定した『土浦市役所環境保全率先実行計画』に基づき、毎年、市役所の事務・事業に関する温室効果ガス排出量の状況などの調査を行っています。

2 土浦市役所環境保全率先実行計画で定める削減目標

（1）温室効果ガス総排出量の削減目標

○「市役所独自分」の事務・事業に係る温室効果ガス総排出量を平成12年度を基準に、平成14年度から平成18年度までの計画期間中に5%削減することを努力目標としています。

（2）重点目標

- 重点目標(ア)……電気使用量 5%削減
- 重点目標(イ)……ガソリン使用量 5%削減
- 重点目標(ウ)……軽油、灯油、A重油、LPG、都市ガス使用量 5%削減
- 重点目標(エ)……用紙類(コピー用紙)購入量 5%削減
- 重点目標(オ)……水使用量 5%削減
- 重点目標(カ)……公共施設から排出される可燃ごみ 10%削減

3 今回の調査対象期間

平成18年度

4 調査対象範囲

調査対象とする範囲は、市役所が実施する事務・事業全般ですが、新治地区の事務・事業は基準年度である平成12年度の施設における各項目の詳細な数値がないため算入しておりません。

また、対象とする組織・施設は、本庁舎のほか分庁舎、公民館、学校等を含む市役所のすべての組織・施設です。

* 全般的に事務・事業を委託している施設は、法定外として、この調査の対象としていません。

5 環境負荷等実態調査の実施方法

各所属で選任されたエコオフィス推進員からの報告を取りまとめ、目標別達成状況（p61）を作成しました。

6 調査結果

温室効果ガス総排出量を平成12年度対比で、11.8%（858,613kg-CO₂：二酸化炭素換算）削減できました。（詳細はp61のとおり）

* これは、原油 324,005 リットル（ドラム缶約 1,620 本）燃焼相当分となります。

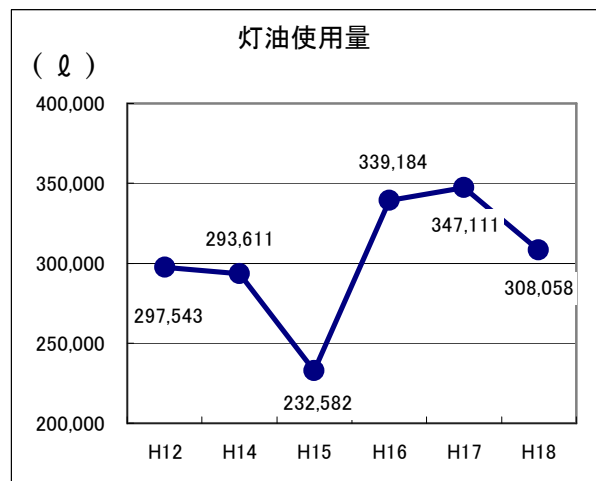
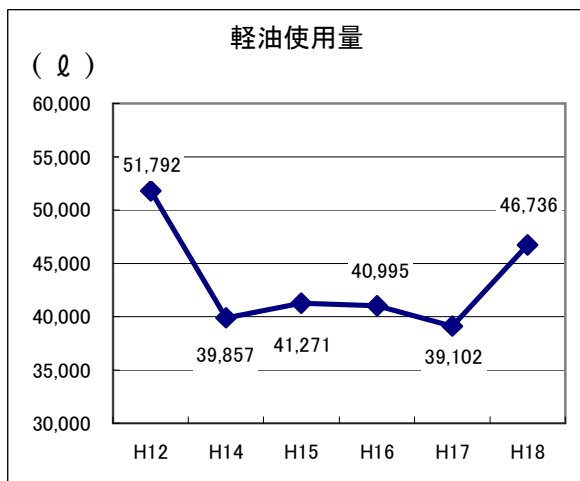
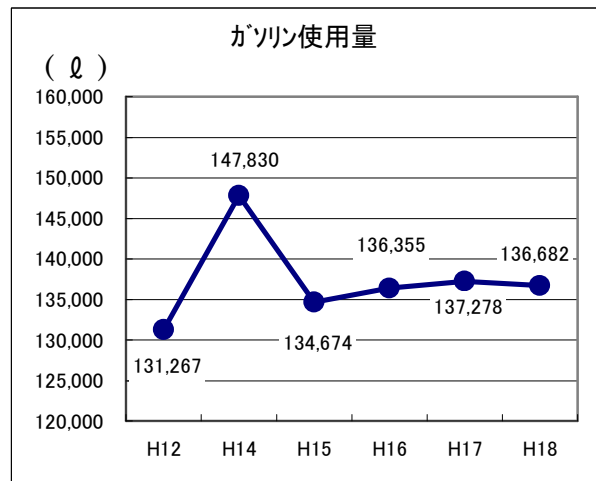
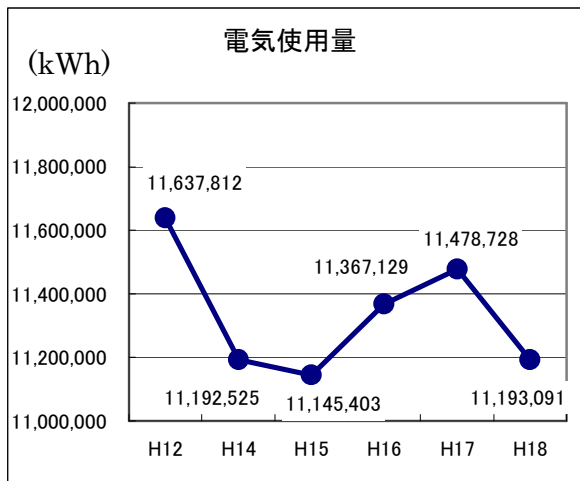
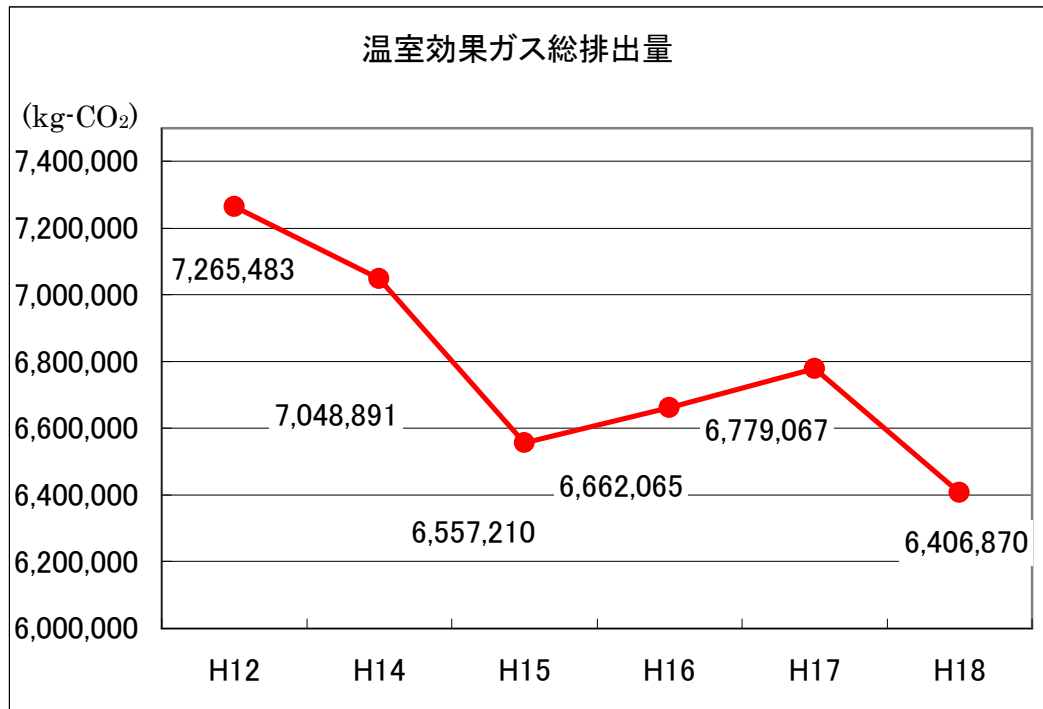
* また、今回の削減により、概算で 2,683 万円の費用削減効果があったこととなります。（詳細はp64のとおり）

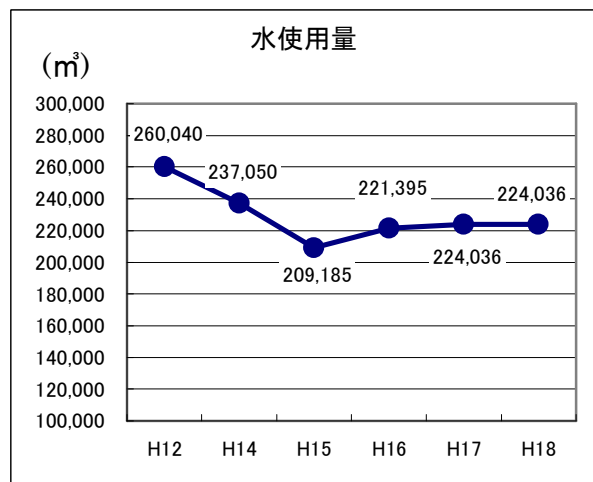
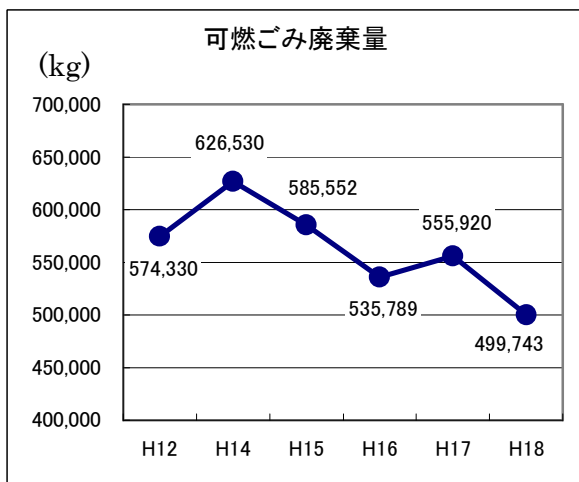
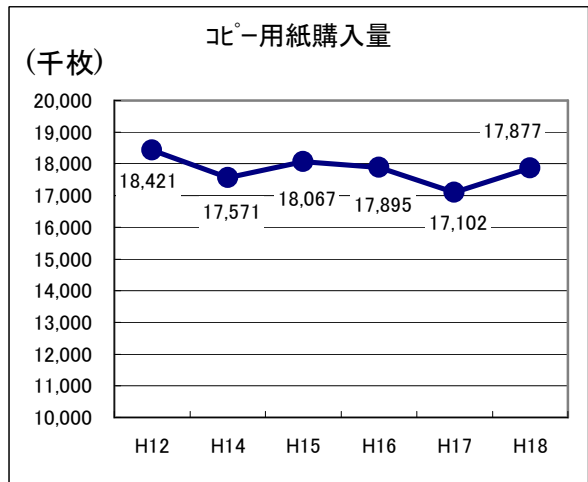
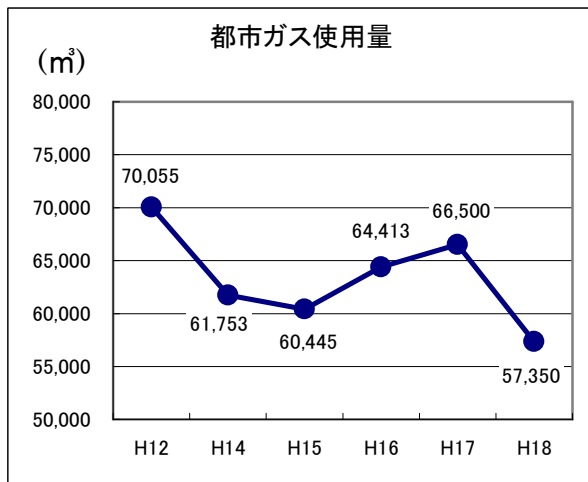
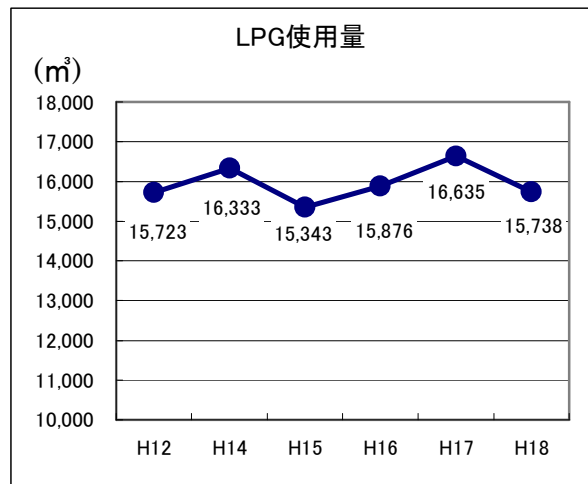
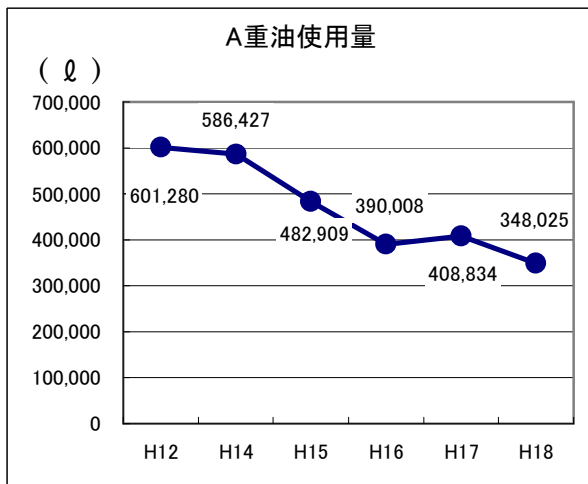
7 調査結果の取り扱い

今回の調査に係る温室効果ガス総排出量や目標達成状況を市の広報紙やホームページなどで公表いたします。

項 目	削減目標	単位	二酸化炭素排出係数	H12年度 [基準年度]	H14年度	H12比 増減率 (%)	H15年度	H12比 増減率 (%)	H16年度	H12比 増減率 (%)	H17年度	H12比 増減率 (%)	H18年度	構成 比 (%)	H17比 増減率 (%)	H12対比 増減量	増減率 (%)	備 考
温室効果ガス削減対象	重点目標	電気使用量*	kWh kg-CO ₂	11,637,812	11,192,525	▲ 3.8	11,145,403	▲ 4.2	11,367,129	▲ 2.3	11,478,728	▲ 1.4	11,193,091	82.37	▲ 2.5	▲ 444,721	▲ 3.8	・屋休みの消灯、パソコンの節電 ・エアコンの適正温度設定 ・H17.5ボラ児童館共用開始
				4,154,699	3,995,731		3,978,909		4,058,065		4,097,906		3,995,933			▲ 158,766		
		カーボン使用量	リットル kg-CO ₂	131,267	147,830	12.6	134,674	2.6	136,355	3.9	137,278	4.6	136,682	4.93	▲ 0.4	5,415	4.1	・公用車の走行距離の増加 H12…1,036千km H18…1,221千km H12…210台 H18…201台
				303,227	341,487		311,097		314,980		317,112		315,736			12,509		
		軽油使用量	リットル kg-CO ₂	51,792	39,857		41,271	▲ 20.3	40,995	▲ 20.8	39,102	▲ 24.5	46,736	1.93	19.5	▲ 5,056	▲ 9.8	・公用車の走行距離の減少 H12…199千km H18…188千km H12…70台 H18…66台
				136,731	105,222		108,955		108,227		103,229		123,383			▲ 13,348		
		灯油使用量	リットル kg-CO ₂	297,543	293,611	▲ 1.3	232,582	▲ 21.8	339,184	14.0	347,111	16.7	308,058	12.07	▲ 11.3	10,515	3.5	・施設設備の切り替え (A重油から灯油へ)
				746,833	736,964		583,781		851,352		871,249		773,225			26,392		
		A重油使用量	リットル kg-CO ₂	601,280	586,427	▲ 2.5	482,909	▲ 19.7	390,008	▲ 35.1	408,834	▲ 32.0	348,025	15.05	▲ 14.9	▲ 253,255	▲ 42.1	・施設設備の切り替え (A重油から灯油へ)
				1,665,546	1,624,403		1,337,658		1,080,322		1,132,470		964,029			▲ 701,517		
温室効果ガス削減対象以外	重点目標以外	LPG使用量	m ³ kg-CO ₂	15,723	16,333	3.9	15,343	▲ 2.4	15,876		16,635	5.8	15,738	1.48	▲ 5.4	15	0.1	・施設給湯及び保育所調理設備
				94,967	98,651		92,672		95,891	1.0	100,475		95,058			91		
		都市ガス使用量	m ³ kg-CO ₂	70,055	61,753	▲ 11.9	60,445	▲ 13.7	64,413	▲ 8.1	66,500	▲ 5.1	57,350	1.92	▲ 13.8	▲ 12,705	▲ 18.1	・施設暖房、給湯及び保育所調理設備
				150,618	132,769		129,957		138,488		142,975		123,303			▲ 27,315		
		重点目標以外	kg-CO ₂	12,864	13,663	6.2	14,182	10.2	14,740	14.6	13,650	6.1	16,203	0.24	18.7	3,339	26.0	・自動車の走行などにより排出 されるメタン、一酸化二窒素、 HFCなど
	温室効果ガス削減対象以外	温室効果ガス総排出量	kg-CO ₂	7,265,483	7,048,891	▲ 3.0	6,557,210	▲ 9.7	6,662,065	▲ 8.3	6,779,067	▲ 6.7	6,406,870	100.0	▲ 5.5	▲ 858,613	▲ 11.8	・地球温暖化対策推進法施行令 で定められた排出係数により 算出しています。
		コピー用紙購入量	千枚 (A4換算)	18,421	17,571	▲ 4.6	18,067	▲ 1.9	17,895	▲ 2.9	17,102	▲ 7.2	17,877	-	4.5	▲ 544	▲ 3.0	・裏面利用の徹底
	温室効果ガス削減対象以外	水使用量	m ³	260,040	237,050	▲ 8.8	209,185	▲ 19.6	221,395	▲ 14.9	224,036	▲ 13.8	199,255	-	▲ 11.1	▲ 60,785	▲ 23.4	・節水コマの設置等 ・学校プールでの使用
	温室効果ガス削減対象以外	可燃ごみ廃棄量	kg	574,330	626,530	9.1	585,552	2.0	535,789	▲ 6.7	555,920	▲ 3.2	499,743	-	▲ 10.1	▲ 74,587	▲ 13.0	

* 本表には、市民活動等の関与が大きい清掃センター及び量終処分場の電気使用量について、「市民等関与分」として含んでいません。また、新治地区の事務事業については、H18年2月合併のため算入していません。
kg-CO₂：温室効果ガスの量を代表的な温室効果ガスの重量に換算した単位で、国で採用している単位。





費用削減効果について

平成18年度実績：平成12年度対比（概算）

項 目	増 減 量	単 価	金 額
電 気	▲ 444,721 (kWh)	22 (円/kWh)	▲ 9,783,862 (円)
ガソリン	5,415 (ℓ)	126.5 (円/ℓ)	684,998 (円)
軽 油	▲ 5,056 (ℓ)	105.7 (円/ℓ)	▲ 534,419 (円)
灯 油	10,515 (ℓ)	69.7 (円/ℓ)	732,896 (円)
A重油	▲ 253,255 (ℓ)	63.3 (円/ℓ)	▲ 16,031,042 (円)
LPG	15 (m ³)	427.5 (円/m ³)	6,413 (円)
都市ガス	▲ 12,705 (m ³)	150 (円/m ³)	▲ 1,905,750 (円)
計			▲ 26,830,767 (円)

【単価の根拠】

- ・電気： (財)省エネルギーセンター発行の資料に示されている一般的な単価
- ・ガソリン： 平成18年度管財課契約単価(レギュラーガソリン)
- ・軽油： 平成18年度管財課契約単価(軽油税を含む。)
- ・灯油： 平成18年度管財課契約単価(ローリー単価)
- ・A重油： 平成18年度管財課契約単価(ローリー単価)
- ・LPG： 平成18年度管財課契約単価
- ・都市ガス： 平成18年度の年間平均単価(東部ガスより)

土浦市役所環境保全率先実行計画の取組状況について

【土浦市役所環境保全率先実行計画 目標別達成状況（p61）の概要】

- ・土浦市役所環境保全率先実行計画における温室効果ガス削減目標などに対する平成14年度から平成18年度の達成状況を示しています。
 - ・表中の削減目標は、基準年度である平成12年度に対し、計画期間の最終年度にあたる平成18年度までに達成しようとする目標です。
- 新治地区の組織・施設においては、合併前のデータ（平成12年度：基準年度～平成16年度）において各施設の詳細な資料がないため削減量が把握できず、算定しておりません。

【平成18年度の気象状況】：気象庁報道発表より

- ・H18の年平均気温については、全国的に高く、南西諸島ではかなり高かった。平年を0.5℃上回ったところが多く、西日本の一部では平年を1℃以上上回った。秋は移動性高気圧に覆われたため、晴れて暖かい日が全国的に多かった。特に10月は東日本と西日本で記録的な高温となった。12月も冬型の気圧配置が平年に比べ現れにくかったため全国的に高温となったほか、日本海側の降雪量は平年を下回った。
- ・梅雨入りは、九州南部で早かったほかは平年並か平年より遅かったが、梅雨前線の活動は活発で、全国的に大雨が発生したが、特に7月15日から24日にかけては、本州から九州にかけての広い範囲で豪雨となり、甚大な被害が発生した。台風の年間上陸数は2個（平年2.6個）だった。

【温室効果ガスの総排出量】

- ・平成18年度の温室効果ガス総排出量は、基準年度である平成12年度と比較して、**11.8%減少**しました。これは、二酸化炭素**858,613kg**分で、原油に換算すると、ドラム缶**約1,620本**分の消費を削減したことになります。また、概算で**2,683万円**の経費削減の効果があつたことになります。

【温室効果ガス排出量の内訳】

- ・電気や燃料の使用など、温室効果ガスの排出に直接関与する活動についても、それぞれ目標を定めています。
- ・電気使用量については、**3.8%減少**しました。
 - ＊昼休み時の消灯やパソコンの電源オフ、エアコンの適正温度設定など意識の向上による効果
- ・ガソリン使用量については、**4.1%増加**しましたが、ほとんどが公用車の燃料であり、ガソリン車の走行距離増加が大きく関与していると思われます。
 - ＊ガソリン公用車の走行距離は、H12年度比17.9%増
 - ＊燃費は13.4%向上（平成12年度 8.0km/ℓ ， 平成18年度 9.1km/ℓ ）
 - ・平成13年度…ハイブリッド車1台
 - ・平成14年度…低公害車4台
 - ・平成15年度…ハイブリッド車2台、低公害車11台
 - ・平成16年度…低公害車14台
 - ・平成17年度…低公害車15台
 - ・平成18年度…低公害車2台

- ・軽油使用量については、**9.8%減少**しましたが、ほとんどが公用車の燃料であり、ディーゼル車の走行距離減少が大きく関与していると思われます。

＊ディーゼル公用車走行距離は平成12年度比5.5%減となっており、66台中52台(79%)は特殊用途車。

- ・灯油使用量については、多くの施設で減少していますが、一部の施設が燃料を切り替えたことなどから、全体として**3.5%増加**しました。

＊灯油の用途は、ほとんどが暖房用←暖冬の影響

＊第一学校給食センターの調理用ボイラーが灯油用に切り替え増加。増加分の大部分が調理用ボイラー分。

＊二中地区公民館、都和公民館の空調を灯油用ボイラーの集中管理から電気パッケージ型に切り替え減少。

- ・A重油使用量については、多くの施設で減少しており、全体として**42.1%減少**しました。

＊A重油の用途・・・清掃センター：焼却炉助燃用、粗大ボイラー用 ・その他施設：暖房用←暖冬の影響

＊第一学校給食センターの調理用ボイラーを灯油用に切り替えたことによる減少

＊四中地区公民館で空調をA重油用ボイラーの集中管理から電気パッケージ型に切り替え減少。その他清掃センター等で減少。

- ・LPG使用量については、施設によって増減が様々ですが、全体として**0.1%増加**しました。

＊LPGの用途は、給湯用のほか保育所などの調理用

- ・都市ガス使用量については、多くの施設で減少しており、全体として**18.1%減少**しました。

＊都市ガスの用途は、ほとんどが暖房・給湯用のほか保育所などの調理用←暖冬の影響

【その他（温室効果ガスの排出に直接関与しない環境負荷）の目標】

- ・コピー用紙購入量については、**3.0%減少**しました。

＊裏面利用等の意識の向上による効果

- ・水使用量については、**23.4%減少**しました。

＊節水コマの設置等による効果 ・学校プールでの使用

- ・可燃ごみ廃棄量については、施設回収ごみ等の減少により、**13.0%減少**しました。

＊施設回収ごみの減：公園の草刈り、剪定枝などは回収・リサイクルへ

＊ISO14001認証取得に伴う意識の向上

土浦市環境白書（資料編） —平成18年度年次報告書—

編集・発行 平成19年9月

土浦市市民生活部環境保全課

〒300-8686

土浦市下高津一丁目20番35号

T E L 029-826-1111(代表)

F A X 029-826-3404(代表)

E-mail k-hozen@city.tsuchiura.ibaraki.jp

この冊子は、古紙配合率100%、白色度70%の再生紙を使用しています。